令和 7 年　第 3 回定例会

上富良野町議会会議録

開会　令和 7 年 9 月 18 日

閉会　令和 7 年 9 月 19 日

上 富 良 野 町 議 会

目　　次

第　１　号（９月１８日）

○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　1
○開会宣告・開議宣告　……　2
○諸 般 の 報 告　……　2
○日程第　１　会議録署名議員の指名について　……　2
○日程第　２　議会運営委員長報告　……　3
○日程第　３　会期の決定について　……　3
○日程第　４　行 政 報 告　……　3
○日程第　５　報告第　１号　例月現金出納検査結果報告について　……　4
○日程第　６　報告第　２号　議員派遣結果報告について　……　5
○日程第　７　報告第　３号　議員派遣結果報告について　……　6
○日程第　８　報告第　４号　専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）　……　6
○日程第　９　報告第　５号　令和６年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について　……　7
○日程第１０　報告第　６号　令和７年度(令和６年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について　……　7
○日程第１１　町の一般行政について質問……　8
３番　湯　川　千悦子　君　……　8
１　熱中症による事故防止のためエアコン設置費用の補助を行う考えはないか
２　止まらない物価高騰対策としてプレミアム商品券の発行を行う考えはないか
１０番　井　村　悦　丈　君　……　9
１　熱中症による健康被害予防対策について
２　郷土芸能の保存継承について
８番　中　瀬　　実　君　……　１６
１　ヒグマ対策について
５番　金　子　益　三　君　……　２２
１　これからの富良野広域連合への考え方は
２　年末年始の繁忙期に対応できるプレミアム商品券事業は行わないか
１番　佐　藤　大　輔　君　……　３１
１　花火大会について
２　ラベンダーフェスタにおける交通渋滞について
６番　林　　敬　永　君　……　３７
１　外国人による日本での土地取得に対する町の対応について
２　消防本部移転計画の再考と住民安全確保について
○散　会　宣　告　……　４４

目　　次

第　２　号（９月１９日）

○議　事　日　程　……　４５
○出　席　議　員　……　４５
○欠　席　議　員　……　４６
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　４６
○議会事務局出席職員　……　４６
○開　議　宣　告　……　４７
○諸 般 の 報 告　……　４７
○日程第　１　会議録署名議員の指名について　……　４７
○日程第　２　選任第１号　常任委員の選任について
○日程第　３　選任第２号　議会運営委員の選任について　……　４７
○日程第　４　町の一般行政について質問　……　４７
２番　荒　生　博　一　君　……　４７
１　ラベンダーフェスタかみふらの２０２５の運営について
２　町民に届く地域イベント等の広報について
７番　茶　谷　朋　弘　君　……　５７
１　町の移住定住支援策について
４番　米　澤　義　英　君　……　６５
１　ミサイルの配備計画について
２　こども誰でも通園制度について
３　緊急通報システム事業について
４　白銀荘における非常用電源の確保について
５　人口減少対策について
６　上富良野高校の維持について
○日程第　５　議案第　１号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）　……　７４
○日程第　６　議案第　２号　令和７年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）　……　７５
○日程第　７　議案第　３号　令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）　……　７８
○日程第　８　議案第　４号　令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）　……　７９
○日程第　９　議案第　５号　令和７年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）　……　８０
○日程第１０　議案第　６号　令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）　……　８１
○日程第１１　議案第　７号　令和７年度上富良野町水道事業会計補正予算（第１号）　……　８１
○日程第１２　議案第　８号　令和７年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第１号）　……　８２
○日程第１３　議案第　９号　令和７年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）　……　８３
○日程第１４　議案第１０号　令和６年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について　……　８３
○日程第１５　議案第１１号　令和６年度上富良野町公共下水道事業会計未処分利益

剰余金の処分について …… ８４
○日程第１６　議案第１２号　令和６年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について …… ８４
○日程第１７　議案第１３号　令和６年度上富良野町企業会計決算の認定について …… ８５
○日程第１８　議案第１４号　上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 …… ９０
○日程第１９　議案第１５号　上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 …… ９０
○日程第２０　議案第１６号　上富良野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 …… ９１
○日程第２１　議案第１７号　上富良野町水道事業給水条例及び上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例 …… ９２
○日程第２２　議案第１８号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について …… ９３
○日程第２３　議案第１９号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について …… ９３
○日程第２４　議案第２０号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について …… ９３
○日程第２５　議案第２３号　財産取得について（救急車電動ストレッチャー） …… ９４
○日程第２６　議案第２４号　上富良野町とカムローズ市との友好都市提携の終了について …… ９５
○日程第２７　議案第２５号　中の沢水道施設整備工事（その１）請負契約の締結について …… ９６
○日程第２８　議案第２６号　中の沢水道施設整備工事（その２）請負契約の締結について …… ９６
○日程第２９　議案第２１号　教育長の任命について …… ９７
○日程第３０　議案第２２号　教育委員会委員の任命について …… ９８

○日程第３１　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について …… ９８
○日程第３２　発議案第１号　議会広報特別委員会設置に関する決議について …… ９９
○日程第３３　発議案第２号　議員派遣について …… ９９
○日程第３４　発議案第３号　国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見について …… １００
○日程第３５　発議案第４号　将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見について …… １０１
○日程第３６　閉会中の継続調査申し出について …… １０３
○閉　会　宣　告 …… １０３

第 3 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案番号	件名	議決月日	結果
1	専決処分の承認を求めることについて （令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号））	９月 19 日	原　案　可　決
2	令和７年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）	９月 19 日	原　案　可　決
3	令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	９月 19 日	原　案　可　決
4	令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	９月 19 日	原　案　可　決
5	令和７年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）	９月 19 日	原　案　可　決
6	令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）	９月 19 日	原　案　可　決
7	令和７年度上富良野町水道事業会計補正予算（第１号）	９月 19 日	原　案　可　決
8	令和７年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第１号）	９月 19 日	原　案　可　決
9	令和７年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）	９月 19 日	原　案　可　決
10	令和６年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	９月 19 日	原　案　可　決
11	令和６年度上富良野町公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	９月 19 日	原　案　可　決
12	令和６年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	９月 19 日	決算特別委員会付託
13	令和６年度上富良野町企業会計決算の認定について	９月 19 日	決算特別委員会付託

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
14	上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	9月19日	原　案　可　決
15	上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	9月19日	原　案　可　決
16	上富良野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	9月19日	原　案　可　決
17	上富良野町水道事業給水条例及び上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例	9月19日	原　案　可　決
18	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	9月19日	原　案　可　決
19	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	9月19日	原　案　可　決
20	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	9月19日	原　案　可　決
21	教育長の任命について	9月19日	同　意　可　決
22	教育委員会委員の任命について	9月19日	同　意　可　決
23	財産の取得について（救急車電動ストレッチャー）	9月19日	原　案　可　決
24	上富良野町とカムローズ市との友好都市提携の終了について	9月19日	原　案　可　決
25	中の沢水道施設整備工事（その１）請負契約の締結について	9月19日	原　案　可　決
26	中の沢水道施設整備工事（その２）請負契約の締結について	9月19日	原　案　可　決

番号	件　　名	議決月日	結　　果
	諮　　問		
1	人権擁護委員候補者の推薦について	9月19日	同　意　可　決
	行　政　報　告	9月18日	
	町の一般行政について質問	9月18・19日	
	報　　告		
1	例月現金出納検査結果報告について	9月18日	報　　告
2	議員派遣結果報告について	9月18日	報　　告
3	議員派遣結果報告について	9月18日	報　　告
4	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	9月18日	報　　告
5	令和６年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	9月18日	報　　告
6	令和７年度（令和６年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月18日	報　　告

番号	件　　名	議決月日	結　　果
	選　　任		
1	常任委員の選任について	9月19日	選　　任
2	議会運営委員の選任について	9月19日	選　　任
	発　　議		
1	議会広報特別委員会設置に関する決議について	9月19日	原　案　可　決
2	議員派遣について	9月19日	原　案　可　決
3	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見について	9月19日	原　案　可　決
4	将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見について	9月19日	原　案　可　決
	閉会中の継続調査申し出について	9月19日	原　案　可　決

令和７年第３回定例会

上富良野町議会会議録（第１号）

令和７年９月１８日（木曜日）

○議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名について
第　２　議会運営委員長報告
第　３　会期の決定について　９月１８日～１９日　２日間
第　４　行政報告　　町　長　斉　藤　　繁　君
第　５　報告第　１号　例月現金出納検査結果報告について
　　代表監査委員　中　田　繁　利　君
第　６　報告第　２号　議員派遣結果報告について
第　７　報告第　３号　議員派遣結果報告について
第　８　報告第　４号　専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
第　９　報告第　５号　令和６年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について
第１０　報告第　６号　令和７年度(令和６年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第１１　町の一般行政について質問

○出席議員（１３名）

１番	佐藤大輔君	２番	荒生博一君
３番	湯川千悦子君	４番	米澤義英君
５番	金子益三君	６番	林　敬永君
７番	茶谷朋弘君	８番	中瀬　実君
１０番	井村悦丈君	１１番	北條隆男君
１２番	小林啓太君	１３番	岡本康裕君
１４番	中澤良隆君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	斉藤　繁君	副町長	佐藤雅喜君
教育長	鈴木真弓君	代表監査委員	中田繁利君
農業委員会会長	井村昭次君	会計管理者	上嶋義勝君
総務課長	上村正人君	企画商工観光課長	宮下正美君
町民生活課長	安川伸治君	保健福祉課長	三好正浩君
農業振興課長	山内智晴君	農業委員会事務局長	林下里志君
建設水道課長	菊地　敏君	教育振興課長	高松　徹君
ラベンダーハイツ所長	武山義枝君	町立病院事務長	長岡圭一君

○議会事務局出席職員

局長	谷口裕二君	次長	甲斐幹彦君
主事	進　梨夏君		

午前　９時００分　開会
（出席議員　１３名）

◎開　会　・　開　議　宣　告

○議長（中澤良隆君）　御出席、誠に御苦労さまに存じます。

ただいまの出席議員は１３名でございます。

これより、令和７年第３回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（中澤良隆君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君）　御報告申し上げます。

本定例会は、９月１２日に告示され、同日議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から例月現金出納検査結果報告、教育長から令和６年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から議員派遣結果報告がありました。

町長から本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申出があり、その資料として、行政報告とともに、令和７年度建設工事発注状況を配付しましたので参考に願います。

また、選任第１号常任委員の選任について、選任第２号議会運営委員の選任について、議案第２１号教育長の任命について、議案第２２号教育委員会委員の任命について、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦については、明日１９日に配付の予定であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（中澤良隆君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君）　日程第１　会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において、

３番　湯　川　千悦子　君
４番　米　澤　義　英　君

を指名いたします。

◎日程第２　議会運営委員長報告

○議長（中澤良隆君）　日程第２　議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米澤義英君。

○議会運営委員長（米澤義英君）　おはようございます。

ただいまから令和７年第３回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案２６件、報告案件２件、諮問案件１件、議長からの提出の選任案件２件、報告案件４件、議員から提出の発議案件４件であります。

去る８月２８日、９月１０日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました６件の陳情・要望の取扱いについて審議いたしました。２件の陳情・要望については、所管の常任委員会で審議し、採択とし、意見書を発議することといたしました。

また、町の一般行政についての質問について審議しました。

９月３日正午までの通告期限までに、湯川千悦子議員外８名の議員から通告がありましたので、本定例会の一般質問は、本日１８日、６人が質問を行うこととし、明日１９日、３人が質問を行うことといたしました。また、質問の順序は先例により、通告書を受理した順となっており、質問の要旨は本日配付のとおりであります。

なお、質問の方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うことになりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、９月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から９月１９日までの２日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（中澤良隆君）　以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第３　会期の決定について

○議長（中澤良隆君）　日程第３　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月１９日までの２日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から９月１９日までの２日間と決定いたしました。

◎日程第４　行政報告

○議長（中澤良隆君）　日程第４　行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申出がありますので、発言を許します。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤　繁君）　議員各位におかれましては、公私共に何かと御多用のところ、第３回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、６月定例町議会以降における行政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、自衛隊・基地対策関係についてでありますが、上富良野町基地対策協議会による「防衛施設周辺整備対策に関する要望」として、７月３１日に北海道防衛局、８月２５日から２６日に防衛省及び関係国会議員に行ってきたところであります。

また、北海道基地協議会により、６月２３日に「在札要望」を、６月２５日に「中央要望」を、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会により、７月１７日に「中央要望」を各関係機関に行ってきたところであります。

記念行事関係については、７月５日に北海道補給処及び島松駐屯地創立記念行事、７月６日に第１特科団創隊及び北千歳駐屯地開庁記念行事、７月１２日に第２戦車連隊創隊記念行事、７月１３日に第５旅団創立及び帯広駐屯地創設記念行事、８月３０日に第３地対艦ミサイル連隊創隊記念行事に参加したところであります。

次に、夏のイベント関係についてでありますが、７月５日には「まるごとかみふらのビアガーデン」が中央コミュニティ広場ふれあいテントで開催され、約６００人が上富良野でしか飲めないプレミアムビールを堪能し、相互の交流や地元の特産物に対する御理解と愛着を深めていただく機会になったところであります。

また、７月１２日から２１日までの期間に「ラベンダーフェスタかみふらの２０２５」を開催し、日の出ラベンダー園の夜間ライトアップを実施いたしました。１９日には、日中より飲食、子ども体験エリア、ものまねショーや歌謡ステージなどで町民をはじめ多くの方にお越しいただき、イベント全期間を通じて前年比４６％増、一日平均３２％増の約５万６，０００人の入込みとなりました。入込みの増加とともに交通渋滞など住民生活に与える影響など課題が顕在化しており、対策が急務でありますが、上富良野町のイメージアップや地域経済への波及効果については、今後も大きな期待をするところであります。

本事業の開催に当たりましては、イベントの準備、運営、出店等に御尽力いただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

また、８月１０日には、商工会主催によります盆踊り大会が開催され、仮装盆踊り大会では、個人や団体など多くの町民が様々なキャラクターなどに扮して会場をにぎやかし盛大に開催されたところであります。

また、９月７日には、十勝岳山麓を舞台に、第９回十勝岳ヒルクライムが開催され、道内外から参加した１６５名のサイクリストやランナーが日の出公園から道道吹上上富良野線上のコースを疾走し、上富良野の美しく壮大な自然の魅力に触れていただいたところであります。

次に、本年度初めての開催となりました「第１回「泥流地帯」全国高校生朗読甲子園」についてでありますが、８月２３日に保健福祉総合センターかみんを会場に、道外３校を含む全国９校１２名の出場者を迎え、全国大会の名にふさわしい情熱あふれるレベルの高い朗読会となりました。

また、翌日には、作品ゆかりの地や上富良野の歴史に触れるポストツアーを開催し、より深く作品や地域を理解する取組を合わせて実施したところであります。

これまで、なじみの薄かった朗読という分野において、上富良野独自の文化イベントとして定着できるよう事業を展開してまいりますので、引き続き、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

次に、三重県津市との交流事業についてでありますが、津市との友好都市提携の盟約を交わしてから、本年で２８年目を迎えたところであり、７

月１９日に開催した「ラベンダーフェスタ２０２５」に合わせて副市長が来町され、イベントで御挨拶をいただいたほか、津市農林水産物利用促進協議会より生産者を含む６名の方が来町し、イベント会場内において津市産のイチゴ等の果実その他特産品の販売が行われ、町民をはじめとする多くの来場者の皆様に好評をいただきました。

また、７月２５日から８月３日まで社会教育総合センターにおいて、津市を紹介する特別展示を行ったところであります。

本事業において、両市町間でさらなる友好の絆を深めていくことを改めて確認したところであり、今後におきましても、官民ともに人材交流をはじめ、経済・スポーツ・文化などの様々な交流を深めてまいります。

次に、特定健診等の実施状況についてでありますが、７月８日から１８日までの期間に実施し、特定健診につきましては７４０人の方が受診されたところであります。

また、この期間において、高齢者、若年者、かみふっ子健診、国保外の被扶養者特定健診のほか、各種がん検診、肝炎ウイルス検診なども併せて実施し、延べ２，２００人の方が受診され、結果説明会や家庭訪問等において保健指導を行ったところであります。

また、健診会場では、管理栄養士によるインボディ測定を通して、サルコペニア重症化予防に向けた相談を実施したところであります。

今後におきましても、町民の皆様が自らの健康について考え、健康的な生活を送るための健康づくり事業の推進に努めてまいります。

次に、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策における物価高騰への支援として実施しました価格高騰緊急対策（生活支援）事業（低所得者世帯給付金）についてでありますが、令和６年度住民税非課税世帯及び所得割のみ非課税世帯に対して、３万円を１，４７０件、４，４１０万円を交付したところであります。

次に、価格高騰緊急対策（生活支援）事業（こども加算分）についてでありますが、令和６年度住民税非課税世帯に対して、２万円を６４件１０５人、２１０万円を交付したところであります。

次に、大雨に伴う道路・河川等の被害状況についてでありますが、６月１１日に東中・清富地区等において、最大１時間雨量３３ミリ、総雨量１０２ミリの大雨により４６か所、６月３０日に清富地区等において、最大１時間雨量７１ミリ、総雨量９８ミリの大雨により２７か所、８月２０日に富原・東中地区等において、最大１時間雨量３５ミリ、総雨量１０９ミリの大雨により３９か所、９月２日に市街地を中心として、最大１時間雨量２２．５ミリ、総雨量６２．５ミリの大雨により９０か所で局地的大雨による町道への土砂流出や側溝埋塞等の道路・河川の被害を確認したところであります。

６月発生分については、おおむね復旧が完了しており、８月及び９月発生分については、順次復旧を進めているところであります。

次に、三重県津市安東小学校との姉妹校交流事業についてでありますが、７月２２日から２４日まで、安東小学校の一行１１名が当町を訪れ、上富良野西小学校の児童と学校紹介や各教室での授業交流などを通じて親交を深めたところであります。

次に、児童生徒の部活動等における活躍状況についてでありますが、７月２３日から２５日まで開催された令和７年度全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会、第５２回全国高等学校少林寺拳法大会に、濱野結夏さんと佐々木俐乃さんが、８月３日から４日に開催された第２０回若年者ものづくり競技大会に、加藤佑麻さんが出場されました。

また、上富良野中学校吹奏楽部が８月２９日開催の第７０回北海道吹奏楽コンクールにおいて金賞を受賞、北海道代表に選出され、１０月１１日開催の第２５回東日本学校吹奏楽大会に出場されます。

このほかにも全道大会等に児童生徒が出場されているところであり、今後におきましても、本町の子どもたちが各方面で活躍していただくことを期待するものであります。

最後に、建設工事の発注状況についてでありますが、６月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、９月１０日現在、件数で２３件、事業費総額で４億２，１２１万５，３００円となっており、本年度累計で４０件、事業費総額で７億３，１１２万９，３００円となっております。

なお、お手元に令和７年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（中澤良隆君）　以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第５　報告第１号

○議長（中澤良隆君）　日程第５　報告第１号例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君）　例月現金出納検査結果につきまして御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと思います。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により執行いたしましたので、同条第３項の規定により、その結果を御報告いたします。

令和６年度会計の５月分及び令和７年度会計の５月分から７月分について、検査の概要及び結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、１８ページに添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、例月現金出納検査の結果報告といたします。

○議長（中澤良隆君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御質疑がなければ、これをもって、報告第１号例月現金出納検査結果報告についてを終わります。

◎日程第６　報告第２号

○議長（中澤良隆君）　日程第６　報告第２号議員派遣結果報告について報告を求めます。

議会運営委員長、米澤義英君。

○議会運営委員長（米澤義英君）　ただいま上程されました報告第２号議員派遣結果報告について、御報告申し上げます。

１ページを御覧ください。

議員派遣結果報告書。

令和７年第２回上富良野町議会定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告します。

令和７年９月１０日。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

議会運営委員会委員長、米澤義英。

最初に北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進地調査について、報告書を一部抜粋しながら、主要な部分を読み上げて報告に代えさせていただきます。

令和７月７月８日、北海道町村議会議長会主催の北海道町村議会議員研修会に１２名の議員が出席し、７月９日に千歳市防災学習交流施設の視察を行いました。

次に、調査及び結果について報告いたします。

まず、第１番目の議員研修会の北海道町村議会の研修会についてお話しいたします。

一つ目には、西南学院大学法学部教授の勢一智子氏より、「地方議会における議員の多彩化に向けてー地域社会の「鏡」としての議会を考えるー」と題した話でありました。

この中では、時代に求められる地方議会の在り方、また同時に、若者が議員になりたいと思うような社会であるかの問いに対して、社会の現状から変革が必要だという話がされました。

二つ目の講演としては、人口戦略会議副議長、増田寛也氏による「人口減少社会を生き抜くために」と題した話でありました。

この中では、人口減少の中で、関係人口に対して魅力ある資源、資産の確立と、これからの時代に合った政策を行う必要性、地方のよさを生かしながら互いに不足な部分を補うような、人口減少社会に対応するような対策が必要だという話でありました。

２番目としては、先進地調査として、千歳市防災学習交流センターそなえーるを視察しました。

この中では、震度７までの疑似震災体験ができる施設、また、地域住民の防災啓発などを行いながら防災の意識を高める、そういうような啓発運動がされると同時に、また、災害対策本部としての機能を持たせる施設となっていたところであります。我が町において、十勝岳を擁する自治体としても非常に参考になったことを報告いたします。

次に、議会懇談会について報告いたします。

令和７年７月１６日、公民館において、民生委員児童委員協議会と懇談会を行いました。民生委員児童委員協議会からは２４名、出席議員は１３名でありました。

懇談の内容等については、高齢者支援について、人口減少対策についてのテーマで、それぞれ四つのグループに分かれて懇談が行われました。民生委員児童委員協議会の皆さんと昨今の重要なテーマについて懇談を行い、地域住民の皆さんが抱えている課題などについて意見を交わすことができ、大変有意義な懇談となりました。また同時に、様々な提言をいただきました。今後の議会活動、議員活動に反映させたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（中澤良隆君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御質疑がなければ、これをもって、報告第２号議員派遣結果報告についてを終わります。

◎日程第７　報告第３号

○議長（中澤良隆君）　日程第７　報告第３号議員派遣結果報告について報告を求めます。

議会広報特別委員長、佐藤大輔君。

○議会広報特別委員長（佐藤大輔君）　ただいま上程されました報告第３号議員派遣結果報告について、御報告申し上げます。

報告第３号議員派遣結果報告について。

議員派遣結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和７年９月１８日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆。

１ページをお開きください。

以下、議員派遣結果報告書を一部抜粋しながら、その主要な部分のみを朗読し、報告に代えさせていただきます。

議員派遣結果報告書。

令和７年第２回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

令和７年９月１０日。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

議会広報特別委員会委員長、佐藤大輔。

記。

件名、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会。

１、調査及び研修の経過。

議会広報特別委員会は、議会の活動をより分かりやすく町民に知らせるための広報紙発行に関する調査・研究のため、令和７年８月１９日、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会に参加した。

２、調査の結果。

（１）議会広報研修会。

講師、議会広報サポーター、芳野政明氏。

演題、議会の「見える化」＆住民との「信頼築く」～議会広報の基本と編集～。

デザイン・レイアウトや見出しで訴求力のある紙面を作り、議会活動を的確に伝えることが重要であり、共同の広聴企画や住民登場を行うことで、議会と町民との一体化の推進を図ることができるとの指摘を受けた。

また、議会広報クリニックでは、道内３自治体の議会報を例に挙げ、よくできている点や修正すべき点を示していただき、読者を意識した編集ができているかなど、基本姿勢に沿った編集の重要性を学んだ。

（２）まとめ。

住民に読まれる議会広報づくりのため、紙面の工夫や分かりやすい表現、見やすい文字などを取り入れ、読者の興味・関心を喚起する企画・編集が必要であると感じた。今研修で得た知識や他の自治体の紙面から学んだ点を、今後の企画・編集に生かし、今後も議会の活動を分かりやすく伝えることを意識しながら、情報共有・見える化など、広報紙の役割を果たせるよう努めていきたい。

以上、議員派遣の報告といたします。

○議長（中澤良隆君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御質疑がなければ、これをもって報告第３号議員派遣結果報告についてを終わります。

◎日程第８　報告第４号

○議長（中澤良隆君）　日程第８　報告第４号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）、報告を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（三好正浩君）　ただいま上程いただきました報告第４号専決処分の報告について、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、御説明申し上げます。

このたび、保健福祉課職員が運転する公用車で交通事故が発生し、令和７年７月１７日に示談が成立したことから、地方自治法第１８０条第１項の規定による専決処分を行い、速やかに損害賠償を行ったものであります。

本件の発生状況につきましては、令和７年６月１９日木曜日、午前１１時３４分頃、保健福祉課職員が上富良野中町２丁目の交差点で信号待ちにより停止していたところ、コンビニエンスストアからバックで出ようとした車両と接触したものであります。

この事故の処理に当たりまして、相手方の不注意により衝突したことが主因であることから、過失割合を相手方１００％、町ゼロ％で、令和７年７月１７日に示談が成立し、同日７月１７日に専決処分を行ったところであります。

なお、相手方車両には同乗者はおらず、運転手にけがはなく、当方車両に乗車していた２名の職員にもけがはありませんでした。

当方公用車の修理箇所は、助手席側後方バン

パー破損で、修理金額は９万４，２０４円であり、相手方の損害賠償金と自動車共済保険金により、修理は既に終了しております。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第４号専決処分の報告について。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

記。

処分事項、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

次のページをご覧ください。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年７月１７日。

以下、和解の相手方及び和解の内容については、記載のとおりであります。

以上で、報告第４号専決処分の報告についての説明といたします。御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御質疑がなければ、これをもって、報告第４号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を終わります。

◎日程第９　報告第５号

○議長（中澤良隆君）　日程第９　報告第５号令和６年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について、報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（高松　徹君）　ただいま上程いただきました報告第５号令和６年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について、御説明いたします。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づいたもので、教育委員会は毎年その権限に属する事務の点検及び評価を行い、議会へ報告することが規定されております。

報告書の作成に当たりましては、教育に関し学識経験を有する４名の教育行政評価委員から御意見をいただき、まとめております。

それでは、概要について御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、１ページからは、点検・評価の概要、教育委員会会議及び協議会の開催状況、各種行事、総合教育会議に関することを記載しております。

１１ページからは、事業ごとの点検評価結果としまして、学校教育関係の１９の事業と社会教育関係の２４の事業、合計４３の事業を記載しております。

昨年度からの変更点としまして、終了しました事業が１件、新規事業としまして、エアコン整備による学習環境の充実及び学校給食センター管理運営に関する項目を追加しております。

次に、戻っていただき２ページを御覧ください。

４３事業について、評価一覧を記載しております。

第３表の総合評価において、４３の事業中、Ａランク評価が２０件、Ｂランク評価が２３件となり、Ｃ及びＤの評価はありませんでした。

なお、５６ページ以降につきましては、教育行政評価委員会の開催経過と、その際にいただきました御意見、要項や名簿等の参考資料を掲載しております。

以上で、報告第５号令和６年度上富良野町教育委員会点検・評価報告についての説明といたします。

○議長（中澤良隆君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御質疑がなければ、これをもって、報告第５号令和６年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告についてを終わります。

◎日程第１０　報告第６号

○議長（中澤良隆君）　日程第１０　報告第６号令和７年度（令和６年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君）　ただいま上程いただきました報告第６号令和７年度（令和６年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告申し上げます。

令和６年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、赤字は生じておりません。

実質公債費比率は９．０％、将来負担比率は７

９．１％となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、水道事業、病院事業、簡易水道事業及び公共下水道事業のいずれも資金不足は生じておりません。

各比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階に位置づけられているところでございます。

以上で、報告第６号令和７年度（令和６年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

○議長（中澤良隆君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御質疑がなければ、これをもって、報告第６号令和７年度（令和６年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は９時５０分といたします。

午前　９時４３分　休憩
午前　９時５０分　再開

○議長（中澤良隆君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第１１　町の一般行政について質問

○議長（中澤良隆君）　日程第１１　町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、３番湯川千悦子君。

○３番（湯川千悦子君）　私は、さきに通告いたしました２項目４点について、町長に一般質問させていただきます。

１項目めは、熱中症による事故防止のため、エアコン設置費用の補助を行う考えはないかです。

近年、日本の夏は記録的な暑さに見舞われており、その主な要因は気候変動であると考えられております。ウェザーニュースの分析によると、1990年以降、暑さを感じる期間が年々長くなる傾向にあり、特に６月、９月、１０月の「蒸し暑い」日が増加しており、夏のピークである８月は「厳しい暑さ」が増加しています。また、猛暑日は年々増加しており、２０２４年には猛暑日の地点数が１万か所を超え、各地で過去最多記録を更新し、北海道も近年例外ではなくなってきており、夜間の最低気温が２５度以上の熱帯夜の増加傾向も見られます。このことは、熱中症のリスクを大幅に高めていることと言えます。

近年の異常な暑さは、地球温暖化による気候変動の影響を強く受けているとされており、気候変動によって、このような気候状況が発生する可能性が少なくとも５倍高まったという分析もあります。

これらの状況から、日本の夏は年々厳しさを増しており、熱中症対策などの健康管理がより重要になってきています。

我が町上富良野町の１０年前の２０１５年８月と比較しても、平均気温が約２度も上昇しているとのデータが出ていたり、今年の７月には３５度を超える猛暑日が数日あったりと、今までは熱中症リスクは高くはありませんでしたが、近年は特に高齢者の熱中症が増えてきております。また、今後ますます気温の上昇が考えられるため、個人住宅のエアコン設置に対して、町からの補助金は考えないのか、以下の２点について、町長の考えを伺います。

１点目、高齢者世帯や自身では体温調節が難しい乳幼児がいる世帯に対して、エアコン設置費用に対する補助を行う考えはないのか伺います。

２点目、そのほかの世帯においても、我が町が宣言しているゼロカーボンシティの面からも省エネ家電の買換え時に、上富良野町独自の補助金を出す考えはないのか伺います。

次、２項目めは、止まらない物価高騰対策としてプレミアム商品券の発行を行う考えはないかです。

６月定例会でも質問させていただきました物価高騰に対しての町の対策は進んでいるのでしょうか。

物価高騰は、毎月のように生活に関わる食品や物品の値上がりが報道されており、町民の生活は逼迫する一方です。

昨年のプレミアム商品券の発行時期の悪さを踏まえ、今年度は早い時期から発行すべきと考えますが、以下の２点について、町長の考えを伺います。

１点目、今年度、町民に対しての生活支援はあるのでしょうか。

２点目、今年度、プレミアム商品券の発行はあるのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　３番湯川議員の２項目の御質問にお答えいたします。

まず、１項目めのエアコンの設置費用の補助についての２点の御質問についてでありますが、１

点目の高齢者世帯や乳幼児がいる世帯に対してのエアコン設置費用に対する補助について、現在、高齢者や乳幼児に限定しての熱中症予防を目的としたエアコン設置の補助は行っておらず、エアコン設置状況についても把握していないことから、聞き取り調査等を実施した上で、どのような対策が可能なのか、財源等の課題も含め検討してまいりたいと存じます。

また、近年の気候変動による熱中症リスクの高まりについては大変危惧しており、昨年より冷暖房設備のある保健福祉総合センターを６月から９月の期間、クーリングシェルターとして指定しているほか、高齢者世帯への訪問等による、小まめな水分や塩分の補給など、熱中症対策の啓発を行っております。乳幼児につきましては、高温時における屋外活動の自粛やこどもセンターの利用促進により、熱中症対策を講じております。

今後におきましても、クーリングシェルターの必要性は増していくと考えられることから、地域の方々が利用しやすい公共施設を選択しながらクーリングシェルターの拡充についても検討を進めてまいります。

次に、２点目の省エネ家電の買換え時における補助金につきまして、町におきましては、令和５年度より住宅改修費補助制度の対象工事として、エアコン設置も対象となっており、持家等諸条件はありますが、高齢者世帯や子育て世帯の方々を含め広く町民に利用可能な制度がありますので、御活用いただきたいと存じます。

次に、２項目めのプレミアム商品券についての２点の御質問にお答えいたします。

１点目の年度内の生活支援の実施と２点目のプレミアム商品券の発行について、関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

現在も物価高騰が続いており、国において参議院議員選挙後に一定の対応策が示されることを想定し、その対応を迅速に図るよう心がけていたところですが、議員も御承知のとおり、いまだ具体的なものは示されていない状況であります。

今後、何らかの国の対応が示された場合には、他の自治体に遅れることなく対応してまいりますが、年末を控えていることからも、国の施策を待つことなく、町の財源を多く活用した形で、年末年始の需要に対応する形でのプレミアム商品券事業の実施を検討しているところであり、物価高騰に対する生活支援につなげたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　再質問ございますか。

３番湯川千悦子君。

○３番（湯川千悦子君）　再質問させていただきます。

１項目め、１点目ですが、クーリングシェルターの必要性は認めますが、高齢者のことを考えますと、暑いさなか、外出してのクーリングは考えづらく、熱中症の４割は家の中での発症とのデータもあります。

来年はますます気温の上昇も考えられ、行政としても、町民の命を守るべき事案だと考えますので、エアコン設置の補助を早めに行うべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　３番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

熱中症予防のためのクーリングシェルターは、今指定しているのは保健福祉総合センターかみん１か所ということで、ここに来られるのは結構距離的に遠い方もおられるわけでありますので、クーリングシェルターを行う場合は、近くの公共施設を利用しながら、その公共施設の利用頻度等を考慮しながら、複数のクーリングシェルターを設置、指定する必要があると考えておりますので、これらについて検討していきたいと考えております。

もう一つ、個人の住宅については、熱中症の多くは、高齢者の方については室内で既に熱中症にかかってしまうという御指摘のとおりかと思います。これについては、室内にエアコンがもちろんあるのが望ましいですが、先ほどの答弁のとおり、住宅改修に係る補助制度の中でエアコンについても該当になりますので、まずこれを利用していただきたいのと、それ以外の方について、貸家とかいろいろな条件があると思いますが、どうしていったらいいのかというのは、他の町村の例も参考にしながら、町としてもこういう町民のリスクを下げていきたいという思いは同じですので、町も考えていきたいと思います。クーリングシェルター、そして補助、いろいろ絡めて町民のリスクを下げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　再質問ございますか。

３番湯川千悦子君。

○３番（湯川千悦子君）　今、住宅改修の工事のところにエアコンも入っているとおっしゃったのですけれども、住宅改修費補助制度の対象工事は、リフォームとかバリアフリーなどとまとまっており、省エネルギー施設機器の導入の中の空気清浄機能と換気機能つきのエアコンの補助率が３０％で、上限が３０万円となっていると見ました

が、年度の半分経過で予算申請の枠が１００％に達しておりますとのことが挙げられておりましたので、当初予算の幅出しをするとか、あと、年度途中で補正予算をかけて予算を増やすなどの対応を考えておられますか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　３番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

リフォームの予算は当初予算がありまして、希望が多くて、エアコン以外にもいろいろな工事がありますので、それらを含めて当初予算が足りなくなったとき、最後までといいますか、工事ができる間まで足りなくなったときは、随時、今年もそうですが補正をして対応しておりますので、ぜひ利用していただきたいと思っておりますし、先ほど言い忘れましたが、補足させていただきますと、このリフォームの補助制度は３年に一度見直しておりますので、ちょうど今年が最終年度で、また令和８年からは新たな、新たなといいますか、全く新しいものという意味ではありませんが、町民の皆さんが利用しやすいような制度にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　３番湯川千悦子君。

○３番（湯川千悦子君）　次に、２項目めに入ります。

１点目ですけれども、１点目と２点目を一括してお答えいただきましたが、１点目は直接的な支援に関して、私としては伺ったと思ったのですが、例えば福祉灯油とか電気代の補助とか、水道料金を一定期間ゼロにするなど、ライフラインの生活支援の補助は考えていないのでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　３番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

２項目めの物価高騰にも係るのですが、ライフラインといいますか、それらについても年末に向けては考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　３番湯川千悦子君。

○３番（湯川千悦子君）　今年度、現金給付は、これからは考えておりますでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　３番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

現金給付は、特に国が言っているような１万円、２万円、数万円の現金給付は今のところ考えておりませんが、同じ現金であれば、福祉灯油は現金ですけれども、それらについて、現金という枠でくくれれば福祉灯油は今も検討しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　３番湯川千悦子君。

○３番（湯川千悦子君）　町民のことを考えていただき、素早い対応を進めていただきたいと思っております。

２点目に入らせていただきます。

プレミアム商品券の発行は、時期がとても重要だと考えますけれども、国からの財源のこともあるかもしれませんが、昨年のように、行わないと言っておられたのに、結局時期をずらして行いました。年末年始に検討しているのであれば、いつの時点での実行を考えておられるのですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　３番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

昨年の国の動向等を待っていた状況という反省点もございますので、今年も参議院選挙が終わるまで、国の案ですが、結局決定はされなくて、今に至っても決定されていないという事実があって、このまま町の政策が遅れることはあってはならないと思いますので、これは国の補助金、交付金等を待つことなく、町の予算をもって年末の時期に間に合うように、しっかりとプレミアム商品券は行っていくように準備を進めていきたいと思っております。

ですので、今回の定例会では補正は間に合わなかったのですが、次、早い時期に予算がまとまって、１２月に間に合う、その期間を十分考慮した上で補正をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　３番湯川千悦子君。

○３番（湯川千悦子君）　町長的には、プレミアムの割合は２０％とか３０％、どのように考えていますか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　３番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

まだそこは、詳細は決定しておりませんが、例年どおり２割のプレミアム分は確保していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　３番湯川千悦子君。

○３番（湯川千悦子君）　素早い判断をしていただければと思います。

この後、関連する同僚議員の質疑応答も期待しまして、これにて私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、３番湯川千悦子君の一般質問を終了いたします。

次に、１０番井村悦丈君の発言を許します。

○１０番（井村悦丈君）　私は、今、同僚議員からあったのと同じような質問を含めて、２項目、質問させていただきます。

まず最初に、今後の熱中症による健康被害予防対策についてですけれども、今年の夏も、太平洋高気圧とチベット高気圧のダブル高気圧や地球温暖化の影響など複数の気象状況が重なり、日本全国例年以上に強烈な暑さが続きました。

アメダスによると、上富良野町では約３０日から１２０日前のおよそ５月から８月までの平均気温は、約２２．７度から２４．５度であり、５月の下旬には２９度を超える日が３日も続き、６月２６日は最高気温３２．８度を記録し、７月は連日猛暑日が続き、いずれも平年に比べてかなり高い気温傾向が続きました。

国内では、この暑さで多数の熱中症患者が出て、死者も出すほどの危険な猛暑となり、７月に斜里町では暑さが続いていた中、３６．８度と記録的となった日に、９０代の女性が熱中症の疑いで死亡するというような痛ましい事故もあり、室内にはエアコンが設置されていなかったということでありました。

町では、気候変動適応法改正による熱中症特別警戒情報やクーリングシェルターの創設に対応し、熱中症による健康被害の発生を防止するため、広く町民等に開放する暑さをしのぐ場として、保健福祉総合センターかみんをクーリングシェルターに指定し、熱中症による健康被害発生の防止に努めているところでありますが、近年では異常な気温上昇が観測され、特にここ数年の夏は４０度近くまで達するなど、過去の北海道の夏とは異なる気候になることが今後予想されています。感染症のリスクを考え、在宅で過ごす時間が長い方もおられる中での住宅や、町民に広く利用される公共施設の空調について、２点伺います。

まず１点目、住宅改修費補助金事業もありますが、高齢者世帯（非課税世帯）への町独自のエアコン購入設置補助は行わないのか、１点。

次に、今後の町の公共施設にエアコンを設置する計画はないのか、伺います。

続いて、２項目めですけれども、郷土芸能の保存継承についてお伺いいたします。

町には、古くから地域に根差した郷土芸能があります。これらの芸能は、娯楽というよりも地域の歴史や文化を今に伝える貴重な民俗芸能であり、世代を超えて受け継がれていくことが重要だと考えます。

東中地区の「東中清流獅子舞」は、地域に根差した教育活動として当時の東中中学校へ伝承され、３０年余りの活動を継承し、現在は地域有志が「東中清流獅子舞保存会」を継承し活動を続けています。

また、昭和４８年に結成された「上富良野安政太鼓」は、十勝岳の安政火口から吹き上げる激しい噴煙をリズミカルに力強く表現している太鼓グループであり、いずれも関連団体として、かみふらの十勝岳観光協会が窓口となっています。

いずれの活動においても、いろいろと課題を抱えていることが聞かれるところであり、町の郷土芸能の保存継承に関して、次の３点について伺います。

１点目、町として郷土芸能の現状をどのように把握されているか伺います。

２点目、担い手や後継者の減少に対して、町としてどのような支援策を講じてきたのか、今後新たにどのような支援、取組を検討されているのか伺います。

３点目、郷土芸能の発表の機会をさらに確保するための考えはあるのか伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１０番井村議員の２項目の御質問にお答えいたします。

まず、１項目めの熱中症による健康被害予防対策についての２点の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の高齢者世帯（非課税世帯）への町独自のエアコン購入設置補助についてでありますが、近年の気候変動による熱中症リスクの高まりについては大変危惧しており、昨年より冷房設備のある保健福祉総合センターを６月から９月の期間、クーリングシェルターとして指定しているほか、高齢者世帯への訪問等による小まめな水分や塩分の補給など、熱中症対策の啓発を行っております。

今後におきましても、クーリングシェルターの必要性は増していくと考えられることから、地域の方々が利用しやすい公共施設を選択しながら、クーリングシェルターの拡充について検討を進めてまいります。

現在、熱中症予防を目的とした高齢者世帯を優先するエアコン設置の補助については行っておらず、高齢者世帯におけるエアコン設置状況については把握していないことから、聞き取り調査等を実施した上で、どのような対応が可能なのか、財源等の課題も含め検討してまいりたいと存じま

す。

町におきましては、令和５年度より住宅改修費補助制度の対象工事として、エアコン設置も対象となっており、持家等諸条件はありますが、高齢者世帯や子育て世帯の方々を含め広く町民に利用可能な制度がありますので、御活用いただきたいと存じます。

次に、２点目の公共施設のエアコン設置計画についてでありますが、現在、学校、保健福祉総合センター、公民館などの施設の一部においてエアコンを設置しておりますが、多くの公共施設では未設置となっております。公共施設全体のエアコン設置計画については、現在持ち合わせておりませんが、各施設の利用状況・実態を考慮した上で今後検討を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　次に、教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君）　１０番井村議員の２項目めの郷土芸能の保存継承についての１点目と２点目の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の郷土芸能の現状把握については、本町において、地域の風土や文化に根差し、世代を超えて伝承されてきている活動があります。

主な活動団体として、「東中清流獅子舞」は昭和５５年に富山県にルーツを持つ東中地区の有志が、同県の獅子舞を参考に、ベベルイ川の清らかな流れにてんぐと獅子が舞い遊ぶ姿を表現しつくり上げ、当初は東中老人会「睦会」が中心となり発足し、その後、東中中学校生徒による活動に引き継がれ、中学校閉校後は地域の保存会へと継承され、現在は東中神社祭や東中小学校運動会、上富良野町二十歳の集い等の場で披露されております。

また、「上富良野安政太鼓」は昭和４８年、当時は道内各地で郷土芸能としての太鼓団体が活躍しており、ぜひ上富良野にも設立をと、それまで盆太鼓を打っていた有志が周囲へ熱心な声かけをし、当時としては珍しい６名の女性が主力となる十数名で「フラヌイ太鼓愛好会」を発足いたしました。雄峰十勝岳にあり、安政初期に爆発したと言われる安政火口が広く地域住民や観光客などに親しまれていることから、後に「上富良野安政太鼓」に名称は変更されております。

安政火口の噴煙をイメージし演奏される太鼓の音色は、カナダカムローズ市との友好都市記念式典で披露されたほか、北の大文字、上富良野町二十歳の集い等をはじめとする町内外のイベント等で演奏されており、いずれの活動も、単なる娯楽芸能ではなく、地域を物語る大切な文化的資源であると認識しており、昭和６０年に安政太鼓保存会、平成２４年に東中清流獅子舞保存会は、共に町文化賞を受賞されております。

次に、２点目の担い手や後継者の減少に対する支援と今後の新たな支援策についてでありますが、現在、いずれの団体からも担い手や後継者に関わる課題等についてはお伺いはしておりませんが、練習等の活動場所につきましては、上富良野安政太鼓は上富良野小学校体育館を、東中清流獅子舞は東中小学校体育館を御利用いただいております。

今後におきましても、両団体の自主的な活動を尊重することを基本とし、必要に応じて関係機関及び団体等と協議を重ねてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１０番井村議員の２項目の郷土芸能の保存継承についての３点目の御質問にお答えいたします。

現状としては、東中清流獅子舞については、地域の祭典や催事が活動の中心であり、このほか、二十歳の集いにおける記念公演に出演依頼を行っているところでありますが、保存会においても披露の場を多く持ちたい希望はあるものの出演者の確保や準備などの都合もあることから、依頼どおりの出演は難しい状況であるとお聞きしております。

上富良野安政太鼓については、四季彩イベントとしての北の大文字の出演に限られていますが、コロナ時に一旦途切れていたお子さんの参加なども復活し、練習を行っていると伺っております。

どちらの団体に対しましても、今後、町主催・共催の行事において、それぞれの団体の状況に合わせて、郷土芸能の披露の場を可能な範囲で提供してまいりたいと考えております。

○議長（中澤良隆君）　ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は１０時４０分です。

午前１０時２５分　休憩
午前１０時４０分　再開

○議長（中澤良隆君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再質問ございますか。

１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　猛暑から町民の命と健康、暮らしを守るためには、熱中症予防対策に高

齢者世帯への訪問を行い、啓発を行っているということでしたが、高齢者世帯への訪問といっても大変なことだと思いますが、どのようなタイミングと人員で、どのぐらいの頻度で訪問を行っているのか伺います。

○議長（中澤良隆君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君）　１０番井村議員の御質問にお答えさせていただきます。

訪問につきましては、気温が上昇した際に、特にリスクの高そうな独居高齢者の世帯等に、頻度といってもその都度ですので、しょっちゅう決めて回っているわけではございませんが、地域包括支援センターの職員が水を持って訪問するということを行っているほか、あとは地域の社会福祉協議会の職員も独居高齢者等の対応をいただいているというような状況で活動させていただいているところです。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　大変なことだと思いますけれども、今後も継続して行っていただきたいと思います。

クーリングシェルターを今後も拡充する検討を進めているというお答えでしたが、今後どのような地域配分が望ましいと考えているか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１０番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、１か所のクーリングシェルター、社会福祉総合センターかみんですが、その１か所だけではなくて、皆さんが住んでいるところに隣接するような公共施設を中心に、利用頻度等を考慮しながら、どこが有効なのかというのはすぐ調査して、まだ計画自体そのものはありませんが、できるだけ早くクーリングシェルターを複数、町に分散して、町民の方が近くにクーリングシェルターがあるという状況が望ましいと思いますので、そういうことを考慮しながら、計画的にといいますか、できるところから行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　今後も公共施設とかを利用して拡充していくという方向性だと思いますけれども、感染症予防に気遣って人混みを避ける方、また、体が不自由な方や、皆さんが足腰が強く、また乗合タクシーで来られるという方々ではないと思いますが、そのような方々に対してはどのような考えであるのか伺います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１０番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

クーリングシェルターを町内にある程度配置しても、やはり距離という問題は残るのかなという再質問かと思いますが、できるだけ身近になるように配置できればと考えておりますし、体の不自由な方、なかなか歩行が困難な方等存在しているというのは事実ですので、それと併せてエアコンの補助につきましても、リフォームの件もありますが、それらの拡充と併せて、道内の他の町村の例は高齢者世帯に限ってのエアコンの助成等も持っている市町村もありますので、これらを参考にしながら、クーリングシェルターと併せて、その後、来られない方、それでもなおかつ距離がある方をどうフォローしていくのか、そういうことを考えながら、一つ、クーリングシェルターだけでいいとか、そういうことではなくて、合わせてこの熱中症対策は進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　町では、令和５年より住宅改修費補助制度の対象工事としてエアコン設置等も対象となっていますが、様々な要件があったところではありますが、要件を修正しながら次年度も行われると先ほどお答えしていました。

ただ、要件の省エネルギー設備機器の導入に係る空気清浄機、換気機能つきエアコンというのは、結構高くて、安価なものから高価な機種まで様々あると思いますが、機種、仕様選択に、町として基準があるのかどうか伺います。

○議長（中澤良隆君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地　敏君）　１０番井村議員の御質問にお答えさせていただきます。

町では、住宅改修費補助制度を設けておりますけれども、高い機種である空気清浄機つきのほうは助成も３０％としているところでございますが、通常の換気設備等の設備工事ということで２０％、エアコンも対象としているところでございます。

ただ、取り扱う価格につきましては、町では指定しておらず、性能で決まりを決めているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　北海道の気候に合わせるなら、プラズマクラスターつきの寒冷地仕様が

望ましいかと思いますけれども、簡単な機種で、冬期間は使わないとか１０月下旬まで使えるエアコンもある中で、命を守る道具として考えるなら安価なエアコンでもよいのではないかと考えますが、高齢者世帯へのエアコン補助と考えれば、そのような機種でいいのではないかと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

高齢者世帯に対しての補助として簡単に行うなら、初期投資の軽いものに補助とかを行ってはどうかなという質問です。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１０番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

幅広く高齢者にもということかと思いますが、リフォームの補助の要項は来年変わりますので、その中で直せるのか、それとも他の市町村を見習って、別の高齢者とか子育ても含めてですが、特定の方を対象とした要項にするのがいいかも含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　一般家庭では、今や留守を守るペットのためにエアコンを設置されている家庭も多くなっているかと思いますが、そもそもですが、高齢者世帯、非課税世帯はエアコンを設置したくても、今の物価高騰ではそれどころでないと。また、つけても電気代が高くて使えないと節約する世帯もあるかもしれません。せめて初期投資を抑えるような施設、または家計の何らかの助成が必要ではないかと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたしたいと思います。

記録的な猛暑が続いた夏も終わり、北海道らしい気候になった今としてはエアコンも必要なくなったのかなと考えるところですが、よろしくお願いします。

クーリングシェルターを今後も拡充する検討を進めていくと言われましたが、今、学校の普通教室にエアコンも設置され、今後、未設置の教育施設等にも環境を構築させると計画にも上がっていましたが、公民館への設置は今一部しかないという状況の中で、例えば２階の会議室とか１階ホールなど、イベントの際、皆さんが暑くてかなわないという声が聞かれます。万が一の場合などは避難所となることも想定した場合、過酷な避難待機所、または避難生活になる可能性もある中、いつまで冷風扇みたいなもので対応していくのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１０番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

一般的に公民館に限らず大きなホールというのは、なかなか家庭用のエアコンでは難しい部分があって、設計もしなければならないのかなと思いますが、公民館も含めて地区の会館につきましても小さな個室がありますので、そちらについては、普通の一般に売っている家電のエアコンで十分機能すると思いますので、全体を冷やすというのはなかなか一遍にというのは難しいかもしれませんが、できるところからクーリングシェルターを、避難できるところを、公共施設においても確保していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　今後、公共施設も考えてまいりたいということでございますが、例えば優先順位とか、計画はまだないということですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１０番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

施設の優先順位はございませんが、先ほども申し上げさせてもらいましたが、住民の方が住んでいるところになるべく近くなるように、距離と、あと人が住んでいるところの密集とか、そういう集まり具合とかも十分考慮して、どこに一番最初に、どういう順番でつけていけば効果的かということと、あと、先ほどの話に戻りますが、施設に大ホールしかなければなかなか難しいのですけれども、個室があれば、そこには設置できますので、そういう施設とか住宅の密集具合等々を考慮しながら随時決めて設置していきたいと考えております。

○議長（中澤良隆君）　１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　分かりました。

もう一つ、役場庁舎などは町民も訪れ、一般利用されていると思うのですけれども、また職員の方も、裏口の掲示板などにエアコンを設置してほしいような、皆さんの寄せ書きみたいなものがあったのを見ております。そうした中、建物自体が老朽化して、建て替えの計画もまだ出ていない中で、いつまでこのようなポータブルエアコンで対応していくのか伺います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１０番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

役場庁舎につきましては、個室ではなくオープンスペースですので、なかなか家庭用のといいま

すか、しっかりと設計しないと難しいというのが現状かと思います。その中で、庁舎の老朽化の問題もありまして、議員おっしゃるとおり、いつ庁舎を建て替えるというのは計画にはまだ上がっていないわけですが、根本的に庁舎の暑さといいますか、エアコンを入れるというのは庁舎を建て替えなければならないのかなと、いつかは分かりませんが近々、耐震もない中で、早急にといいますか、計画していかなければならないし、それまで待たなければならないのかなと考えておりますが、それまでの間はできるだけポータブルの台数も増やしながら、職員の健康が第一ですが、仕事の能率とかも考えて、暑さ対策はできる限り、できる範囲ではしっかり行っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　このまま建て替え計画が出るまで、皆さん、耐えるということですね。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１０番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

抜本的な設備というのは難しいかもしれませんが、ポータブル、また窓に設置するもの等、今後もいい製品が出てくるかもしれませんが、耐えるというよりは、それらを活用して時期を待つといいますか、それらをしっかりと活用して、職員の健康、来庁する方もそうですが、それらを含めてしっかりと暑さ対策はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　分かりました。

まずは少しでも増大するなどして、暑さ対策をしていただきたいと思います。

次に、郷土芸能についてお伺いいたしますが、教育長もおっしゃったとおり、単なる娯楽芸能ではないと、地域を物語る大切な文化資源であると認識しているということでしたが、東中清流獅子舞保存会は、東中の地域の文化として有志によって継承され活動されています。いずれの団体も担い手や後継者に関わる課題等については伺っていないということでしたが、今後、何らかの対応が必要だと思います。特に安政太鼓については、コロナ禍で出演する場が減り、それがきっかけとなり縮小が始まり、会長が一人で演奏をしたりとか、メンバーが減少したということを聞いております。最盛期のメンバーも高齢化によって退団され、現在、大人４人、小学生１人ということで存続が危ぶまれていることから質問させていただきましたが、今後、会いわく出演の場を増やして、少しでも広げていただいてということですけれども、そういう出演の場を与えてはいただけないかということで質問させていただきます。

○議長（中澤良隆君）　教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君）　１０番井村議員の安政太鼓の出演の活動拠点がコロナ禍を起点として自粛せざるを得なかったことから、会員数も減になり、現在、活動の場がちょっと制限されているのではないかという御質問にお答えさせていただきます。

町としましては、先ほど一般質問の答弁にも述べさせていただきましたとおり、町長もはじめ教育委員会としましても、この歴史ある活動につきましては、町民には様々な機会を通じて、その内容、伝統をつなげていくことと、また、発表の機会を通じて皆様に広く知っていただく機会ということで、その辺については、ぜひ団体とも連携して、発表の場については検討してまいりたいと思います。

また、これはまだ相手方とは協議しておりませんが、来年の１月の二十歳の集い、または、どちらの団体とも文化連盟には入っていないことから、文化祭での発表という場は今まではなかったのですけれども、その辺については、文化祭となると多くの人が、皆さんそこに集まって、この発表を御覧になることもありますので、何か特別な記念のときにこういう企画をするというのも、ひとつ私はありではないかなとは個人的には思っているのですけれども、これも相手ある話ですので、それについては少し検討してまいりたいと考えています。

また、団員の拡充については、何年か前に、安政太鼓は、子どもたちにぜひ太鼓の文化をつなげたいということで、町内の学校にチラシを掲示し、あと練習会と称しまして、毎週２回、上富良野小学校の体育館で行っているときに、そこに親子で来ていただいて練習をしていただいた経過もございますので、それは引き続き、ぜひ普及活動をしていただくように、その辺についての支援は継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　今、教育長のほうから、文化連盟に加入していないということで、確認したところ、過去には加入していたのですね、それがいつの間にか脱退したと、脱退という言葉

が正しいかどうかは分かりませんけれども、そう伺っています。

今、第１４施設群の上富良野紫彩太鼓など活発に活動して練習されていて、参加の場も結構上富良野であるということを伺っております。そこを退官された方が今回加わっているようで、何とか再建に向けて頑張ろうとなっているようでございます。

今、教育長も言われたように、広報活動という中で、太鼓に興味を持っていただくということが大切だなと思っていますので、会としても、演出に出るだけではなく、例えばイベントの場で太鼓をたたいていると、子どもとかはたたきたいと興味を持って寄ってくるらしいのです。そういうような活動も含めて場所を提供していただけたらと考えています。

また、過去には成人式、今の二十歳の集いの場にたたかせていただいたようでございますが、今、清流獅子舞と町長が演出することになっているのですけれども、何とかどこかの場のオープニングとかで参加させていただきたいなと言っていました。また、参加させていただくことによって、会も活動を活発にしていきたいということでございます。

もう一つ、練習場所ですけれども、会でも不手際があって、本来でしたら手続上ないようなことは分かっているとは思いますけれども、現在、上富良野小学校の２階を利用して練習しているということでございますが、道具、機材の保管場所ということで、今、ちょっといろいろあると思います。鼓動館という施設が島津のほうにあると伺っていますが、老朽化して、冬期間など雪の重みで結構危険な状態らしくて、高価な太鼓の保存に向かない状態ということですし、練習場所としても使っていたらしいですけれども、役場の様々なものが入ったりして使えない状態と伺っています。練習場所の確保というか、道具の保管場所を兼ねたような練習場所を確保していただけたらと伺っていますが、どうお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君）　１０番井村議員の御質問に、施設の管理上の話ということで、大変申し訳ないですけれども、町長に代わってお話しさせてください。

ただいま、いろいろと議員から御質問の中で指摘事項がございました。教育長の答弁にもあったように、直接、会からそういったことを伺っていないという状況でございますので、申請もきちんとしていただいて、利用の仕方、それから保管場所についてはしっかりと協議するように進めたいと思います。

ただ、太鼓ですので、先ほど議員おっしゃったように、保管場所が湿気とかきっといろいろ条件があるかと思いますので、その辺は団体とのしっかりとしたお話合いをしながら、安政太鼓に限らず、いろいろな郷土芸能の活動をしていただいている団体の方と情報共有をしながら、協力できる範囲をしっかりと協力していきたいと考えております。

あとは、使途、目的にあった施設の利用ということで考えていければと考えております。

○議長（中澤良隆君）　１０番井村悦丈君。

○１０番（井村悦丈君）　確保していただけるかもしれないというお話でしたけれども、練習場所ですが、過去に、たたくと近所から音の問題とかあるということで、その辺も配慮しながら、時には毛布をかけながら練習しているというような状況らしいのですけれども、そのようなことを配慮した中で、練習場所の確保をしていただきたいと思います。

いろいろ聞いております。会の運営もまだまだ改善しなければならない点も多々あると思いますけれども、今後、存続に向けて、強い意思を再確認してまいりましたので、今後も広報活動を含め、何らかの場を提供していただければと思っております。

以上で終わります。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、１０番井村悦丈君の一般質問を終了いたします。

次に、８番中瀬実君の発言を許します。

○８番（中瀬　実君）　私は、さきに通告しております１項目４点について、町長の見解を求めたいと思います。

ヒグマ対策についてであります。

様々な環境の変化でしょうか、人里へのヒグマ出没が増えております。８月には、知床連山の羅臼岳で若い登山者がヒグマに襲われ、命を奪われております。７月には、道南福島町で新聞配達員が市街地でヒグマに襲われ死亡しております。全国各地で人間の生活圏に侵入し、家庭菜園の野菜、生ごみ、スイカ、メロン等が食い荒らされております。

連日のように全道各地で、熊出没報道がされております。今日も朝、テレビを見ていましたら、木古内町で、熊が家の中に侵入したという報道がありました。なぜ家の中に入ったのかということでありますが、たまたまベランダのガラスに自分の姿が映って、熊が自分の同僚がいると思って窓

に寄りかかったら、窓ガラスが割れて、家の中に入ってしまったという事例でありました。

９月１日から、改正鳥獣保護管理法が施行され、市街地に出没した熊に発砲を市町村長の判断で可能とする緊急銃猟は定めておりますが、町でのこれらの改正鳥獣保護管理法に対する対応について、町長の考えを伺いたいと思っております。

１点目については、令和６年、令和７年のヒグマの地域別出没件数、捕獲頭数はということであります。

２点目は、有害鳥獣対策費が令和７年は２１０万９，０００円と増額になりました。その対策費の中身と取組状況について伺います。

３点目は、出没対策に向け、官民連携の訓練を実施する考えはあるかを伺います。

４点目は、ヒグマ駆除に対する町への苦情はあったかをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　８番中瀬議員のヒグマ対策についての４点の御質問にお答えいたします。

本年に入り、道内のヒグマによる人身事故をはじめ、生活圏への熊の出没の報道等は、連日、目にするところであります。

国有林や山林に囲まれた本町は、当然のことながら熊が生息しており、一昨年には人身事故はなかったものの市街地に親子熊が出没したことがありました。特に野外で業務を行う農業者をはじめとする町民の皆様には、ふだんでも気が抜けない状況にあることは理解しているところであり、出現に対する周知や必要に応じた駆除対策を進めてきているところであります。

まず、１点目の令和６年、令和７年のヒグマの地域別出没件数、捕獲頭数についてでありますが、出没件数は、同じ個体が目撃されている可能性もあり、あくまで目撃等の件数ではありますが、令和６年は、清富地区３件、日新地区３件、草分地区３件、里仁地区１件、江幌地区５件、静修地区２件、日の出地区１件、旭野地区３件、東中地区３件、国有林内２件の合計２６件、捕獲件数については、清富地区２頭、江幌地区１頭、東中地区３頭の合計６頭となっております。

令和７年は８月末現在で、清富地区１件、日新地区２件、草分地区２件、里仁地区１件、江幌地区３件、静修地区４件、日の出地区７件、旭野地区３件、富原地区１件の合計２４件、捕獲件数については、静修地区２頭、日の出地区１頭、旭野地区１頭の合計４頭となっております。

次に、２点目の令和７年度の一般会計予算の有害鳥獣対策費の内容と取組状況についてでありますが、まず内訳としましては、保険料としまして従前からの有害鳥獣駆除従事者損害賠償責任保険を当初予定のハンター２２名分の保険料１４万４，０００円と、本年度より環境省の「特定外来生物防除等対策事業」を活用することとしました。

これは、特定外来生物や特定外来生物への指定検討されている生物による「生態系」及び「人の生命・身体に係る被害防止」に向け、地方公共団体が行う事業について、要綱に基づいた交付金及び特別交付税措置が受けられるもので、本町といたしましては、アライグマ駆除の報酬及び捕獲用箱わなの購入分を特定外来生物防除等対策事業とし、環境省に申請するとともに「上富良野町有害鳥獣対策協議会」に対策費として交付を行うものとなります。

取組につきましては、損害保険については、昨年の保険の継続契約につきましては既に終了し、交付金につきましては本年度の捕獲頭数が確定後に交付を行うものとしております。

なお、アライグマの駆除につきましては、継続して行っており、箱わなの保有数を増やすなどの取組を行っております。

次に、３点目の出没対策に向け官民連携の訓練についてでありますが、今後、関係機関を含めた机上訓練や実動訓練は必要となると考えております。

緊急銃猟を行うための条件設定のために改正法が施行されましたが、環境省のガイドラインがあるものの避難指示や交通規制、立入規制といった警察との連携も不可欠であり、それらを反映した訓練のプログラムも作成する必要があります。

しかしながら、本町の職員はもとより、ほとんどの自治体職員は経験がなく、また、緊急銃猟実施のための実動経験者や関係機関及び訓練のための講師なども少ないことから、現在、管轄である富良野警察署や沿線市町村とも協議しているところです。今後は、関係機関や猟友会、沿線自治体等とも連携し、定期的な訓練の実施について計画的に取り組んでまいりたいと存じております。

次に、４点目のヒグマ駆除に対する町への苦情についてでありますが、これまでに有害鳥獣駆除に対しましての苦情を町では承っておりません。

有害鳥獣駆除として行っていますヒグマの駆除につきましては、農作物の被害防止と安全確保の観点から、引き続き行ってまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　再質問ございますか。

８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　ただいま、出没件数について答弁をいただきました。

令和６年は２６件、令和７年は８月末現在で２４件ということの答弁がありましたが、今年に関しましては、これから９月、１０月、１１月にかけてまだ日にちがありますから、当然のことながら、このままいけば令和６年よりも出没件数は増えるものと思われます。

そこでお伺いしたいのは、令和７年、令和６年の時点で、今現在、７年は現時点ですが、市街地に熊が出た案件はあったのでしょうか。それをまずお伺いします。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君）　８番中瀬議員の御質問にお答えします。

ライン引きというのは特にしていませんが、俗に言う市街地に熊が目撃されたという話は聞いておりません。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　町民から役場のほうに、熊が出たよ、見たよという通報が多分あるはずです。そのときに、町の対応マニュアルというか、熊が出たことに対して、通報者に対するマニュアル的なものはあるのでしょうか。それをお伺いします。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君）　８番中瀬議員の御質問にお答えします。

マニュアル自体は今作成しているのですが、緊急銃猟に関わりまして、今改正中でございます。通報に関しましては、必ず役場ということにはならずに、警察が大体７割ぐらい、みんな１１０番をする人が多いので、警察から役場にということで、そちらの連携の連絡網等は警察等で調整しております。

連絡いただきましたら、警察とともにパトロールをしながら、猟友会のハンターの方と協力しながら、そこを巡回するという形で対応させていただいております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　警察から連絡が役場に入るケースが多いということでありますが、熊が出たよということに対して、本当に熊が出たという通報ばかりだったらいいけれども、たまたま熊が出ていないのに出たよというガセネタみたいなものが出る可能性もないわけではないですね。だから、そのときに、熊出没に対して受ける電話窓口としては、確認作業として、どこどこの誰がどこどこの場所で熊を見ましたということを確認して、それで熊出没ということで一応最終的には出没したということにするのだと思いますが、その考えでよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君）　８番中瀬議員の御質問にお答えします。

ガセネタというのは特にないですけれども、熊の足跡がありました、最近は足跡がありましたよという通報は大分少ないのですが、ここでちょっと表現が悪いのですけれども、熊の何かがあったとか、そういう通報は最近はなくなってきていますが、特に情報が得られましたら、ガセネタかなと思わずに必ず確認して、通報者に関しては警察と協議の上で、通報者に事情聴取をしないとならない場合もあるということで、電話番号や名前は確認しているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　そのように熊が出ましたということで対応するときに、熊が出たことは、出た時点というか通報があって確認したら、防災無線で熊がどこどこで出ましたよという放送をかけますよね。それは必ず毎回出没したという通報があれば、防災無線で放送しているのですよね。その防災無線で放送されない場合もあるのではないかと思うのですが、そういったことはないですか。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君）　８番中瀬議員の御質問にお答えします。

防災無線に関しましては、大変申し訳ありません、全町の方が聞かれるという部分もありますので、リアルタイムの熊の目撃、見てから１０分、２０分の発見状況であれば緊急的にすぐ流すと。ただ、おとといと見たんだよねという通報があった場合は、防災無線はせずに、ホームページのマップ上に出現情報ということで確認をさせていただいているところであります。防災無線の流すタイミングにつきましては、私のほうで判断させていただきまして、タイムラグがあるものに関しては、そちらはしないという判断をさせていただいております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　記憶に新しいと思いますが、我々、４日に農業委員会の作況をしました。そのときに、あそこは美瑛町と上富良野町の郡界

です。そこで熊が出ました。皆さん、それを見ましたよね。そのときには放送を入れていますか。かなり多くの方が出没したのを見ています。見たのは間違いないわけですから、そのことについては、その日の防災無線か、その次の日か分かりませんが、放送は入れていますか。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君）　８番中瀬議員の御質問にお答えします。

そちらに関しましては、美瑛町のほうにまた行ったということで、地元の方も一緒にいましたので、見て確認したということで判断させていただきまして、防災無線は流さなかったということです。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　本来であれば、美瑛と上富良野の郡界ですから、上富良野の畑に一回入ったわけです。それから美瑛に行ったわけです。けれども、美瑛の管轄とかそういうことは関係なしに、あの地域の人たちにしてみたら農作業をするわけですよね。農作業をするのに、美瑛、上富良野、関係なく熊は出てくるわけですよ。あの辺の地域の畑の人が作業に行くときに、ここに熊が出たのだよということをある程度周知しておかなければ、熊は１日に何キロも歩きます。だから、その辺のところから、例えば江幌のほうに来る可能性もあるわけです。だから、そういったことは手抜かりなく、やはり出没した時点では放送をすべきだと私は思います。今後については、そのようにしていただきたいと思っております。

次にお伺いしたいのは、有害鳥獣対策費、こちらについては、昨年度は１３６万円でした。今年は２１０万９，０００円です。この対策費については、国からの特定外来生物防御等事業交付金という形で１９６万５，０００円が予算化されているわけですが、このお金の使い道、今までに、どういったものに幾らかけているのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　もう一度お願いします。

○８番（中瀬　実君）　特定外来生物駆除のお金が予算化されていますよね。それを、今までに、例えば箱わなを三つ作ったから幾らかかったよ、それから、スプレーみたいなものもあるみたいですね。そういったものを何本買ったからこれだけだよという金額が、今の時点でどれくらい使っているのかを教えてください。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君）　８番中瀬議員の御質問にお答えします。

一般会計予算における現在の１１０万９，０００円の分におきましては、現在のところ、まだ支出は、先ほど町長が御説明いたしましたハンターの保険料のみの支払いとなっております。

もともと上富良野町有害鳥獣対策協議会がございますので、そちらのほうで箱わなを作っております。ただ、捕獲頭数等の兼ね合いもございますので、こちらの兼ね合いを見ながら必要な部分の箱わなの設置を考えております。

会計の話をするのはあれですけれども、一般会計で、こちら環境省のお金を使う部分と集落協議会で有害鳥獣対策という部分を区別しながら対応させていただきまして、現在、この会計とは別に、箱わなのほうは随時２０個程度は増やしている状況でございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　私が聞いているのは、結局使ってもいいお金ですよね、特定外来生物の駆除に対して。それを、今までの熊の対策費とは別扱いして計上していると。計上というか、箱わなも別枠で行っているのだと。それは、そのお金を使って作っても問題はないですよね。先ほど２０個でしたか、その２０個で、熊出没がありましたよというところに箱わなを移動する、持っていくわけですよね。熊の出ていないところには置かないわけですから、それを持っていくわけですが、２０個というのはかなり地区別に分かれて置かれているのですか。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君）　８番中瀬議員の御質問にお答えします。

先ほど町長が説明したとおりに、この有害鳥獣対策費につきましてはアライグマのものですので、箱わなもアライグマのものですので、熊のものとは別となっております。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　私は今回、アライグマではなくてヒグマのことに対して質問させてもらっています。アライグマの箱わなをどうのこうのということは、私は聞きたくありません。熊に対しての箱わな、そのことを聞いているのです。それが現在何個ぐらい用意されていますか。

○議長（中澤良隆君）　暫時休憩といたします。

午前１１時３１分　休憩
午前１１時３４分　再開

○議長（中澤良隆君）　暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

もう一度、８番中瀬実君、質問願います。

○８番（中瀬　実君）　大変失礼いたしました。

駆除に対するお金の使い道については、間違いなく去年から見れば多くなっている。だから、その使い道は有効に使ってもらいたい。当然、そうだと思います。

先ほど２２名のハンターに保険をかけていると言いましたね。現在、上富良野町の猟友会のハンターの数と２２名と合わないのではないかと思います。ハンターの資格はあるけれども、熊とか特定外来生物を撃たない人は保険をかけていないということで理解していいですか。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君）　８番中瀬議員の御質問にお答えします。

当初予算ベースで２２名とお話ししましたが、６月補正で１名増えて２３名、現在、保険をかけております。

こちらの保険をかける方は、町で有害鳥獣の対策に当たっていただける方ということで、猟友会の方もわなの免許のみの方、銃も返した方というのも当然会員として入っておりますので、今現在、ハンター活動、有害鳥獣対策活動をしていただける方、２３名ということでかけさせていただいております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　当然、危険が伴うわけですから、保険に入っていなければ大変なことになるわけですから、当然、保険はかけていただかなければならないと思っていますし、それに、今回は特に改正鳥獣保護管理法が施行されたことによって、上富良野町が町長の判断で銃猟ができる可能性がある。それは、基本的には先ほどの答弁からいけば、町としては、そういった対策に対する計画とか、そういうものはまだ行っていないと。ただし、計画的に取り組んでまいりたいという答弁をいただきました。

でも、今年の９月から改正鳥獣保護管理法があるのは分かっていたわけですよね、当然のことながら。今年の９月にはこういった法改正が行われるということが、もう事前に分かっていたわけです。

私も３月に同じ熊のことで聞いています。そのときに、町長はこう答えています。「当然我々も準備を進めております。ガイドラインに沿ってマニュアル整備、実施訓練なども、これから警察、猟友会と連携して行っていかなければならないと考えています」と答弁しています。それなりに検討しますということを言っているわけです。

今日の時点までに、どのような検討とか、警察とか何かと連携しようとしていることがあったのか、なかったのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君）　８番中瀬議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、法改正の日付はもう既に決まっていたというのは、私ども当然考えております。緊急銃猟に関しましては、市街地において、警察官職務執行法によらず発砲ができるというところでございます。ただ、市街地の中では、熊を撃つということは、ストップヤードが少ないという部分とか、いろいろ問題点がございまして、そちらの協議も併せて警察としておりました。

ただ、私たちもそうですが、沿線自治体でも、市街地で発砲する可能性というのを認めるというのもなかなか判断が厳しいということで、マニュアルはあまりにも煩雑になりすぎていまして、実際本当に撃てるのかという問題点等も協議を今までされていたところでございます。

マニュアルどおりのマニュアルを作ることは大変簡単ですが、実際使えるものになるかどうかというところの検討も進めておりまして、警察とも訓練もしないとならないという協議も進めながら、現在に至っているという状況でございます。

大変申し訳ありませんが、町長の答弁でも、お答えしましたとおり、経験者が少ないとか、訓練に関してのファシリテーターが少ない、いないというところで、今少し苦慮しているところでございます。今後は、緊急銃猟に対応できるような体制づくりをしっかりとつくっていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　上富良野町の場合はまだ熊出没の情報等々があるだけで、上富良野町においては人身被害は今のところはありません。この対策とか訓練とかいろいろなことが遅れたことによって人身事故が発生した場合、基本的には、なぜそういう対策をきちんと行っていなかったか、対応できるようなことを行っていなかったのだと批判されませんか。だから、一刻も早く、隣町のことはどうでもいいのです。上富良野町が率先して取り組むべきです。当然、警察とか役場も含めて、農協も含めて、そういったところと連携して

行っておかなければならないと思っているのです。訓練を日頃から行っておかなければ、そのときには右往左往してなかなかうまく行動できないのが現実だと思います。だから、少しでも早めに、対応策を考えて訓練を行うべきだと思っていますが、その辺のところの考えをもう一度お伺いします。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君）　８番中瀬議員の御質問にお答えします。

訓練に関しましては、緊急銃猟に対応した訓練ということで、市街地に発生した部分のことに関して、先ほど町長も御説明しました対策を含めた通行止めや危険区域の設定等の訓練となります。通常の警察官職務執行法に基づかない場所での熊の駆除に関しましては、猟友会と引き続き協力しながら、現在の体制を整えながら、引き続き熊の対策に努めたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　私は、先ほどから言っていますが、市街地で熊出没があったときに、警察とか何かと連携を取っておかないと、交通規制とかいろいろなことがありますよね。それは役場の職員も含めて、例えば農協にもお願いする場合もあるかもしれませんが、こういう事例に対して、こういうふうに動くということを、きちんと想定して考えておかなければ困るでしょうということを言っているので、市街地以外で、例えば熊が出没したことに対して私は聞いているのではありません。だから、市街地でそういうことがないのが望ましいのですが、もし万が一、町場のどこかは分かりませんが、そこに出たときに、ここに出たときはこういう対応をしようね、警察も交通規制をかけるのはこうしようねということがある程度相談できて、訓練できていれば、それなりの効果が上げられるのだと思っているのです。だから、一日も早くそういう訓練、対策をするべきだと私は言っているわけですが、それに対して、時期はいつごろをめどにこういうふうにやりたいなと思っているとか、そういうことがある程度あるのであれば教えてください。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君）　８番中瀬議員の御質問にお答えします。

当然、法改正も既に行っておりますので、まず、机上訓練に関しましては、役場の職員というか、私たちでできるので、まずは、連絡体制というのが一番難しいところですので、これに関しては警察は関与しないという部分ですので、そこもやはり警察に協力していただきたいと、逆にこちらが訴えかける部分だと僕は考えておりますので、成功するために訓練はせずに、訓練は失敗を探すためのものですので、それを行っていきたいと思っています。

時期については調整中ということで、今ここで明言できませんので、早い段階でやりたいと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　８番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

市街地における猟銃の発砲については、先ほど私の答弁、課長の答弁にもありましたとおり、なかなか沿線でも苦慮しているという状況ですが、中瀬議員おっしゃるとおり、それ以外については、もし市街地に出没した場合は、道路の封鎖ですとか、監視カメラをつけるとか、いろいろなそれ以外のことは訓練すべきだと思っておりますので、発砲については、マニュアルが非常に煩雑で、実効性があるのかどうかなかなか難しいのですが、それ以外のことについては、従来どおりのことも含めてできるところはありますので、しっかりと警察、農協等との連携は今までどおり、そして、これからも含めて、最終的には首長の判断による発砲ですが、それを除いた部分についても訓練すべきところは多々あると思いますので、それらはしっかりと進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　私がこのようなことを何回も聞くのはなぜかといったら、これから１０月、１１月にかけては、熊がこれから冬眠をする準備に入る。そのときに、餌を求めて人里に来る可能性が十分考えられる。当然、熊は食べ物があるところを目指して人里に来るわけです。生ごみだとか、例えば家庭の野菜の何かを求めながら来る可能性がある。それは、いわゆる郡部でなくても、まちの中に来る可能性が十分考えられる。そのときになって慌てふためいても遅いのです。だから、くどくど私は言うのだけれども、そう思われるかもしれませんが、そういう対策費とすべきだということで伺っているわけです。ですから、一日も早くそういう対策と訓練をしていただければと思っております。その件についてはいいです。

次に最後の件ですが、こちらは有害鳥獣、熊等を例えば駆除しましたと。上富良野町ではありま

せんが、ほかのまちで駆除をした熊に対して、熊がかわいそうだと、小熊まで撃つことはなかっただろうというような報道があります。それはどちらかといえば北海道の人ではなくて本州のほうから、そういう苦情を北海道の道庁とかに長々と電話をかけて、仕事の邪魔になるぐらいそういう苦情が来ているという話を聞いております。上富良野においては、そういうことは今のところはないという話です。それはなぜか。それは公表していないからです。どこどこで、誰々のところで熊を駆除しました。そういう報道がもし新聞に載ったとすれば、それはきっと絶対来ないとは言えないと思います。そのときにどういう対応をするか、その苦情に対して。そういったものも考えておかなければならないと思うのですが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君）　８番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

他の自治体の事例ですけれども、議員おっしゃるような通常の公務に支障を来すほどのお電話なりメールで、いわゆるハラスメントに近いような行動を取られる方もいるということは伺っているところであって、まだ、議員おっしゃるとおり、熊の駆除した実態をリアルタイムで報道するような事例がありませんから、ないですけれども、そういったことがあった場合には、起こるかもしれないという御心配はごもっともだと思います。

しかし、我々はそれに対しては、町長の答弁にもありましたように、一旦人慣れしてしまう、それから餌の味を覚えてしまう、そういったものを山に返しても、議員おっしゃるとおり、一日何十キロも歩ける相手ですから、現在のところ、再教育をするというような手段を我々は持ち得ていませんので、そういった対応というのは仕方ないということで、今後も引き続き続けていきますという答弁を町長はしたところです。

一番困るのは地域に住んでいる方ですから、そういった方の生命、財産を守るためには毅然とした態度で臨んでいきたいと覚悟しているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬　実君）　そういうことがないのが一番理想的ですが、道庁にああいう苦情が来た、延々と１時間も１時間半もそういう苦情を述べたということは、私は分かりませんが、これは威力業務妨害になるのではないですか。これは、毅然とした態度で、いわゆる苦情というよりは仕事を邪魔する、そういうことになると思うのですよ、ああいった長々と電話をした場合。だから、上富良野町の場合もそういうことがあった場合は、きちんとした対応を取ってもらって、そして、業務に差し支えないように、もしそういうことがあった場合ですよ、なければいいのですが、そういうことを対応していただければと思っています。

それで、先ほどから熊の関係でいろいろと質問させていただきましたが、くどくなりますが、一日も早くマニュアル的なものを作っていただいて、そして、町民が安心して生活できるようにしていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、８番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

若干早いのですが、ただいまから昼食休憩といたしたいと思います。

再開は１３時、午後１時といたします。

午前１１時５１分　休憩
午後　１時００分　再開

○議長（中澤良隆君）　昼食休憩に引き続き、会議を再開いたします。

次に、５番金子益三君の発言を許します。

○５番（金子益三君）　私は、さきに通告しております２項目７点につきまして、町長に所信をお伺いいたします。

１項目め、これからの富良野広域連合への考え方について、お伺いいたします。

合併ではなくそれぞれの自治体が連携を深め、独立性を持って行政運営を行うために、平成２１年に発足された富良野圏域５市町村で構成する富良野広域連合の運営が始まり１６年が経過したところであります。この間、５年ごとに見直しを図ってきた広域計画も第４次を迎え、令和１０年度までの計画が実施されているところであります。

顧みますと、平成１５年頃、全国各地でいわゆる「平成の大合併」と呼ばれる市町村合併の協議が盛んに行われ、北海道でも多くの市町村で合併協議会が発足し、ここ富良野圏域においても、南富良野町と占冠村で合併協議会が策定されたが、結果としては、それぞれの町村が独立独歩で歩む結論に至っております。また同時に、富良野圏域５市町村において、合併の可能性に向けた話合いが行われておりましたが、時の首長、議会、住民の総意によって合併は見送られ、その代案として広域連合の道を選び「富良野広域連合」として今

日に至っているところであります。

広域連合結成に至るまでの当時の関係機関による大変な努力や英知を結集した結果が、現在の富良野地域発展に寄与したことに改めて当時の関係者の皆様に感謝と敬意を払う次第であります。

そこで、広域連合発足から１６年が過ぎた現在、この間圏域も人口減少や少子高齢化、産業構造の変化等、構成市町村においても、社会的変化に大きな課題が浮き彫りになってきているところであります。各自治体において、これらの現状を踏まえてのまちづくりに苦戦しているところでもあります。

そこで、広域連合副連合長としてではなく、今回は上富良野町長として「富良野広域連合」の現状認識と今後の方向性についての考えを、以下６点についてお伺いいたします。

１点目、「富良野広域連合」の現状認識と課題について、お伺いいたします。

２点目は、現在取り組んでいる事業についての認識と課題について、お伺いいたします。

３点目は、現在取り組んでいる大きな４事業以外に、新たに広域で取り組むべき事業の考えについて、お伺いいたします。

４点目は、消防をはじめ学校給食等、これらの事業は自賄いで行われておりますが、このことの問題点をどのように捉えているか、お伺いいたします。

５点目は、富良野広域連合の５市町村のバランスのよい取組と将来のあるべき姿についてのお考えをお伺いいたします。

６点目は、富良野圏域５市町村での市町村合併についての考えについて、お伺いいたすところでございます。

２項目め、年末年始の繁忙期に対応できるプレミアム商品券事業は行わないかをお伺いいたします。

前回行われたプレミアム付商品券事業は、発行時期や発行枚数、プレミアム率など様々な問題が反省されるところであります。

物価高騰が止まらない現在、地方において、物価高騰に給与の上昇が追いつかないことや、中小零細企業には最低賃金の上昇に対する価格転嫁もできず、労働力不足と人件費高騰に苦しんでいる現状であります。

そこで、今年度は改めて早い時期での商品券の発行が求められているところでありますが、小規模事業者への手当とは別に、住民のためにより付加価値のついたプレミアム率を確保した商品券事業が早期に行えるような予算措置を行わないのかを伺います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の２項目の御質問にお答えいたします。

まず、１項目めのこれからの富良野広域連合への考え方についての６点の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の「富良野広域連合」の現状認識と課題についてでありますが、広域連合については、発足当時複数あった消防、公共串内牧場及び環境衛生の事務組合の事務局や議会の集約と、併せて学校給食に関する事務を広域連合へ集約することにより、従来より効率化が図られたと認識しており、今後も効率化や経費の縮減に寄与できるような運営と行政サービスの安定的な供給などに努めていく必要があると考えております。

次に、２点目の現在取り組んでいる事業についての認識と課題についてでありますが、消防、公共串内牧場及び環境衛生に関しましては、広域連合発足以前からの事務組合として事業を行っていますが、議会、事務局の効率化により、それぞれの事業において職員が本来業務へ注力できるなどメリットは大きいと認識しています。一方で、消防及び学校給食においては、発足以来の自賄いが広域化による課題と認識しています。いずれにいたしましても、今後も時代の変化や要請に応じて施設等の整備や更新、運営の変更など、これからも広域連合の事業として安定的に運営していかなければならないと考えております。

次に、３点目の現在取り組んでいる４事業以外に広域で取り組むべき事業についてでありますが、現在のところ、具体的な事務・事業が取り上げられているとは認識していませんが、今後、広域連合として取り組むことが、５市町村全体の利益になると合意形成されるような事務・事業があれば取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、４点目の消防、学校給食の自賄いの問題についてでありますが、消防署については５市町村それぞれが、給食センターについては、富良野市・中富良野町・占冠村が富良野給食センター、上富良野町と南富良野町はそれぞれ自賄いしている現状にあります。これらは発足当時から自賄い方式で運営されており、消防署においては給与・報酬の統一や施設・装備、給食センターにおいては施設、人員不足による給食提供数や危機管理上の施設の分散など、様々な課題から自賄いを続けている現状にありますが、人口の動向や児童生徒数の減少、施設設備や装備の近代化など状況の変

化に対応しながら、広域連合の事業として自賄い方式の在り方を常に検討していかなければならないと思っております。

次に、５点目の富良野広域連合の５市町村のバランスのよい取組と将来のあるべき姿についてでありますが、５市町村それぞれに人口・財政規模・保有する施設・地理的条件などが異なり、５市町村それぞれの自治体にとって、広域連合により取り組むことで将来に向けての持続性及び安定性を確保することと、それに関する費用対効果を十分考慮していくことが重要でありますので、それぞれの自治体に無理がかからず、人的にも財政的にも公平な負担がされるよう取り進めていかなければならないと考えております。

次に、６点目の富良野圏域５市町村での市町村合併についてでありますが、現在のところ、５市町村ともにそのような考えを持っているという認識はございません。

次に、２項目めのプレミアム商品券事業についての御質問にお答えいたします。

令和６年度に実施しましたプレミアム商品券事業につきましては、国庫補助事業として交付決定後、速やかに販売、使用開始とし、予約申込みをされた町民全ての需要に対応し、かつ追加の一般販売でも即日完売となり、好評をいただいたところでありますが、現在においても物価高騰が町民の暮らしを直撃している現状を踏まえ、年末年始の需要に対応できるプレミアム商品券事業の実施に向け検討しており、事業を営む皆様を含め町民の皆様の暮らしを支える取組として進めてまいりたいと考えております。

○議長（中澤良隆君）　再質問ございますか。

５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　まず、１点目の富良野広域連合の現状の認識と課題のところですけれども、そもそも広域連合が発足に至るまでの沿革であったりとか、どうして富良野広域連合を進めるようになったのかというところは、町長はどのように捉えていらっしゃいますか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

当時、今から遡ると１６年前、もっと前ですね、平成１６年ぐらいですね。当時の国の三位一体の改革から始まるかと思います。三位一体の改革ということで、要するに我々地方自治体の財源、住民税をその分アップしたのですが、国、そして地方自治体もそれぞれ改革を迫られていた中で、どうしようかということで、全国的にですが、議員も述べられているように、平成の大合併という動きにつながっていったのかと思います。その中で、我々、この圏域も今後どうしようかという中で、最終的に選択したのが広域連合、事務の効率化等々を含めて、みんなで協力していけるところは合理的にしていかなければならないと、そういう結論として広域連合が発足したと認識しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　そもそも今、町長がおっしゃったように、国の当時の自治省によります行政の効率化の中で、地方においても合併を進めましょうという大きな波の中で、ここ富良野圏域においても、平成１３年にまず富良野地域広域市町村振興協議会の中において、今後どうしていくかという話合いがされて、それで翌平成１４年に、約５回の検討会を踏まえた中で、プロジェクトチームで、最終的にはこの富良野圏域というのは合併ではなく、それぞれの自治体が独立していきながら発展をしていこうと、独立性と自立性を保ちながらですね。さらにそこに連携を強める意味で、広域連合が平成１８年に準備委員会を経て、平成２０年４月からやりましょうといって、平成２１年に始まったという沿革があるわけです。

それは、私が何を言おうかとしていると、必ず人口減少が来る社会において、連携は深めなくてはいけないけれども、合併ではないのですよというところがまず一番最初の根っこにあって、ちょっと言葉が悪いのかもしれませんけれども、一定程度総務省が合併しなさい、合併しなさいと進めているものを、何とか合併しないで、この富良野圏域は連携を深めることで自主性を高めましょうといって、行ってきたことですけれども、それが１６年たって、今、町長は、現実の中では効率性と経済性が高まっているというところもおっしゃってはいるのですけれども、実はそんなにも経費の削減というのは大きくされていない現状ですし、言ってしまえば、自賄いというものを取り組んだ中で広域連合は発足しているということは、非常にねじれたスタートをしているのです。そこをまず、町長はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

経費は、具体的な数字を調べておりませんが、行っていること自体は広域連合ができても、その前と行政サービスとしては変わっておりません

が、合理化で議会が一つになったり、そういうことがありまして、人的にはその分は予算に出てくるものではありませんが、広域連合の一事業で働いている方が、議会とかが今までは準備とか行っていたのですが、それから解放されて、そういう意味では、金額には表れない部分の合理化、効率化というのは図られたと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　町長も、いわゆる一部事務組合の議会が一つになったということでの合理化は図られたけれども、経費の削減は図られていないということの認識でよろしいですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

経費も、それに伴って、半減したとかそういう極端な数字ではないとは思いますが、ある程度効率化されたものと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　経費の部分は、今まで行っていた事業が全然変わったわけではないですから、変わらないと思います。本来であれば、広域連合という新しい自治体ができるわけですから、今まで行っていた事業が一つになったときには、本来は広域連合の職員として、そこはならなければならないけれども、今、そこがなっていないということが一番の大きな課題であると、私は考えるのですけれども、町長はその認識はございますか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

例えば事務局が出向しているとか、そういうことですか、広域連合の。

○議長（中澤良隆君）　暫時休憩といたします。

午後　１時１９分　休憩
午後　１時１９分　再開

○議長（中澤良隆君）　休憩前に引き続き、再開いたします。

５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　広域連合は新しい自治体として立っているわけですから、本来、例えば消防とか給食にしても、自賄いでそこそこのまちが行うのではなくて、一旦、広域連合として、そこの新しい枠組みの中で職員となるべきではないかなと思うのですけれども、そうしたら本当に効率化とかというのは図られるし、経費もびたっと一本になって縮減とか効率化も上がると思うのですけれども、それがされていないのが、私は一番問題だと思っているのだけれども、町長はそこをどう考えていらっしゃいますか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

広域連合が発足して、広域連合は組合ですけれども、組合といいますか、連合ですけれども、そこの身分は、消防の方も身分はそこの職員ですが、おっしゃるとおり、自賄いですので、その負担は自賄いとしてそれぞれの市町村が分担しております。ですので、消防職員は広域連合の職員ですが、給料とか自賄いによってばらつき、制度として統一されていないというのは、おっしゃるとおり、いまだ問題点なのかなと思います。あと、給食センターについては、全く独立採算制で、距離的なものもありますので、距離と中心となる施設がどこなのか、キャパの問題、容量の問題もありますので、なかなか１６年たってもそれは解決に至っていないのですが、いろいろと自賄いにならざるを得ない部分も給食などはあるのかもしれませんけれども、できるところは、同じ仕事をしていたら同じ処遇といいますか、給料はまだ統一されていないので、問題点、まだ積み残しが１６年たってもそのままという、いろいろ各市町村に事情があるのかと思いますけれども、まだ解決されていない部分です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　まさしくそうですよね。町長もそこはやはり問題だと考え、構成市町村の首長として、副連合長ではなくそこの構成市町村の町長として、そこはやはり大きな問題であるというお考えである。

これは、２点目のこととかなり重なっているので、合わせてになりますけれども、自賄いを行っていたり、それから建物にしても、広域連合の同じ業務を行っている建物でも、片や自分のところでやりなさいとか、それから、ただし事務的なものは本省に合わせなさいとか、例えば一例を挙げると、給食センターあたりは、上富良野は、広域連合になる前は上富良野学校給食センターとして独自で仕入れを行って、伝票処理をしてということを行っていたのですけれども、広域連合になったら、なぜか富良野市の４枚つづりの伝票で行ってということで、それを一々決裁を富良野市に取りにいってということを、中富良野町が副連合長

としてトップですから、そこの決裁が富良野で決裁をして、最終は中富良野町ということになっていたのですけれども、そういった効率化するべき話が非常に非効率になったりとか、片やそうかと思えば、富良野市がデジタル何とかでペーパーレスになることで、今度は、伝票についてはスキャンをしたものをデータで送ってくれとかということで、非常に現場が混乱しているのですね。そういったことについても、本来、広域連合という一つの自治体であれば、それらは構成市町村がしっかりと経費を出し合った中で、独立したもので行っていかなければならないのですけれども、今、町長もおっしゃったように、１６年この問題が棚上げされて、積み残しになっているということですから、これは今後どう進めていくお考えですか。構成市町村長として、これらの話合いというのはどうなっているのですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

広域連合をして、統一しなければならないところは統一しなければならないと思います。端的には、今お話でありました会計システムは、当時発足するときから、会計システムはどうするのだというのは既に問題になっていて、結局、新たなシステムを入れるよりどこかのシステムを使ってということで、今は富良野に合わせて行っておりますが、どこかに合わせなければならないし、全部同じにするのであれば、構成市町村が全部同じシステムにしなければならないのか、技術的なことはあれですが、いずれにしても、会計システムは今ほとんど電子化で、広域連合にかかわらず庁舎内でも、職員として仕事を遂行する上でいろいろ学ばなければならないことがあって、皆さん、職員の方、大変だと思いますが、会計の問題は、もともとの構成市町村の会計システムと広域連合の会計システムが違うというのは、なかなか一筋縄に解決はできないのかなと思っておりますし、ある程度、電子化が図られた中で、慣れが必要かと思いますが、解決していければと考えておりますし、あと、仕入れの問題につきましても、一括して発注して安価なものをという考えもありますが、地産地消という考えもありますので、それはどういうふうにしていくかというのは今後の話だと思います。

将来、自賄いがいいのか、それとも全て統一したやり方がいいのかというのは非常に難しい部分がありまして、例えば、今、自賄いですので、ちょっと不合理なところもありますが、でも自分のところは自分のまちで全て自賄いしているので、特にそれについては、予算の配分については問題ないのですが、これが１か所に集められて、そこから分配されると、その分配方法がどうなのかとかいろいろまた問題で、本部で予算を集めてそれから配分すると、負担とサービス、予算の配分がどうなのか、それがどう担保されるのか、いろいろ皆さん不安に思っているところがあるのかなと、私は町長としては、そこが非常に、将来、統一するにしても、危惧する部分なのかなと思っております。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　非常にねじれたスタートで、ねじれたまま今進んでいて、問題点はそれぞれの自治体でも分かっているし、町長も自賄いの悪さと、そうでない統一したときのメリット、デメリット、いろいろ考えているようですけれども、ただ、一つ自賄いの中で大きな問題かなと思うのは、消防は特にそうですけれども、各それぞれに署所がございます。占冠村から上富良野町まであります。それはそれとして、自賄いで行っていきなさいというのであれば、それはまだいいですけれども、消防に限っては消防本部というのがまた別途あるのです、上富良野町に。これを置いた経緯というのは、また別のときにお話しますけれども、ものすごく当時苦労して広域連合ができたときに、それぞれの担当をどこにしようかということで、１６年前には上富良野町に本部を置きましょうということで合意形成されて、できたときには、それぞれの署所から上富良野の本部に人員を配置しましょうというスタートでした。ところが、蓋を開けてみると、人がいないからということで、当時、本部に配置される人員というのがいないままスタートしてしまって、これがずっと続いているのですね。それをどこで解消しようかというと、中身の話になりますけれども、上富良野の消防署から４人お金を出しているのです。本部機能として、本部から４割の報酬の中身です、給与の中身ですけれども、４割は消防本部からもらって、残り６割は上富良野町が負担して出しているのです。これがずっと解消されないまま、この長い年月、１６年間行っていると何が起きているかというと、上富良野町は自賄いでお金を出しつつ、消防本部の人員と給与の負担も出しているというのがずっと続いているのです。本来はまず、町長としてきちんとここを一回整理しましょうということを言っていかなければならないと思うのです。この自賄いの中で、施設の整備・更新は各自治体が行うものなのか。また、運営の

変更というのは、これは一体何を指して運営の変更、どこの何の運営を変更しているのかをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

具体的な例として、今挙げてもらった消防本部の兼務の問題は発足当時からありまして、それは広域連合の中で消防も交えて決めたことでしょうけれども、上富良野が今４人は取られて、給料は全部払っていませんけれども、６割は払っているのですけれども、兼務という形で、相当、署員からも負担感があるというのは聞いておりますが、その分、純粋に本部職員をあてがうとなると、また、５市町村の合意が必要で、我々町としては、上富良野署員が苦労しているので当然解消してほしいのですけれども、新たにその分、兼務をなくして純粋に本部職員を４名増やすとなると、また、５市町村の合意が必要で、要するに兼務ですのでスタッフ制ではないですけれども、純粋に４名増やしてそれだけの事務量が常時あるのかどうかというのも十分検討した上で、５市町村で決めていかなければならない問題なのかなと思っておりますし、施設の整備や更新、運営の変更は自賄いとかも含まれますし、給食センターのことに関していえば、将来一つになるのか、それとも今までどおり、三つでいくのかどうかも含めて、そういう変化というのが将来あるかもしれないですし、このままいくかもしれない。それは連合でしっかり協議していかなければならない問題なのかなと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　中身の話になるので、あまり深くは言いませんけれども、やはり４人取られるというと、上富良野の消防署員、上富良野消防署の人が取られるということですから、そこは、例えば休みの関係とかも、仕事の関係も非常に困るので、実人員が４人取られるということの重さは、町長、まず理解していただきたいです。

今後、本部がどうなるかは私は知りませんけれども、そうなったときには、人がいっぱい要るのだから富良野に寄こせと言ったのだったら、では上富良野から人をあげなくてもいいですねというぐらいのお気持ちは町長はありますか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

今後のことについては、広域連合で十分話し合っていきたいと思いますし、具体的な数字が何人かとか、そういうことは言及できませんけれども、地元の上富良野消防の業務に集中できれば、結果、住民の安心・安全につながりますので、そういう方向でものを申していくということは変わっておりません。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　消防に関してはそれでいいです。まだありますからね。

逆に言うと、給食センターについても、これはやはりスタートは違えども今は広域連合として３施設で行っているわけですし、岩見沢でしたか、食中毒が起きて、１センターで、１施設でやったがために地域の小中学校は非常に困惑したということの事例から端を発して、分散化するという流れになっていると記憶しているのです。それはいいのです。ただ、これは教育長、耳が痛いかもしれないですけれども、非常にうちの施設は古いじゃないですか。老朽化が激しいし、中でよく働いていると思いますよ、職員の皆さん。本当はこういうのは、自賄いで上富良野町が勝手に直せではなくて、これこそ連合としてのパワーを生かすというか、富良野も南富良野も占冠も中富良野も、３施設で回しているからいいのだと。上富良野は上富良野の小中学校、高校のために作っているだけだからいいのだではなくて、上富良野がやれではなくて、これはもう圏域の児童生徒の給食を守るという意味で行っていかなければならないと思うのですけれども、そういうところは、町長はどういうふうに考えていらっしゃいますか。これは、やはり自賄いで行ったほうがいい。どこかからお金を集めてきて、上富良野は上富良野で作ったほうがいいと思っているのか、いやいや、そうではないよと。これは広域連合なのだから、上富良野町として、物を言わせてもらうよということで考えていらっしゃるのか、どちらですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

上富良野の給食を、施設が老朽化しておりますので、これは自賄いで建て替えるのか、それとも、どこか、富良野に作ってもらうのか、いろいろな選択肢があると思いますが、それぞれ富良野の施設を使わせてもらった場合でも、当然、ランニングコストのほかに修繕費、施設の管理に関しては負担を求められますし、自賄いで建てた場合は、広域連合だからといって、ほかのまちも建設費を負担というのはなかなか難しいのかなと考えております。

ただ、現在の状況としましては、上富良野の給食センターは老朽化しておりますが、その分、富良野で作ってもらえるかというと、富良野の施設の問題があって、なかなか現在では受け入れられないということは教育委員会から報告で聞いております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　私の理解力が悪いのか分からないですけれども、いろいろな問題点、町長も広域連合の屋上屋と言ったら言い過ぎかもしれませんけれども、１６年たっていろいろな問題点が出て、衛生センターとか串内牧場は、本当に広域連合でやらないとできなかったのかと言われたら、当時は一部事務組合でもできていましたし、それまで運営できていましたよね。何を言いたいかというと、平成の合併論議があったときには、時の５市町村長や議長やら、関係者、副市町村長も含めて、本当に頭を使って英知を重ねた結果、広域連合という道で、我々はこの合併の波を乗り切ろうという部分があって今に至っているのですけれども、今、もう合併の話などというのはどこ吹く風で、何もなくなっているではないですか。むしろこれからは、自主自立制の自治体がさらに連携を深めることによって、いろいろと物事を進めていけばいいとなると、自賄いがメインで、一番予算を割いている消防だったりとか、一番直接的であるお金を使っている給食だったりは自賄いで行っているのだったら、広域連合としての意味が非常に薄くなってしまっていると私は思うのです、個人的にですけれども。町長は、今のままの広域連合をだらだら続けていくものなのか、もっと広域連合という独立した自治体として、５市町村から構成された本当の自治体としての広域連合を行っていくのかと考えたときに、町長としては、どうお考えなのか。私、今、見えないので、明確にそこは、いや、今のままでずるずるとやっていきたいのだというのか、いやいや、違うよと、これはもう解消してもいいから、きちんとした自治体をつくるのだという、そういうお考えなのかを改めてお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

広域連合になって、串内と衛生はその前から５市町村で一部事務組合だったので、それはそのまま取り込んで、問題なく、変化はないのです。昔から５市町村で行っていたので、そのまま広域連合になっても、今も引き続き行っているという状態です。問題が積み残しになっているのは消防、これは組合が二つありましたので、自賄いが残っておりますし、給食センターは一部事務組合でもありませんでしたので、これを広域連合ができた際に一緒に取り込んで、その問題が１６年間、消防と給食センターが残っているのだろうと思っておりまして、それぞれのまちの思惑もあって解決には至っておりませんが、給食センターにつきましては、どちらがいいのか、自賄いがいいのか、それとも本部が指示して、予算も全部集めてというのがいいのかというのは、給食センターを持っているのは三つの市町ですけれども、富良野、上富良野、南富良野、なかなか思惑が一つに。そこから給食をもらっていないのは占冠だけです。中富良野は富良野から運んでもらっていますので。

なかなか将来どうしていくのかというのは難しい問題です。一つにすれば解決するのかといえば、一つにしても、上富良野であれば、富良野でもし作った場合であれば３０分以上かかりますし、南富良野の場合ですと１時間以上かかってしまうという距離的な問題は、広域連合が一体となっても解決できない問題があって、給食に関しては、広域連合には入っておりますが、自賄い方式、完全にほぼ昔と変わらない方式で行っておりますので、上富良野の給食センターも老朽化が進んでおりまして、今後どうするのかというのは喫緊に教育委員会で結論を出してくれるとは思いますが、食中毒の問題等もありまして、あと仕入れとかの問題もありまして、それぞれメリット・デメリットがあって非常に難しい問題ですが、明確にと議員おっしゃいましたが、こちらのほうが間違いないのだ、自賄いのほうが間違いないのだと、それぞれメリット・デメリットがあって、誠に申し上げございませんが、明確には答えられませんが、それぞれの利点、またデメリットを十分にしんしゃくした上で、今後は上富良野、老朽化が進んでおりますので、教育委員会でしっかりと調査して、結論を私のほうに届けてくれると考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　広域連合を脱会しなさいということは私は言えませんから、そういうことは言いませんけれども、ただ、今のままを続けていっていいのかどうかということは、常に首長としての立場で最前で、１万人を若干切りましたけれども、９，５００人の住民の幸せが、広域連合の中でいるのがいいものなのか、それとも自賄いとして、ここは独立独歩でいくのがいいものなのか

というのは、発足するときの皆さんは相当な努力というか、英知で汗をかきながら、この道を進んでいったのですけれども、これはこれとして、今、これからの新しい令和の時代の広域自治体として、どういったものが本当に一番いいものなのかというのは、首長の責務として行っていただきたいと、これは自賄いの部分が入っているので、早急に行っていかないと、永遠にずっと変わらないで、ただただ飲まれてしまうようになってしまうのは残念ですので、そこは、ぜひ首長としての責任で進めていただきたいと思います。

広域連合の最後になりますけれども、町長は、当然富良野圏域の合併などということはゆめゆめ考えていないということは、これは同じ意識でいますけれども、広域連合の中には、ほとんどの構成市町村の人は、広域であるための広域連合だなと、独立性を生かすための広域連合だなと、首長が替われども、それを引き継いでいっていらっしゃる方もいるのですけれども、中には、もしかしたら歴史が変わっていく上において、いやいや、これは合併のための第一歩なのだと思っている方がいらっしゃると非常に危険ですので、そのようなことはないように、十分５市町村長の首長同士の話は密にしていただいて、そして、それらの執行方針といいましょうか、運営方針、変更するところ、新たに変わるもの、それから新たに加わるもの等々が起きるとき、例えば先ほど再質問しませんでしたけれども、新たに入れるものには、例えばですよ、例えば今進めている火葬場の問題だったり、これもいつまでもお隣のまちとだけずっとできるかどうかも分からない、これはそれこそ本当に５市町村の問題として、きちんと行うものだと。

また、ごみもそうです。いつまでもクリーンセンターが長寿命化を図ったところで限界があるとすれば、もうちょっと本当に広い広域の中で焼却施設を更新するとか、今は残念ながら５市町村、一本化していないです。ある自治体は独自で行う、こちらは衛生ごみだけ持ってきてくれとか、プラスチックはどこどこで処分しましょうとかということではなくて、これこそスケールメリットを生かすために、恐らく５市町村とか、美瑛とか東神楽、東川を合わせたぐらいの規模でも、もしかしたらもっと難しくなっていく時代になると思うのです。そういうときこそ、これは市町村間の広域連携、広域連合を超えた広域連携を進めていくものだと思うのです。

ぜひ私がお願いしたいのが、そういう政策決定をするときは、十分副町長や担当課長、そして教育長、さらには我々議会と入念な打合せをした上で、広域連合についてもいろいろ進めていっていただきたいと思います。ぜひ、そういったところをお約束していただけるかお伺いしますので、お願いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、合併の話ですが、合併は当然今現在では考えておりません。将来については分かりません。分かりませんというか、私が代が代わっていきますので、将来、１０年、２０年先というのは分かりませんし、他の市町村については、特に人口が上富良野はまだいるほうですけれども、小さいところもありますので、２０年、３０年先というのはどうなるか分かりませんが、今、私が思っているのは、少なくとも上富良野はしっかりと合併しないでやっていけるようにしていきたいと思いますし、そのためには、広域連合もそうですが広域連携です。今おっしゃったごみなども当然処理方法が違うので、今一つになっておりませんが、たとえ一つになったとしても人口は５万人もいないところで、なかなかごみ処理で焼却するのは難しい状態ですので、もっと枠を広げてというのは、それは十分あり得ることかなと思っております。

いろいろな事務についてしっかりと、もし何か始める場合、変更をする場合は、もちろん皆さんにも御相談しますし、広域連合の議員さんの方、３名、それぞれ出しておりますので、一番そこが議論の中心になるとは思いますが、情報の提供はしっかりとさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　ぜひよろしくお願いします。

２項目めに入りますが、２項目めは同僚議員の本当にすばらしい質問の中で、また、町長も非常に前向きな中で御答弁いただいて、今年は行うのだなという確約も取れました。

私から言いたいのが数点あるのですけれども、前年度の反省の中で、やはり時期が悪かったというのは、これは今回解消するのですけれども、１日で売れた、即日で売れたというのですけれども、その前は予約で足切りになっているのです。高齢者とか子育て世代を優先にして、普通の家庭の人はちょっと我慢してくれとか、それでも足りなくて、子育て世代の人でも、例えば１００％頼

んだのを８０％にしてくださいとかということでならすぐらい大人気だったのです、あのときでも。今、この物価高騰の時代で、さらに年末年始の非常に繁忙期のときというのであれば、これは今回３月に出したということではなくて、もっともっと需要が高まると思うのです。ですので、これはやはり増額する必要がある。それから、売り方についても、もう少し検討方法があるのかなと。１人がたくさん買ってしまうのはよろしくないですけれども、必要な人がある程度の金額を買えるようにするためにはやはり増額が一番ですね。

それと、先ほどの同僚議員には２０％ぐらいが妥当なのかなという御答弁がありましたけれども、この物価上昇率はもう３割も超えているわけですから、最低でも３割、できれば４割、５割というぐらい、このときですよ、今。今この大変なとき、財政も大変かもしれませんけれども、それぐらいのインパクトを持った事業として行っていただいて、この冷え切った上富良野経済も助ける、そして困っている住民の生活も助けるという、そういうぐらいの増額と、率については恐らく事業者である商工会との打合せになるとは思うのですけれども、やはり潤沢に予算がないとできない話ですから、そこは今までどおりの枚数の、今までどおりのプレミアム率ではなくて、この今大変な時期を乗り切るには、少しどちらも上げなければならないと私は考えるのですけれども、町長、その辺はいかがですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

総論から言わせていただきますと、しっかりと必要な人に必要な分を届けるというのは、非常にこれを考えなければならないと思います。時期は、今年はきちんと年末に間に合うようにやりたいと思っておりますし、あとは、どういうふうに必要な人に届けるかということだと思います。それは十分検討していきたいと思います。

あと、予算には限りがあって、プレミアムを上げると発行枚数が減ったり、ある程度のプレミアムで収めれば発行枚数が増える、いろいろバランスがありますので、その中で一番いいであろうと思われる枚数、プレミアム率は、これから検討して決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　これはもう緊急です、本当に今の時期というのは。これだけ昨年から物価上昇がどんどん上がっていって、賃金のアップに追いつかないという状況が続いていて。その昔は、緊急対策として補正予算で組んでいたのですけれども、先ほどの町長のすばらしい答弁からいくと、国の財源を当てにして、国の財源が来てから行うのではなくて、町民のためにいち早く行うのだというお考えがあるのであれば、ぜひ今後は当初予算で組んでいただいて、なぜかというと、私、いろいろなところでアンケートを取ったのですけれども、本当にお年寄り、お年寄りと言ったら失礼ですね、高齢者で年金受給者の人、このプレミアムはもともと高いから、１万円買って１万２，０００円だけれども、それは高いから買わないのですかと聞いたら、いやいや、待っていますからと。年金使わないで、これ出るまで待っていますからと。何でこの間出なかったのと言って、孫が来て、おいしいふらの和牛を食べさせてやろうと思ったけれども、出ないんだもんねというぐらいまで言われたので、これは、例えば年金が偶数月の１５日に出ますが、そのときに合わせて発行できるとか、１２月１日から販売になるとすれば、それまでの１０月の年金のときには、それを見越してちょっと貯金している方がたくさんいらっしゃるので、当初予算できちんと組んでいけば、運営側の商工会も予算も立てられますし、予定も立てられますし、消費者の皆さんもそれに合わせてプラスアルファの消費購買指数が上がっていくと思いますので、そういった中で、当初予算で、当初予算は非常に厳しい財源だと思いますけれども、そういったものの頭出しが今後されていくことが望まれますけれども、そのような新しい方策というのは、町長、お考えはないですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

当初予算という話ですが、やはり物価高騰で大変だ、それとか年金の額が物価の上昇に対してどうなのだというのは、基本的にはこれは国の政策だと思っております。ですので、町が当初予算に組むと、毎年毎年の恒例の行事とはちょっとなじまないかなと、たとえ毎年やったとしてもですね。ですので、当初予算というのはなかなかなじまないかなと思っております。近年は毎年行っていますけれども。

ですので、国の責務だと思っておりますし、もしくは国の予算の出動、これを待って行うというのが本来の姿かなと思っておりますので、今年は選挙の事情等があって、なかなか国の動きが遅かったものですから、単費でもといいますか、独

自でも行うと決断いたしましたが、今後もやはり国にはしっかりと要望をしていきたいと思いますし、国の財政出動を期待しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　事情はいろいろ私も分かりますけれども、なぜ当初予算が必要かというと、当初予算で組むと、年次計画で進めていけるのです。それが、いきなり大風呂敷を広げろとは言いませんから、当初予算で組める程度の中で予算化されていて、さらに、時のいわゆる状況ですね。今、町長がおっしゃった国としてもっと財政出動しなければならないというのが分かったら増額をすればいいし、当初予算で組んでおくと、この時期にここでやろうというのがしっかりできるのですよ。今日、福島町あたりは、熊でみんなの家に１万円配ったり、宿泊・飲食事業者に１０万円配ったり、緊急的に行っていると、これこそが緊急的なものだと思いますし、やはりこの物価高騰なときには事業者もさることながら、消費者の皆様もある程度、年間の予算を組んだときに、上富良野町は年末には必ず何らかの形のプレミアム商品券事業というのがあるのだなと思えば、それは後から財政出動されたときに予算を足して大きくするのはいいですし、足りなければ、その範囲の中でやってくれというのは可能だと思うのですけれども、一番大事なのは、当初予算で組むことが住民の計画的なものにつながると思うのですけれども、いま一度、お聞かせください。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　５番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

繰り返しになりますが、緊急的なものですので、補正予算かなとは基本的には思っておりますが、皆さんの予定に組み込みづらいというのであれば、もっと早い時期にアナウンスするというのも一つの方法なのかなと思っております。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、５番金子益三君の一般質問を終了いたします。

次に、１番佐藤大輔君の発言を許します。

○１番（佐藤大輔君）　私は、さきに通告してございました２項目につきまして、町長に質問させていただきます。

１項目め、花火大会についてでございます。

現在、我が町では、ラベンダーフェスタと北の大文字、それぞれのイベントに花を添える形で、短時間ではありますが花火が打ち上げられております。

元来花火は日本の夏を象徴する文化的存在であると同時に、祈りや鎮魂の象徴としての意義もあることから、夏の一大イベントとして、花火大会と称するにふさわしい規模の花火打ち上げを望む町民の声が多く聞かれます。

ラベンダーフェスタにおける花火打ち上げについては、日の出公園周辺の混雑が予想されるため、あえて小規模なものにとどめているとお聞きしておりますが、花火に関する町民の声は町長に届いているのでしょうか。届いているのであれば、今後どのように向き合っていくおつもりでしょうか。

２項目めは、ラベンダーフェスタにおける交通渋滞についてでございます。

本年も国内外問わず大勢の方がラベンダーフェスタの幻想的な空間に酔いしれたと各メディアで取り上げられておりました。来訪者数も順調な伸びを見せ、１０日間で延べ５万５，０００人、先ほど町長が５万６，０００人とおっしゃいましたので、５万６，０００人もの方が日の出公園を訪れたと聞いております。

その一方で、道道吹上上富良野線から日の出公園へ向かう交差点で車両が混雑し、特に西側へ長蛇の列をなしている光景を目にしました。渋滞の影響で駐車場に入ることすらかなわず、遠く車窓からライトアップを眺めて帰路に就いた来訪者も多くおられたと思いますが、イベント満足度の低下により、次回の集客に悪影響を及ぼすおそれがあると考えます。

本町が「観光のまち」を標榜する以上、最繁忙期や大規模イベント時に、一定の交通混雑が生じることは、ある程度甘受せざるを得ない面もございます。しかしながら、町民の日常生活に支障を及ぼす過度の渋滞は看過できない問題であり、観光振興と住民の安心・安全を両立する観点から、不断の対策を講じていく必要があると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の２項目の御質問にお答えいたします。

まず、１項目めの花火大会についてでありますが、夏季における花火大会につきましては、過去に「花と炎の四季彩まつり」において、イベントのフィナーレとして実施しておりましたが、現在行っているラベンダーフェスタかみふらのにおいては、安全基準上、オープニングセレモニーにとどめるか、あるいは日の出公園以外の会場を設けるかなどの方法が考えられますが、ライトアップイベントそのものの大規模な入込みと交通渋滞などを考慮すると、いずれにいたしましても、ラベ

ンダーフェスタと同時に実施することは非常に困難であると考えております。

一方、御質問にあります町民の皆様の声につきましても、夏の風物詩として花火大会の開催を望む声が多くあることも承知しており、行政としましても、ぜひ町民有志、あるいは団体、企業などが主体となって構成する実行委員会などに財政的、人的支援を行い、その実現に向けて応援していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めのラベンダーフェスタにおける交通渋滞対策についてでありますが、ラベンダーフェスタかみふらのは有観客イベントとして５回目の開催を迎え、年々入込数も大幅な増加が続いており、御質問のとおり、夜間において、イベント会場周辺はもとより町民の生活圏において混雑が発生していることを承知しております。

入込数が年々大幅に増加する中で、混雑箇所やタイミングも常に変化し、臨時駐車場の設置、シャトルバスの運行、交通規制、人員配置など対策を行っておりますが、夜間の２時間のみという非常に限られた時間に数千人が訪れ、比較的短い滞在時間で来場者が入れ替わる特殊なイベント形態でもあり、対応が追いつかない部分も多々あろうかと思います。

他の有名観光地の実態と同様、抜本的な解決に至るのは困難でありますが、今後も引き続き、町民の皆様が町の誇りと感じていただけるようなイベントでありつつ、日常生活への支障を最小限に抑えられるよう、新たな臨時駐車場の確保、警備員、交通整理員の増員など、対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は２時２５分までといたします。

午後　２時０６分　休憩
午後　２時２５分　再開

○議長（中澤良隆君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再質問ございますか。

１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　それでは、１項目めにつきまして再質問させていただきます。

先ほど、ライトアップイベントと花火大会の同時開催につきましては、安全基準上問題があるということで難しいとの御答弁でございました。花火のサイズと打ち上げ数で必要な安全距離というものが決まっていて、立入禁止区域とライトアップの区域の共存が難しいというスペース的な理由で、花火の規模を大きくできないという解釈でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、日の出山の頂上から大きな打ち上げ花火を上げようとすると、今のラベンダーが植えられているところ、あそこは立入禁止にしないとなりませんので、そういうことはなかなか困難だろうと。ですので、同時開催をもしするとすれば、日の出公園以外の場所で行うことになろうかと思います。ですので、日の出公園でラベンダーフェスタと同時に花火大会というのは、なかなか困難と判断しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　ただいま町長がおっしゃいました、先ほども御答弁でおっしゃっておられました日の出公園以外の会場を設ける手法というのが考えられるということでございました。そうであれば、例えば、昨年一般質問でしょうか、同僚議員が御提案していたような、フラワーランドであったりとか、島津公園、また富原球場など、安全を確保できる別の会場で花火を打ち上げて、観客を分散することで、日の出公園一極集中を回避できる可能性があると思います。ライトアップイベントと花火というのが離れた形で開催されることにはなりますが、これは同時開催が可能かと思います。この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

会場を別にすれば、同時開催は可能であろうかと思いますし、その辺も考慮しながら、ずっと協議を続けてまいってきているところです。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　協議を続けるという御答弁がございましたので、否定はしないというようなことで理解いたしました。

そのような町長の御答弁をいただきながら、一方で、私はライトアップと花火は空間全体をストーリー性のある舞台として、非常に親和性が高いという一方で、約７００万円をかけて地上をライトアップした上に、同時に約３００万円をかけて花火を打ち上げるというのも若干もったいない

気もしております。

現時点では、もろもろの課題から、ライトアップイベントと花火大会の同時開催が難しいのであれば、これは別の日に、別会場ではなくて、別の日に花火大会を開催してはどうかと思います。

先ほどの答弁では、別日に開催する場合は、行政が主体となることを想定していないと私は受け止めましたが、この点、いま一度、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

別日に開催、同じ場所で日の出公園を使うのであれば別日ということは十分検討してきましたし、今後もそれらも含めて検討していかなければならないと思います。

あと、実施主体ですが、町が想定しているのは、実行委員会を組織して、そこに補助金、交付金を交付して一部町も協力するという形が、町を挙げて町の有志とともに花火大会をつくっていくというのが、従来もそうでしたが、それが理想の形なのかなと、町全体の盛り上がりにもつながると思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　もう一度確認しますけれども、花火大会の主催は行政である可能性は今後あると。先ほどの答弁では、実行委員会体制とは申すものの主体が町民であったり、各関係団体、例えば商工会であったりとか、ＪＡであったりとか、観光協会も入るのかな、分かりませんけれども、行政ではないところが主体となって、花火大会の開催を町としては望んでいるというような認識で私は受け止めたのですが、いま一度、その点確認させてください。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

行政が１００％財政プラス人的なものを動員して行うということは、今のところ考えておりません。やはり実行委員会ですとか、町の有志、あとは経済団体等々町にありますので、その方たちと協力して、１００％はありませんけれどもゼロ％ということも、行政はやはりある程度それには協力しないとならないと考えておりますので、そういう意味で１００％行政はないのですけれども、かといって１００かゼロということではなくて、やはり行政が町の方と手を携えながら、この花火大会をつくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　そうなると、花火大会が今後実現するとした場合、主催者ではないものの町が中心となって、様々なところに働きかけて、花火大会の実現に向かっていくという町長の思いであるという受け止めでよろしいでしょうか。ごめんなさい、ちょっとしつこいですが、もう一度確認させてください。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

町が中心となってといいますか、町は当然声はかけますけれども、町が全てを指図、何から何まで全部プランから練ってという話ではないと思っております。ある程度、声かけはしますが、そこで集まった方の意見と、誰がイニシアチブを取るかということまでは考えておりませんけれども、とにかく皆さんの総意で、町の思いだけでつくるのではなくて、そこに集まった方の皆さんの総意ということで、花火大会を実現していければと思っておりますし、当然、そこには行政もある程度一定の財政的、人的なものも含めて絡んでいくと、そういうふうに考えております。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　ただいまお話を聞いておりますと、花火大会実現までがかなり遠いのかなという印象を正直受けております。

例えばですけれども、コロナが明けて再開して、盛況を博しております仮装盆踊り大会に合わせて、花火大会の実施を商工会の方に働きかけるとか、またこちらも創意工夫で、今年度、大変盛況を博してておりました神社祭に合わせた花火大会の実施を神社祭典委員会に働きかけるとか、町のほうから出向いて、こういったサポートをしますよと具体的なサポート内容を提示しながら、花火大会開催に向けて、花火大会の開催を各団体に中心となっていただきたいというようなお願いをするお考えはないということでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

今年は実現できなかったのですけれども、協議はしております。まず一番最初は、四季彩イベントの実行委員会の中で、そこには経済団体も入っておりますので、そこで、花火をいつ、どこでという話はして、四季彩イベント、同時開催はやはり難しいなということで、では別日でということ

で、いろいろ経済団体等に御相談させていただいていたのですが、町が直接できないこと、今後どうなるかは分かりませんけれども、過去は町の有志の方が寄附金などを町民の皆様から募って、それを一部花火の原資として使わせていただいていましたけれども、そういう町が直接できないことも多々ありますので、町だけではできないそういった部分を補って協力してくれる団体等が必要なのだろうと考えております。協議は引き続き、実現に向けて、経済団体、四季彩の実行委員会も含めてですが、引き続き実現できるように、町民の皆様も待っているというのは十分肌身に感じておりますので、今後も協議は続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　失礼いたしまた。町として、これまで、また今回も花火大会の実現に向けて、各関係団体に働きかけているということをお聞きいたしまして、十分理解をいたしました。

ただ、やはりなかなかどの関係団体も大変な中で、今抱えているもの以上のこと、そこそこ町民の皆さんが御満足されるような花火大会の規模となると大変なのかなと思いますので、今すぐ実行委員会が立ち上がるとか、担い手を確保するということは相当困難ではないかなと思います。そうであるならば、例えば地域プロジェクトマネージャーや地域おこし協力隊など、職員ではなくて、どちらかといえば地域寄りの立場の人材を花火大会の主力において実行委員会を組成し、町長の御答弁にあった町民有志や団体へと上手に引き継いでいけるような仕組みづくりが花火大会実現への近道となり得ると、私は考えておりますが、この点、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、今まで担っていてくれた団体の方も、なかなか人手不足というのは否めないところがありまして、その部分を、今おっしゃるとおり、何らかの形で地域おこし協力隊などを利用しながら補っていくというのは、一つの方法として非常に参考になることだと思いますので、それらも含めて、今後しっかりと実現できるように働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　今の点につきましては、ぜひとも、私としては、まだまだゼロの状態であるのか、もうプラスの部分があるのか分かりませんけれども、力を入れて構築していただきたいと思います。

それと言いますのも、先ほど行政報告でも触れていただきましたが、９月７日に開催いたしました第９回かみふらの十勝岳ヒルクライム大会、これ通称かみヒルと言いますが、スタート時の雨もすぐに上がりまして、むしろ良好ともいえるコンディションの中、無事に終了し、多くの参加者から喜びの声を頂戴しております。主催団体の十勝岳サイクリングクラブの一員として、後ろに２名の同僚議員も一緒に主催団体の中におりますけれども、教育委員会、また企画商工観光課をはじめ多くの職員の方の御協力に、改めて心より感謝申し上げたいと思います。

今でこそ、道路の使用許可や国立公園内の看板設置など、警察や環境省など各公的機関にはスムーズに申請が通りますが、２０１４年の第１回大会では、職員の方が大変苦労されたとお聞きしております。町が主催者から、町民主体、町は後方支援というイベントのスタイルへシフトするのが理想的だとするのであれば、このかみヒルこそが今後の地域イベントのモデルだと私は考えております。ですが、先人たちの思いを受け継ぎながらも、今年で最後となった幌加内町新そば祭りのように、全国各地で運営体制が整わないことを理由に各イベントが姿を消していることを思うと、かみヒルも人ごとではありません。ラベンダーフェスタのライトアップといった観光振興、食べマルシェ、津市との交流といった特産品振興、雪まつり、ラベンダーフェスタの昼の部、そして花火大会といった町民向けのイベント、そしてかみヒルといったスポーツイベントを担うチームを編成してはいかがでしょうか。

先ほど申し上げた、これは繰り返しですけれども、地域プロジェクトマネージャーや地域おこし協力隊を活用するなどして、職員としては以前、地域活性化担当主幹がおられたと思うのですが、そういった職員１人は置きながらも、先ほど申し上げたように、職員ではない人材を活用して、地域を元気にする役割を担うチームを役場内に設置することで、花火大会などの新規イベントや既存のイベントの持続につながると思いますが、この点、長くなって申し訳ありませんが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

かみヒルイベントは、実行委員会といいます

か、協会が中心となって、我々は後方支援で、行政がやり慣れているといいますか、国立公園内の看板ですとか道路の占用許可は行政が担ってこそスムーズに進むのかなと思っております。ですので、後方支援ではありますが、大会が成功してもらって大変よかったなと思っておりますし、また、商工会主催で盆踊り大会も大変にぎやかで、町としてはイベントを開催してもらったことに対して、感謝申し上げたいと思います。

議員おっしゃるとおり、人手不足というのは人ごとではなくて、今後つきまとってくる問題なのかなと思っております。人員確保の手段として、そういうチームをつくったり、地域おこし協力隊などを活用してというのも一の方法ではあろうかと思っておりますので、どのような形になるのかは結果は分かりませんが、その手法の一つとして、あとは、目的はイベントを長く続けること、そして、今回の質問のテーマであります花火大会を実現していきたいと。手段は佐藤議員の御意見等も参考にしながら、花火大会、そしてまちのイベント全体のことを視野に置きながら、いろいろ考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　地域プロジェクトマネージャーは、今、１自治体２名でしたか、そういったルールもあるとお聞きしておりますので、そちらもなかなか簡単なことではないかと思いますけれども、ただいま町長がおっしゃったように、花火大会というのは、私は、いろいろと最初の質問の中で申し上げましたが、町民のプライドそのものであると考えております。持続可能で町民が笑顔になれる、それなりの規模の花火大会が早期に開催されることを期待いたしまして、次の２項目め、ラベンダーフェスタの交通渋滞についての再質問に移らせていただきます。

ラベンダーフェスタライトアップでございますけれども、夜間とはいえ連日暑い中、運営委員会の皆様には心よりねぎらいと感謝を申し上げたいと思います。短時間に来場者が集中する特殊なイベントということで、交通に関する課題の抜本的な解決は難しいことは理解できます。そこでお伺いいたします。

今回、ＱＲコードを用いた任意の寄附というものを募っておりました。渋滞の緩和策、また財源の確保策として、駐車場の有料化を求める声がございます。有料化によって、来場者が抑制され、渋滞を緩和できるのか、はたまたオペレーションが必要になり、かえって渋滞が悪化するのか、また新たな課題が生まれるのか、この渋滞と駐車場の有料化に関しての町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

駐車場を使った方の入場ということで、有料化をどう考えているのかということですが、入場者、来場者が抑制されるかもしれませんし、はたまた駐車場にはキャパがありますし、有料ということになると、違法駐車というか、違法とまではいかないかもしれませんが迷惑駐車ですね、これが増加するのか、それと根本的に来場者が減るのではないかとか、いろいろな考えがあろうかと思いますが、有料化について、全く結論は出ておりません。結論というか、話は導入部分ぐらいで、有料化もあるよねぐらいで議論は進んではいませんが、有料化についても当然否定するわけではなくて、目的は混雑をどうするか、根本的になかなか難しいのかもしれませんが、周辺住民の方の忍耐の限界を超えるようなことがあってはならないと思いますので、それに収めるための施策というのは町としてはありとあらゆることを、駐車場の確保も含めて、有料化も含めてあらゆることを考えて、周辺の住民の生活環境を侵さないようにしていかなければならないと思っておりますので、有料化についてもそれらの一つの案として、今後も検討されると考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　有料化につきましては、私もこの質問をするに当たって、いろいろと思いをめぐらしましたが、やはり来場者が抑制されると、本末転倒であったりしますので、また別の機会に、また引き続き、効果的な有料化というものを議論していただければと思います。

これは別の角度からでございますけれども、道内では、エスコンフィールドＨＯＫＫＡＩＤＯが正式名称ですかね、その付近、また、先月末開催されました富良野のｂｏｎｃｈｉ　ｆｅｓ（盆地フェス）で活用されておりました、アキッパ（ａｋｉｐｐａ）というアプリシステムがございます。月ぎめ駐車場や商業施設はもちろん、個人宅の車庫や空きスペースを登録し、行きたい場所と止めたい場所をスマートにつないでくれる便利なアプリです。例えば、私の駐車スペースが余っていて、３台分余っているので、終日２，０００円で駐車できますよとアプリに登録して、それを見たライトアップを見に行こうとされる観光客の方

が、そのアプリから私の駐車場を予約して決済まで済ますと。私は初期設定と駐車場所にラインを引いて、もしかすると、止める場所はどこと聞かれるので、ここだよというようなことが必要になるかと思いますが、そのぐらいの手間で済みます。ラベンダーフェスタライトアップで言えば、新町４丁目、旭町３、４丁目、宮町３、４丁目、本町４、５丁目付近の町民の方々に登録して運用していただくことで、渋滞の解消と町民のイベント参画につながると私は考えておりますが、このようなシステムの導入についての町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

アプリを使って空きスペースを有効活用、しかも、民有地でありますので、貸す側にとっても祭りに参加しているという意識、一体感といいますか、そういうものを醸成するに当たっては、非常に有効な手段であると思っております。

アプリも、今、多分結構若い人といっても、私ぐらいの年代はもう若くないのですが十分使えると思いますので、十分有効な手段であると思いますし、あとはコストがどれくらいなのかというのを十分検討して、導入する価値といいますか、値はあるのかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　ただいま町長がおっしゃったように、アプリには大分皆さん慣れてきていると。世代が上がっても、そういったことを使いこなす方は多くおられるとは思うものの、導入の検討に当たっては初期設定はサポートが必要になるかなと思いますので、この点を含めた検討をお願いしたいと思います。

これはまた別の角度でありますけれども、劇的に渋滞が緩和される話ではありませんけれども、以前から私、申し上げております。車両が通行しやすいように、駐車場入り口付近からパークゴルフ場までの道路脇の路側帯を拡張して、１メーターぐらいが必要なのか分かりませんが、少なくとも今よりは広げていただいて、パークゴルフ場や日東会館に車を止められて、会場に向かう歩行者と車両をすみ分ける、そういったことを図る必要があると思っております。本来正しい行為ではありませんが、スマホを見ながら会場に向かう人と、車載のナビを見ながら会場に向かう車両との接触事故を防ぐためにも、道路の整備の優先順位を、私は上げるべきと今も考えておりますが、この点、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

東１線から直角に曲がって２７号、特に２７号のほうが歩道もない状態ですので、非常にそこは歩行者として歩くのにもなかなか危険も伴う、普通の歩道ではありませんので、小さい子を連れて歩く方にとっては危険なのかもしれません。そして、何よりあそこにもし歩道があれば、もっとパークゴルフ場の駐車場も有効に活用できるのかなと思っております。さらに、２７号の道路は踏切の問題もあって、なかなか一筋縄ではいかないのですが、利用度合いでは、イベント以外にも普通の旭川から帰宅する場合でも、あの道路は利用する方が非常に多いと思いますので、優先順位は非常に高いのですが、踏切も含めて、実際どうしていこうかというのは、計画段階には至っていないというのが現実ですが、決して優先順位が低いというわけではありません。私も、非常に気にしておりますので、今後、何かの機会があれば、チャンスがあれば、財源が確保できればということですが、ぜひあそこの道路は、利便性のいいものに、安全確保を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　１番佐藤大輔君。

○１番（佐藤大輔君）　冒頭に申し上げましたが、これは劇的に渋滞が緩和されるわけではないということで、若干質問としてはずれたことになってしまいましたけれども、ただ、やはり主催者として、あそこで事故が起きるというのは、これはもうあってはならないことでございますし、町長がおっしゃったように、ふだんから町民の方が多く使われております。また、抜け道としても、お車、よく使われますので、そのようにかなり意識されているということを確認いたしましたので、引き続きよろしくお願いします。

ラベンダーフェスタというものは収益化というのが難しいなと、これはラベンダー観光そのものの昔からの課題なのかなと認識しておりますが、昨今のメディア露出を考えますと、上富良野町の宣伝効果は非常に高いと考えております。観光振興のためにも、また、町民の誇りや愛着、町を自らよくしていこうとする意識を醸成するためにも、ぜひ継続すべきイベントであると考えております。

最後の質問になりますけれども、町民がイベントに参画する一つの例として、先ほどアキッパの

活用というものを挙げさせていただきました。その先には、渋滞を町民の協力で解消する。そして、渋滞が解消されるので、やはりより多くの方が上富良野町のライトアップを見に来ようとすると、また渋滞が生まれる。さらにまちの協力者が増えていく。いずれそうこうしていくうちに、駐車場のキャパが増えていって、来場者が１０万人に到達するかもしれません。結果として、観光振興と町民の安心・安全を両立しながら、ラベンダーフェスタライトアップのイベントとしての地位を確立し、町のブランド力が上がるという好循環が生まれる気がします。生まれるとは絶対言い切れませんけれども、生まれる気がいたします。先ほど申し上げた、アキッパ活用のような新しいアイデアなどが、運営委員会や現場から上がってきた際には、当然それぞれ吟味しながらも、ぜひ町長として力強く後押ししてほしいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　１番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

イベントの収益化、イベントだけを見ると、どうしても支出は行政負担のほうが多くて、それを黒字にするというのはなかなか難しいとは思いますが、それによって上富良野のブランド力というのは、おっしゃるとおり、高まって、それを目当てに来てくれて、それをきっかけに町の商工観光の振興になればと常々思っております。そのきっかけづくりは、これは行政がやらないとできない問題ですのでしっかりやっていきたいと思いますし、ブランド力が高まれば、食事をしたり、行く行くは宿泊して経済活動をしていってくれれば、町民の方、民間の方が十分潤って、好循環になっていくのだろうと思っておりますし、そのためには、このアプリなどを使って、一体化して、郷土愛なども十分狙っていけると思いますし、好循環が起きるかどうか分からないと議員おっしゃいますけれども、我々は好循環を目指して、なるかどうか本当に将来のことは分かりませんが、それを狙ってしっかりある程度継続して、ＰＲなり、利便性も図って、迷惑も、住民の負担も低減して、イベントを長く続けていって、最終的な目標は、やはり町が活気づく、皆さんが上富良野を好きになる、住んでいる方も好きになる、そういうことが、予算を割いてイベントをしている本当の目標なのだろうと感じております。

これからも、満足することなく、迷惑な渋滞とかそういうものの低減には努めていきますし、来場者が増えるように、地元経済が潤うようにはしっかりと行政としてやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、１番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

次に、６番林敬永君の発言を許します。

○６番（林　敬永君）　私は、２項目について一般質問をさせていただきます。

まず、１項目めであります。

外国人による日本での土地取得に対する町の対応について、お伺いいたします。

近年、外国人による日本での土地取得に対する自治体の対応については、ここ数年で全国的に注目が集まっており、特に安全保障や水資源の保全といった観点から、各自治体が対応を進めております。

北海道内においても、外国人名義による森林伐採や無許可開発が行われ、北海道が開発停止の勧告や建築確認申請の再提出を求めるなど、異例の措置が行われている現状にあります。

当町においても、外国人の方による土地取得が聞かれますが、外国人・外国資本による土地取得は、町民において生活する上での不安等もあることから、情報公開と自治体としての明確な方針が求められていると考えますので、以下の点について町長の考えをお伺いいたします。

１点目、一般的に用地の売買が進められた場合、地域に与える経済的影響について、町長はどのように分析されているのか、お伺いいたします。

２点目、町内の土地が売買されることにより、地域の文化、風土、景観に影響を及ぼす可能性があると考えますが、町としてこれからどのように対応していくのかをお伺いいたします。

２項目めです。消防本部移転計画の再考と住民安全確保について、お伺いいたします。

さきの報道にありました富良野広域連合における消防本部機能を富良野市へ移転する計画について、私としては寝耳に水のことであり、このことは上富良野町の地理的特性と住民の安全・安心に重大な影響を及ぼすものであり、看過することのできない重要なことだと考えます。

本町住民の生命・財産を守る上で不可欠な消防サービスの質の維持、特に初期消火や救急搬送における対応時間の確保は最重要課題であります。

ついては、この移転計画について、上富良野町にもたらす影響と本町の消防体制の維持・強化について、町長の考えを伺い、計画の再考を強く求め、以下の点についてお伺いいたします。

１点目、消防本部機能が上富良野町に置かれている理由は、どのような理由からと町長は理解しているのか伺います。

２点目、今後、どのようなタイムスケジュールで消防本部機能が富良野市へ移転されるのか、計画の具体的な内容と、その決定に至る経緯について、お伺いいたします。

また、上富良野消防署への影響についての町長の認識を伺います。

３点目です。このたびの消防本部移転計画に関して、上富良野消防署への影響等を町民へ説明する考えについて、お伺いいたします。

４点目、消防本部が移転しても、消防署の機能は維持されるとのことだが、現状の配置人員や装備で、住民の期待する消防サービスを継続的に提供できると考えておりますか。

町として、消防隊員や救急隊員の増員、または車両・資機材の増強など、本町単独、あるいは広域連合内での具体的な消防体制の維持・強化策を、上富良野町長として広域連合へ働きかける考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の２項目の御質問にお答えいたします。

まず、１項目めの土地取得に対する町の対応についての２点の御質問にお答えいたします。

１点目の地域に与える経済的影響についてでありますが、実際に分析をしているものではございませんので、一般論として申し上げたいと思います。

国内・国外の資本にかかわらず、山林や宅地の売買だけでは、地域への経済的影響は売買の対象者以外にはないと考えます。取得した土地の活用が地域の実情に沿ったものであれば、十分地域の雇用や経済に寄与していただけるものと考えております。

一方、最近、道内で報道等にあるような規制や基準を超えるような行為があったり、地域の企業や事業者との連携など実情を考慮しない運営がある場合には、地域経済によい影響があるとは言えないと考えます。

また、取得された土地が何らかの理由でそのまま放置されたり、管理されていても利活用がされないような場合も、地域イメージの低下や地域の一体的な土地利用の阻害につながり、地域経済にもマイナスになると考えております。

次に、２点目の町としての対応についてでありますが、外国資本であっても経済的な取引や会社運営などでは国内の資本と差異はないと考えられる一方、商慣習や生活習慣、学校やごみ処理、公害対策などの認識の差において、それらの周知徹底等に行政経費がかかる可能性や、所有者が国外在住の場合の連絡調整経費の負担増やトラブル時の対処に国内企業以上の労力と時間・経費が必要になることも考えられます。

国内・国外資本、いずれにせよ規制を超えるなどして行政指導を行っても聞かないような場合は、警察の対応や裁判の対応に発展するものと考えます。

投資により広く土地が買い占められたりすることで、価格が高騰し、民間・行政を問わず取得が困難になったり、特定の国の方が集住するエリアが形成されたりすることで、議員御質問の地域の文化、風土、景観への影響は考えられると思います。

いずれにせよ、農地法や水源保全区域などの規制のほかには直接個人の土地の売買に事前に許可や申請を要するものはなく、土地の利活用の際に開発行為や伐採届、都市計画の用途地域や景観等の許可や届出が生じるものでありますので、現行の法律や条例で規制や指導ができるものについては、適切に対応してまいりたいと存じます。

一方、最近、道内の自治体においても、条例等を新たに制定し、法律の範囲内でありながらも過度な開発や不適切な構築物、不適切な土地利用等を制限する動きも見られますことから、本町においても、これらの先進的な事例を学び、どのような対応が必要になるのか、国の法制度も注視しながら調査・研究を行わなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、新たな条例等を制定する際には、個人の権利等を制限する可能性もあることから、関係法令や関係機関、地域の実情などを十分考慮し、慎重に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの消防本部移転計画と住民安全確保についての４点の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の消防本部機能が本町に置かれている理由についてでありますが、当時の市町村長や担当者などにより、広域連合をどのように進めるかという意見、議論をした結果、市町村における機能の分担等を考慮して決定されたものとなっております。

次に、２点目の消防本部移転のタイムスケジュールについてでありますが、本部移転に伴い富良野消防署庁舎の増築工事が行われ、令和７年

度に基本設計、令和８年度に実施設計、令和９年度に増築工事を行い、令和１０年度に消防本部を移転する計画となっております。

決定に至る経緯については、令和１０年度に消防救急デジタル無線を更新し、併せて通信指令台を導入し連携を行う計画となっており、令和１１年度に通信の一元化の運用開始予定であることを踏まえ検討した結果、令和１０年度に消防本部を移転し、通信一元化の運用開始に向けた業務を進め、設備の設置が完了した時点で取扱い訓練を行うなど準備が必要とのことから、決定に至ったものと考えております。

また、上富良野消防署への影響については、本部移転後においても、住民の生命・財産を守る上で不可欠な消防サービス、特に初期消火や救急搬送における対応について、影響はないものと考えております。

次に、３点目の町民へ説明する考えについてでありますが、２点目の答弁でも申し上げましたが、住民の生命・財産を守る上で不可欠な消防サービス、特に初期消火や救急搬送における対応について、上富良野消防署への影響はないと考えておりますので、説明会などによる住民への説明は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

次に、４点目の消防サービスの提供、消防体制の維持・強化策についてでありますが、通信一元化の目的は出動体制の強化であり、広域連合の市町村を一つの地域として、災害情報は指令センターに集め、災害規模に対応した人員、装備を初動段階から発災地に集結させることにつながりますので、本町にとっても、全構成市町村にとっても、初動体制の強化が期待でき、消防本部移転の影響で上富良野消防署の消防力が低下することは考えられず、住民の期待する消防サービスを継続的に提供できるものと考えております。

また、今後配備する装備等を各消防署がそれぞれ配備するよりも、共同で購入するなど効率的に運用できるよう協議し、消防力の維持強化に係る経費も軽減できると考えております。

消防職員の増員については、消防本部の移転に伴う増員の考えはありませんが、定年延長に伴う活動人員の確保に向け検討したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　再質問ございますか。

６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　それでは、２項目ありますけれども、１項目ずつ質問させていただきます。

まず、１点目の外国人の方による日本での土地、町内における土地売買ということで、この質問については、今年の６月の定例会以後、起こった当町の事案だと私は思っております。いつもお話しするように、私は選挙で選ばれてきて、議員という資格を得させていただきました。町長も同じであります。ですから、その勤務時間内外問わず、絶えず公職者という意味合いでございますので、そういう意味で、質問にお答えいただければと思います。

一つ目の質問が、私、一番のものであります。１点目は、町内、地域に与える影響ということで、分析しているのかとお伺いしております。町長は、しているものではないと答えておりますけれども、なぜしないのかなと思うのですけれども、当町において、そういう方々の売買による他自治体におけるいろいろな問題を見れば、当町も観光がありますので、そうした中では、対応策というのは絶えず考えなければいけないと思うのですが、そうしたことの分析等も何もしていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

他の町村で起きている事柄の事例については承知しております。ただ、分析となると、当然統計的な分析になろうかと思いますが、そういうノウハウ、事例等、サンプル数等の問題もありますので、そういう数学的な科学的な分析は当然行えませんし、行ってはいません。ただ、他の事例で、町村で起きていることがどういうことが起きてどういう結果がというのは、それは私以外に職員も承知のことかと存じております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　そういうお考えということなのだなと思います。私は、町内においてそういう事案が起きたときには、突発的に対応できるということはまず不可能かなという考えを持っています。だから、日頃からそういうものに対する考えを持って、公務に当たらなければいけないと考えております。

町長は、この２か月、７月、８月の間に、私たち議会議員に対して、非公式でありますけれども意見交換を求めて、いろいろなお話をしていただけました。結果、その部分については、今ここの場所でお知らせをするということはございませんけれども、ただ、冒頭言ったとおり、町長としての公務、責務があります。その中で、少しでも上

富良野町において、そういう外国系の資本の何かがあるのではないかということがあれば、即座に公式な対応を取るべきだと思いますけれども、その点は町長はどうお考えか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

実際の土地の売買が誰がいつどのようにというのは、国内・国外を問わずリアルタイムで知り得ることはほぼ不可能です。ですので、統一的な対応というのは難しいのかなと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　土地売買等は届出等のものが送られてきますので、時間差、タイムラグもあるし、そういう商行為が来たからといって、それを阻害するようなこともできないのは当然ごく当たり前のものでありますけれども、今、私の質問の中の二つ目にもありますけれども、特定の国の方々が集住するエリアが形成されたりすることで、地域の文化、風土、景観への影響等が考えられるとお答えいただいております。ということは、町内において、そういうことの心配が発生するということでありますので、法律が優先されますが、そういうことがないような対応を考えていかなければいけないと私は思います。町長は、その点はどうでしょうか。

新たな条例を制定する場合には、いろいろなものを配慮しなければいけないということをお答えいただいておりますけれども、そうしたものも今も現状的には、昨日の新聞にもございましたけれども、財産形成目的とか、転売目的とか、いろいろなことが、そういう報道でもなされております。そうしたことが当町においてはないようなものを考えていかなければいけないと私は思いますが、町長は、新たなそういう事案が出てきたときのためにも新しい条例等を制定して、町民が安全で安心して暮らせるようなまちづくりを進めていくかどうか、考えがあるか、お伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

外国人の方が土地の取得を含めて、土地を取得してそこに大勢の方が、土地を取得しなくてもある一定のコミュニティができる場合もあります。それを防ぐのは、現行法では、居住の自由が保障されているので、なかなかそこに住んではいけないと制限するのは難しいと思います。

では、どういうふうに解決するのかというと、やはり日本のルール、特にごみとか、そういう普通の我々の暮らしている日本のルールをしっかり守ってもらう、それに尽きるのかなと、それ以外解決方法はなかなか見いだせない。ルールを守ってもらうということがなかなか労力を要する、時間を要することですので、全国的にもニュースになっているのかなと考えております。

それに関連して、新たな条例をという話ですが、特に外国人の方に限って適用するような条例、また、外国人の方に限って取得を制限したりというのはなかなか現実的に難しいのかなと、強制力のある条例、やはり法律を超えるような規制を加えるのは今のところは難しい、そのように考えておりますが、釧路の道東のほうでも、今、ニュースになっておりますが、できる範囲で、外国人、外国人ではない、そういうのを問わずに開発行為に対する何らかの歯止めというのは研究していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　新たな条例など、そういうものの対応策については研究というお話ですが、先般８月７日の全員協議会の協議事項のときにも、私、こういうお話をしたときには、検討していかなければならないと町長は答えられております。今は研究していかなければならないという答弁だったのですけれども、研究で終わって、その先に進むのはまだまだ時間がかかるということでよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域の住民の合意、規制の内容によっては、そういうものも絡んでくるかもしれませんので、いついつまでにできるとか、このぐらいの条例だったらいつまでと、予断をもって申し上げることはできませんが、調査・研究、検討して、それは我々の暮らしとか景観を守るためにそういう研究をしておりますので、当然将来的には、そういうことを規制といいますか、抑制できるような条例を目指して、調査・研究、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　事案が起きてからでは遅いと思うのです。今、現実に、道内の自治体でも新しい条例をつくったりしておりますので、だか

ら、事案が起きたから、それに対して何をするではなくて、もう既に心配が起きているので、それに対する条例を制定するなり、早急に行う考えはあるか、ないか、お答えいただければと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

昨今、話題になっているのはメガソーラーのことかと思いますが、具体的にメガソーラーのことを条例で抑制しようとしているわけですが、土地を利用するに当たって、構築物はメガソーラー以外にもあり、メガソーラーを条例で規制したら、また次はこういうものと、いたちごっこといいますか、そうなってしまい、事案ごとに条例をつくっていかなければならないのかなと考えております。そういうものを一括で抑制、規制できるような条例というのは、今のところ見たことはなく、やはり特定の構築物とかに限られた条例ですので、あとあるとすれば景観条例です。これをどういうふうに読み込んで、改正がどこまでいけるのか、その辺は調査・研究を他の市町村の状況等をいろいろ見ながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　ぜひ、そういう新しい条例を制定するように、早急に取り組んでいただきたいと思います。

何度も言うようですけれども、住んでいる状況の中で、ある日突然地権者が替わって、ある日草がぼうぼうになって、どうなったのだということになる前に、ぜひ、町長においては、早急にそういうものの研究、検討を始めていただいて、何が障害になるのか、もう全国的な事例も出てきておりますので、ぜひ、その点をもう一度、町長に確認させていただきたいと思います。早急な着手に入っていただきたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

繰り返しになりますが、土地の取得については、事前に市町村の同意とか許可はなかなか難しいので、所有権の取得について制限を設けるというのは、条例では厳しいと思っております。その後、放置されるのか、構築物、建物が建つのか、いろいろな利用がありますので、利用し始めたときは当然所有権は移っておりますので、結局事後になってしまいますが、今、上富良野では起こっておりませんが、想像できる範囲で今後対応できるような調査・研究は進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　くどいようですけれども、一般の宅地をただ買うだけでは確かに土地の届出はないですよね。ただ、開発行為が伴う場合、当然ながら面積要件で許可が必要となったりします。そういうときに、市町村長の意見をつける云々というのはあるかと思います。そういう点について、私は、町長にぜひ安心して住めるまちづくりという観点で動いていただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

開発行為についても、市町村長、首長の許可ではございません。あくまでも平米数を超えた場合の届出ですので、それは受理しないとならない。実際に、そこにものが建ったりするときは建築基準法とか具体的な法律の規制がかかってきますので、土地の取得については本当になかなか難しいと考えております。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　私が今聞いている中では、上富良野町内において、外国系の方が土地を取得する場合、開発行為をする場合、いろいろな法律があって、町として、町長としては規制することは現行でもできない。だから、そのことにおいて、新たな条例をつくろうとしても、法律の壁があるから無理です。ただ、研究はしていきたいと思いますという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

土地の取得については、規制は難しいということです。次の段階で、利用するに当たっては、荒れ地に規制するのはなかなかあれですけれども、実際に作為的に構築物を建てたり、何か建物を建てるときには、法律を上回る規制を条例でかけるのは厳しい部分がありますが、法律の範囲の中でも何ができるのかというのは、調査・研究していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　私も行政マンをやっていましたから、ある程度は分かりますけれども、今

は町長がよく言う、時代が変わってきたという部分、そういう面でいけば、自らそういう法律をつくるというのはあるべきものかなと思います。

土地の取得だけにこだわっているわけではありません。私自身は、町長が７月に自身で行った行動について疑問符がついているから、こういう御質問をするだけであります。

ぜひ、上富良野町の町内における外国系、外国だから悪いとかと解釈されるとちょっと困りますけれども、日本人も同じですが、そういうことに対しても、町がとにかく乱開発されるとか、されないとか、そういうことに対するしっかりした身を守るためのものを十分検討していただきたいと、私は考えておりますので、くどいようですけれども、町のこれからのまちづくりを考える上で、ありとあらゆるものに対する対応策については、今後も研究・検討、制定等をしていただきたいと思いますが、この点は私と考えが違うのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

国外・国内の資本、外国人・日本人問わず、開発行為における、景観等も含めてですけれども、それについてはしっかり守っていけるようにしていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　次の質問に移らせていただきます。消防本部の移転についてでございます。

こちらについても、寝耳に水と質問でも入れさせていただきましたけれども、私は広域連合の議員ではございませんので、まさかこんなふうになっているというのも知りませんでした。突然、説明をされまして、その他の案件ということを、全員協議会の中で説明をされてございます。

今回、この質問の中の１点目も、私がお聞きしたかった一番のものですけれども、消防本部機能が、先ほど来、同僚議員の金子議員が一般質問をされておりました。それと重複する部分でありますけれども、上富良野に置かれた理由というのを、町長はどういうふうに理解しているのかというのが一番私は伺いたかったところであります。

一般質問２週間前に送らせていただいたもののお答えが、当時の市町村長や担当者が考えて、市町村における機能の分担等を考慮して決定されたという、本当に簡単なお答えをいただいて、至極残念でなりません。この残念でなりませんというのは、当然ながら、前段で同僚議員が質問した広域連合の消防本部の移転についてでございます。

町長、本当に当時の市町村長の云々、これだけが町長の認識でしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

当時の議事録が残っております。

最終的に、上富良野に置く理由としては、機能の分担等を考慮して上富良野にと、これは公式な見解で、当時の準備委員会の公式な見解です。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　今の町長の答弁にいくよりも、金子議員の質問のほうがすごく分かりやすかったのであれですけれども、当時、私も職員でありました。細かいものについては、広報紙を見たりするしかありませんでした、町職員といえども。ですから、今この議場にいる職員の中でも、本当に細かいことを知っているという方は少ないかと思います。

このことについては、本当にびっくりするような、７月ですか、広域連合の臨時会があったときに、補正予算が提出されたときに……、６月１７日だったということでございます。日付、ごめんなさい、訂正させていただきますが、そのときに、私も同僚議員の方々と傍聴に行きました。補正予算が出された中で、修正動議を上富良野町の金子議員、また湯川議員が賛同いたしまして、提出されて、結果については否決となりましたが、本当に重大な局面を迎えていたのがありました。こんなに大切なことを私たち町民の代表である議会には直近まで何もなく、本当に何もなく、寝耳に水というのがまさにこれかなと思うのですけれども、そうしたことが投げかけられて本当に残念でございました。ただ、そうかといっても、斉藤町長は上富良野町長であります。上富良野町のことを守って頑張っていることについては変わりはないと思いますので、質問の中でさせていただきましたけれども、本部が移転したから消防サービスが低下するとは私は思っておりません。そんなことはあり得るわけがないので、そんなことよりも、町の中にある消防本部で、先人たちがいろいろな協議検討を重ね、時には嫌な思いをしてまでも上富良野町に本部を置いた理由というのがあるのにもかかわらず、ある日突然なくなります。そんなことがあって許されるのかなと私は思いました。よって、この質問もちょっと抽象的になって申し訳ありませんが、先ほどの前段の土地の問題

と併せて消防本部の移転、同僚議員の質問にもあった政策決定の過程の仕方について、町長はこの間、課長会議なり、政策調整会議なり、こうしたことについて諮ってきたのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

広域連合の事務ですので、政策決定を上富良野町内でするということはございません。政策決定は、あくまでも広域連合の事務局で、消防と事務局、それが中心となって行っておりますので、上富良野町の庁舎内の政策決定というのはございません。

また、先人の思い等もあったかと思いますが、それらは十分広域連合の議会で協議された結果だと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　広域連合の臨時会のとき、私も、金子議員が質問した中をよく聞いていましたけれども、そういう熟議されたような会話ではなかったと思います。突然出してきて、消防通信のデジタル化については反対はしない。それにくっついてきたように消防本部の移転の話が出てきた。そういうことを同僚議員も質問して、副連合長ということで斉藤町長も答えておりましたが、私は答えている理由がよく分かりませんでした、聞いていても。ですから、結果的に、上富良野で影響があるもの、そういう変わることについては、ぜひ事前に、行政でいけば政策調整会議にかけて、課長会議を行うことで、結果が出るということが一番だと思います。それによって、執行方針にものるし、今回の消防本部移転については、広域連合の執行方針にも当初の執行方針にもない、広域計画にもない、何もない中でのこういうことだからこそ、しっかり協議する場を設けてほしいという、私の一般質問でありますけれども、この点についてはどうでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

広域連合の議会が実際に開かれたわけです。そこで、その議論が熟議だったかどうか、熟議ではない、いや、熟議だった、それがどうだったというのは、私はそういうことは言う立場にはないと思っております。それらも含めて、熟議かどうか、それは個人の感想はあると思いますが、議論はしっかりされて議決された結果だと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　町長の思いと私の思いとはかみ合わないというのは、今お話をいただいたので分かりましたけれども、少なくても上富良野町には自治基本条例がございます。その自治基本条例にのっとった町政運営を進めていただきたいと私は思っています。この点については、町長としては、自治基本条例にのっとった手続を進めていると、お考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

町の政策であれば、自治基本条例にのっとって当然進めていくべきですが、厳密に言えば、町と別の機関のことです。町と別の機関といえば、警察とか、それらと同じような別の機関となりますので、自治基本条例の適用の範囲外かと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　６番林敬永君。

○６番（林　敬永君）　すみません。ちょっと気持ちが入り込みすぎまして、土地のことと一緒になってしまいました。土地の対応についての進め方、そして今回の消防本部の進め方について、しっかり上富良野町の自治基本条例に基づいた進め方を町長にお願いしたいという私の質問でしたので、消防だけの考えではなく、トータル的なものということで御理解いただいて、答弁いただいて終わりたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤　繁君）　６番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

もちろん議員おっしゃるとおり、町の行政に関しては、我々の権能の及ぶところについてはしっかりと自治基本条例に基づいて行っていきたいと思いますが、災害等、やむを得ない場合も将来といいますか、現実的にございますので、緊急を要する場合というのは多々想定されますので、それらは別として、基本的には皆さんにしっかりとお話をして進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、６番林敬永君の一般質問を終了いたします。

◎散　　会　　宣　　告

○議長（中澤良隆君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君）　御報告申し上げます。

明日、９月１９日は本定例会の２日目で、開会は午前９時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（中澤良隆君）　御苦労さまでした。

午後　３時４０分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和７年９月１８日

上富良野町議会議長　　中　　澤　　良　　隆

署名議員　　湯　　川　　千悦子

署名議員　　米　　澤　　義　　英

令和７年第３回定例会

上富良野町議会会議録（第２号）

令和７年９月１９日（金曜日）

○議事日程（第２号）

第　１　会議録署名議員の指名について
第　２　選任第１号　常任委員の選任について
第　３　選任第２号　議会運営委員の選任について
第　４　町の一般行政について質問
第　５　議案第　１号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号））
第　６　議案第　２号　令和７年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）
第　７　議案第　３号　令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第　８　議案第　４号　令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
第　９　議案第　５号　令和７年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）
第１０　議案第　６号　令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）
第１１　議案第　７号　令和７年度上富良野町水道事業会計補正予算（第１号）
第１２　議案第　８号　令和７年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第１号）
第１３　議案第　９号　令和７年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）
第１４　議案第１０号　令和６年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第１５　議案第１１号　令和６年度上富良野町公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第１６　議案第１２号　令和６年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について
第１７　議案第１３号　令和６年度上富良野町企業会計決算の認定について
第１８　議案第１４号　上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
第１９　議案第１５号　上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第２０　議案第１６号　上富良野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
第２１　議案第１７号　上富良野町水道事業給水条例及び上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例
第２２　議案第１８号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第２３　議案第１９号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第２４　議案第２０号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
第２５　議案第２３号　財産取得について（救急車電動ストレッチャー）
第２６　議案第２４号　上富良野町とカムローズ市との友好都市提携の終了について
第２７　議案第２５号　中の沢水道施設整備工事（その１）請負契約の締結について
第２８　議案第２６号　中の沢水道施設整備工事（その２）請負契約の締結について
第２９　議案第２１号　教育長の任命について
第３０　議案第２２号　教育委員会委員の任命について
第３１　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について
第３２　発議案第１号　議会広報特別委員会設置に関する決議について
第３３　発議案第２号　議員派遣について
第３４　発議案第３号　国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見について
第３５　発議案第４号　将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見について
第３６　閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（１３名）

１番	佐藤大輔君	２番	荒生博一君
３番	湯川千悦子君	４番	米澤義英君
５番	金子益三君	６番	林　敬永君
７番	茶谷朋弘君	８番	中瀬　実君
１０番	井村悦丈君	１１番	北條隆男君

１２番	小林啓太君	１３番	岡本康裕君
１４番	中澤良隆君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	斉藤　繁君	副町長	佐藤雅喜君
教育長	鈴木真弓君	代表監査委員	中田繁利君
農業委員会会長	井村昭次君	会計管理者	上嶋義勝君
総務課長	上村正人君	企画商工観光課長	宮下正美君
町民生活課長	安川伸治君	保健福祉課長	三好正浩君
農業振興課長	山内智晴君	農業委員会事務局長	林下里志君
建設水道課長	菊地　敏君	教育振興課長	高松　徹君
ラベンダーハイツ所長	武山義枝君	町立病院事務長	長岡圭一君

○議会事務局出席職員

局長	谷口裕二君	次長	甲斐幹彦君
主事	進　梨夏君		

午前　９時００分　開会
（出席議員　１３名）

◎開議宣告

○議長（中澤良隆君）　御出席、誠に御苦労さまです。

ただいまの出席議員は１３名でございます。

これより、令和７年第３回上富良野町議会定例会２日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（中澤良隆君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君）　御報告申し上げます。

先に御案内しました専任第１号常任委員の選任について、選任第２号議会運営委員の選任についての議案は、本日配付したところであります。

また、議案第２１号教育長の任命について、議案第２２号教育委員会委員の任命について、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦についての議案及び閉会中の継続調査の申出については、後ほどお配りいたしますので、御了承願います。

以上であります。

○議長（中澤良隆君）　以上をもって、議会運営等、諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君）　日程第１　会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において、

５番　金　子　益　三　君
６番　林　　敬　永　君

を指名いたします。

◎日程第２　選任第１号

○議長（中澤良隆君）　日程第２　選任第１号常任委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、議長より指名いたします。

総務産建常任委員に、金子益三君、林敬永君、茶谷朋弘君、中瀬実君、井村悦丈君、北條隆男君、中澤良隆君を、次に、厚生文教常任委員に、佐藤大輔君、荒生博一君、湯川千悦子君、米澤義英君、小林啓太君、岡本康裕君を、それぞれ指名いたします。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前　９時０４分　休憩
午前　９時０９分　再開

○議長（中澤良隆君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第３　選任第２号

○議長（中澤良隆君）　日程第３　選任第２号議会運営委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、議長より指名いたします。

議会運営委員に、佐藤大輔君、荒生博一君、金子益三君、中瀬実君、北條隆男君、岡本康裕君を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第４　町の一般行政について質問

○議長（中澤良隆君）　日程第４　町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、２番荒生博一君の発言を許します。

○２番（荒生博一君）　おはようございます。

私は、さきに通告しております２項目８点について、斉藤町長にお伺いいたします。

まず１項目、ラベンダーフェスタかみふらの２０２５の運営についてお伺いいたします。

今年も７月１２日土曜日から２１日月曜日までの１０日間、日の出公園ラベンダー園において１９時３０分から２１時３０分の間の２時間ライトアップが行われ、期間中初日の１２日土曜日は点

灯式やミニ花火大会、１９日土曜日はメインイベントと位置づけ１０時から２１時までの間、日の出公園常設ステージにてステージイベントが開催され、広場では飲食店の出店や各種団体展示等が行われ、多くの人で賑わいました。観光協会の集計によると、期間中の１０日間の来場者は５万５，６３６人とのことであり、町内はもとより国内外から多くの人々が訪れました。

ライトアップイベントを開始し本年で５年目となり、今や成熟したイベントとなったラベンダーフェスタかみふらのは、今後も継続してイベント運営を行っていくためには、様々な課題があると考えます。そこで以下４点について、町長にお伺いいたします。

１点目。昨年の実績でライトアップ初日のセレモニーの入場者が多いと知りながら、本年もなぜ同じように交通渋滞の繰り返しを招くような事態を生じたことに対する、町長の見解をお伺いいたします。

２点目。ラベンダーフェスタかみふらのは、今や町の最大のイベントとなっているのにもかかわらず、現在はマンパワー不足が顕著に表れています。町の職員も期間中交代で町を訪れる方々に対してのおもてなしとして積極的に手伝うべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

３点目。昨年の６月定例会で、私は町長にぜひ町民の皆様のために花火をとお願いいたしましたが、別日や別会場で行うなどの検討がなされず祭りが終わってしまいました。昨年の町長の御答弁はその場限りのお言葉だったのでしょうか。お伺いいたします。

４点目。今後もこのままのクオリティでラベンダーフェスタかみふらのを行っていくためには、今般の物価高でライトアップの機材のレンタル料や、オペレーションに伴う人件費、また、交通上に必要な警備員などの必要経費が高騰している今、今後においても持続可能なイベントにしていくためには、有料イベントとしての継続も視野に検討が必要であると考えます。そこで、町長の見解をお伺いいたします。

次に、２項目、町民に届く地域イベント等の広報についてお伺いいたします。

町では、これまでの間、町民への情報提供の手法としては、町広報誌や防災無線、ポスターの掲示、町のホームページなどを活用し、町民に対し様々な情報提供を行ってきております。このようにデジタル媒体やマスメディア媒体、直接手段を用いて情報発信しても、本当に伝えたいと思っている相手に関心がなければ情報は伝わりません。情報が伝わりにくくなる理由は、情報の内容そのものの不明確さ、多忙な状況や相手への配慮不足などが考えられます。一度きりではなく継続的に発信を続けるなど、ツールや環境を整備し、広報の改善を図る必要があると考えます。そこで、直近開催されたイベントや、今後開催されるイベントにおける改善点等を検証すべく、次の４点について町長にお考えをお伺いいたします。

１点目。過日８月２３日土曜日午前１０時から保健福祉総合センターかみんで開催された第１回「泥流地帯」全国高校生朗読甲子園については、２日前の防災無線の行政だよりで周知しておりましたが、大会当日の観客席は人もまばらで、大会出場者は残念な思いをされていたであろうと推察いたします。全国大会であればもっと積極的にＰＲを行うべきだったと考えますが、町長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

２点目。来週末９月２７日土曜日、翌日曜日の２日間、第１５回日本ジオパーク全国大会十勝岳大会が開催されますが、この一般質問の原稿を提出した９月３日現在、町を見渡しても歓迎などの文字も見当たらず、ジオパークを多くの方々に知っていただくために開催される全国大会なのにもかかわらず、町民には何も伝わっておりません。そもそも事業開始当時、ボトムアップで町民の機運醸成を図ることを目的としておりましたが、あまりにもＰＲ不足ではないかと考えますが、町長はどのように受け止め全国大会に参加するお考えか、お伺いいたします。

３点目。令和７年度中に実施するとされている道の駅見学ツアーについて、予算が当初上程されてから約半年が経過いたしました。計画そのものが進んでいないように思いますが、今後どのように進めていくお考えか、現状についてお伺いいたします。

４点目。上富良野産酒米きたしずく１００％の純米吟醸酒である泥流地帯の販売が昨年より行われており、今年の春には十勝岳ラベルのプレスリリースがなされるなど、販売は順調であると察しますが、町民の皆様により浸透し活用いただくためにも、住民周知等の充実が求められるところであります。今後の地酒づくりを町長はどのように推進していくお考えか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　２番荒生議員の２項目の御質問にお答えいたします。

まず１項目のラベンダーフェスタかみふらのの運営についての４点の御質問にお答えいたしま

す。

まず１点目の交通渋滞への対応についてでありますが、昨年のラベンダーフェスタかみふらの２０２４、ライトアップイベントは７月１３日から１５日の３連休を皮切りに、翌週２１日のイベント日を最終日とする日程で実施したところです。初日の入り込みは３，９６４人と多くの皆様にお越しいただきました。

昨年の入込数を参考に交通渋滞の発生に備え、駐車場の入庫・出庫をスムーズに行うための経路の修正や、駐車場警備員の増員などの対応を行いましたが、本年は前年比３５％増の５，３６０人に御来場いただき、予想を上回る渋滞列が発生したところです。

渋滞の抜本的な解消、解決は困難であると考えますが、特に渋滞の発生する住民生活への支障を最小限とするよう、対策を講じてまいります。

次に、２点目の職員配置についてでありますが、ラベンダーフェスタかみふらのは開始からこれまで多くのメディアに取り上げられ、また、個人のＳＮＳなどでも活発に拡散されていることから多くの来場者をお迎えすることとなりました。

来場者の増加に合わせ、対応できない部分は警備会社に委託しながら、町職員の配置人数、従事時間も毎年増加し、本年度においては延べ１０４名の職員が駐車場誘導などの業務に従事しているところですが、１日当たりの入込数は初回から数えて１１％、１２０％、７７％、３２％と、常に予測を上回る増加を見せており、対応に苦慮しているのが現状です。

今後も町の主要イベントとして、限られた人員の範囲ではありますが、職員一丸となって観光客をお迎えする体制作りを進め、効果的な職員配置をしてまいりたいと考えております。

次に、３点目の花火大会の実施についてでありますが、昨年来、花火大会の実施については町民の皆様が大いに期待しているものであり、実現させる手法を探ってきたところでありますが、花火大会とそれに付随するイベントについて、町民有志あるいは企業・団体が実施主体となり、持続的に実行していく枠組みについて現在も検討を続けており、町として人的・財政的支援を行いつつ、実施体制が早期に構築できるように取り組んでまいります。

次に、４点目のラベンダーフェスタの有料イベント化についてでありますが、開始以来順調に入込数を伸ばしており、現在は極めて質の高いライトアップを無料で見られるイベントとして、今後もイベントと本町の認知度が広がっていくことを期待するものであります。

また、一方で駐車場不足や交通渋滞など、抜本的解決が困難な課題も顕在化していることや、御質問のとおり物価高騰や人件費の上昇で特に交通誘導など安全なイベント運営に係る根幹の費用が増嵩している現状でありますので、永く主要イベントとして持続していくためには、今後有償化を含めた持続可能なイベントとして定着することを検討する必要があると考えています。

本年は、将来の収益化なども考慮し、収入手法の一つとして、スマートフォンと２次元バーコードを活用した協賛金の募集を試行しています。今後、より効果的、効率的な手法を実行委員会においても模索していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。次に、２項目目のイベント等の広報についての４点の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の第１回泥流地帯全国高校生朗読甲子園の観客数に関してですが、大会参加につきましては、道内全高校及び全国の都道府県の文化連盟を通じて周知し、道内外から多くの皆様に出場いただきました。

一方、一般観客に関しては、広報誌での告知、公共施設でのポスター掲示、また、防災無線でのお知らせをさせていただいたところでありますが、今回につきましては初開催ということもあり、大会参加者数につきましても一般観覧者数についても前例のない手探りの中での開催でもあり、周知の範囲や頻度などについては検証を進める必要があると考えております。

スポーツ競技などと違い、大勢の観覧客で会場を埋めることを前提とするものではありませんが、町民の皆様に御覧いただき、普段触れる機会のない高校生の朗読という素晴らしいジャンルが本町でも文化として定着していくよう、広告、宣伝についても適切な度合いを検討してまいります。

次に、２点目のジオパーク全国大会のＰＲについては、普及イベントや町民向けのジオツアーなどを通じて周知に努めています。また、９月発行の広報誌にも特集ページが組まれましたので御覧いただきたいと思います。そのほか、ポスターの掲示やのぼり旗など、現在、全国大会に向けて設置を進めているところであります。

町内の事業所はもちろん、旭川をはじめとする周辺の主要な駅や交通機関などにも設置をお願いしています。特に温泉施設等の多くの町民や観光客が訪れる施設には、ＰＲへの御協力をお願いしたいと考えておりますので、御理解をお願いいた

します。

次に、３点目の道の駅を巡る見学会についてでありますが、担当課において見学先の道の駅を選定し、開設自治体と調整を行ってまいりました。開設自治体と調整の結果、１０月１９日日曜日に実施するよう計画し、広報誌、防災無線、ホームページにおいて、御協力いただける町民の皆様を募集したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、４点目の町産酒米による日本酒づくりについてでありますが、現在町内外で販売されている純米吟醸十勝岳につきましては、十勝岳ラベル、泥流地帯ラベルの２種類、一升瓶、四合瓶、３００ミリリットル瓶をラインナップしており、かなり好調な売行きを見せ、日本酒シーズンとされる冬季に向けては、在庫の維持が困難な状況となっています。

安定した生産の維持に必要な製造量を完売できる水準には達したものの、町の特産品としての定着には５年１０年という期間での試行錯誤を要すると考えております。

うるち米が中心である本町の稲作においては、酒米の作付については大きな手間、コストがかかり、さらに米価格の高騰と酒米の価格のバランスを取る必要がありますが、十分な原材料の確保に努め、醸造量についても増加し、町内でのさらなる浸透と、販路の拡大、ブランディングに向けて取り組んでまいります。

○議長（中澤良隆君）　再質問はございますか。

２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　それでは、まず１項目のラベンダーフェスタかみふらのの運営についてお伺いさせていただきます。

１点目の、交通渋滞の対応については、昨日同僚議員より同じ質問があって、町長のお考え、また、同僚議員からの提案等々もぜひ次年度以降の参考にしていただき着手いただければと思いますが、期間中当然ながら駐車場が足りないというのが一番の渋滞の原因であると考えますが、例えば２時間という夜の時間帯、そして期間も１０日間と限られているようなこのままの形態を続けていくのであれば、ある程度賃借料というのを考慮した中で、民間の土地、また、商用の施設等から土地を駐車場の代わりとして借り上げるような考えはありませんか。御確認させていただきます。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

駐車場の絶対量を確保するというのは渋滞を緩和するのにはそれがないとなかなか難しいと思っておりますので、日の出公園の駐車場はもちろんそうなのですが、それ以外の公共施設の駐車場、それ以外に昨日もお話ししました民間の企業ですとか個人の土地も、駐車場として利用できるところは、もちろん民間、個人のところは同意が必要なのですが、それらについても活用できるように、そして渋滞を緩和できるように進めていきたいと考えております。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　ぜひ民間、また、我々もそうですけれども、そういった端的な需要であれば一定期間貸し出すことは全然やぶさかではありません。ただし、現況を鑑みるとやはりただではというとなかなか先方も首を縦に振らないというのも分かります。一定程度予算を持った中で、ぜひ渋滞緩和に向けた駐車場の確保策に取り組んでいただければと思います。

続きまして、２点目の職員配置についてでございますが、御答弁では職員一丸となって観光客をお迎えする体制作りを進め効果的な職員配置をしてまいりたいと考えておりますということで、非常に心強い御答弁を頂きました。今回この２０２５のラベンダーフェスタかみふらのに携わっていただいた企画商工観光課の職員の皆様、そして地域おこし協力隊、また、他の課の課長及び主幹職が主だったこの１０４名の人員の中だというふうに察しますが、職員一丸となってという強い言葉を頂きましたので、それを３倍４倍に増員しろということは言いません。ただし、やはり携わる職員の皆様も、ただ交通整理をするということではなく、チームとして一丸になるという意味を含め、例えばポロシャツをそろえてあげるとか、Ｔシャツをその期間ラベンダーフェスタ２０２６みたいな形で紫なのか色は分かりませんが、そういったところを検討した中で、ぜひ携わる職員の皆様も誇りとプライドを持ってお手伝いできるような、そういった方策が求められますが、町長のお考えについてお伺いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

数の問題もそうなのですが、一丸となるという動機づけといいますか、スタッフのＴシャツ、役場職員だけではなくて当日出て来られる方にそういうのはすごく有効な手段だなというふうに聞いて思っておりますので、ぜひ実現できるように実行委員会ではこれらのことも含めて諮ってまいりたいと考えますので、御理解をお願いしたいと思

います。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　ぜひそのように、やはり士気を高めるという意味でも、チーム一丸となる必要性は、統一のシャツやポロシャツというのは士気を高める重大な要素と考えますので、御配慮を賜りたいと思います。

次に、３点目の花火大会の実施についてでありますが、昨年の６月の質問を町長は覚えていますよね。私が同会場・同日が無理であれば、別会場や例えば別日にというような御提案に対して、町長は「私も全く同じ考えである」ということで、私はその一般質問を受けた後に私の関わりのある人に「斉藤町長、来年花火を上げてくれれば」と自信を持って言ってしまったために、現在私はうそつきになっています。

昨日、同僚議員が花火大会については、町民の願い、やはり物すごい思いがあるということで、ぜひ実現をということで、様々な角度から提案していただき、私はその手法とかそういったことは申し上げませんが、まずは町長、本当に来年ラベンダーフェスタかみふらの２０２６の一連の事業の中で、例えば今回であれば、今年は１０日間ライトアップ期間、お祭り期間というのを設けた中で、特日ですけれども最終日ではない手前の土曜日にステージイベントとかを出されていましたが、全く１０日間という枠組みの中９日をライトアップ。１０日目はライトアップなしでぜひステージイベント、今年もすごく盛り上がりを出ていましたし、ショーを皆様は楽しまれていました。

また、せっかく町内の業者、飲食、そして飲料等も、販売する側のモチベーションもそうですけれども、例えば暗くなり日が沈むときに、ステージイベントがあり、そのままライトアップに移行するだけでは、何となくビール一杯進みません。これが後に花火大会があと３０分であるというと、その間にお肉であるとか、ビールであるとか、皆さんそういった余白を金銭的に支出していただき楽しむことができると思います。

町長は昨日の同僚議員の質問では、町内有志の皆様、過去のようにそういった実行委員会が立ち上がった暁には手を携えて、資金的な援助であるとか人的支援を行うということで、それを待っていたら来年も再来年もかなわないかもしれません。最短の手法は、私が考えるには、１０日間のイベント、これまで同様に町が担っていただく中で、９日をがっつりライトアップ、１０日目は花火大会というのはいかがでしょうか。見解を伺います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　２番荒生議員を御質問にお答えしたいと思います。

荒生議員の今の提案のように、最終日のメインイベントの一日はライトアップしないでというのも一つの案だと思いますので、それらも含めて、実行委員会組織がありますので、それで花火大会が実施可能なのかどうかも含めてもちろん皆さんで協議してもらいますし、それ以外でも、花火大会を実現したいというのは私も思っておりますし、町民の皆様もそういう思いがあるというのは十分分かっていますので、ライトアップの期間なのか、また別なのか、大きな中でどれが可能なのかというのは、十分引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　別日・別会場となると、やはりその名称が変わり、それに向けた実行委員会の組成というのはどうしても必要になり、そこでの支援となるとやはり時間を要すると思います。今の形の中で費用は今２００万円なのか３００万円なのか分かりません。その捻出方法も手法はあると思います。ぜひ、来年やっていただけないでしょうか。もう一度確認します。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

ライトアップのラベンダーフェスタの会場でやる場合は、規制や安全エリアを確保するとかいろいろな条件が相当ありますので、それらも含めて実施可能なのか、実行委員会の中で十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　やるとおっしゃっていただけませんでしたが、検討を行うということでありますが、これまでの１年間町長は実現に向けた協議をしてきたということで、１年ちょっと過ぎてしまいましたけれども、さらに協議を含めて、ぜひ実現に向けて期待しております。よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、有料イベントのことで質問させていただきました。背景では、町長も御存じかもしれませんが、２０２５年の今年は全国の花火大会の有料化がかなり広がりを見せ、主要な大会の約８割はもう実態として有料席が導入されております。また、これは花火大会打上げの費用や会場の

設営費及び警備費用など、運営コスト増加が背景にありますが、本当に価値のあるものに対してはお金を払っても見るべきものだというのがやはり成熟したイベントで、我が町のラベンダーフェスタかみふらのはその域に達していると私は思います。

ぜひ有料化、これまでの御答弁だと、無料で見られるイベントとして、今後もイベントと本町の認知度がさらなる広がりを見せていくことを期待するということではなく、イベントそのものの有料化をぜひ検討いただけないでしょうか。確認します。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

無料で大勢の方が来てもらっていることで非常に有り難いことなのですが、一方で御質問にもありました渋滞等の問題もありまして、いろいろ町の方からも同じような有料化にしたらどうなのか、または駐車場だけでも有料化にしたらどうなのか、様々な案を頂いております。私の一存でこうというのは、先ほどと同じ答弁になろうかと思いますが、これらも含めて、これは実行委員会組織でやっておりますので、その中でどうあるべきか、これは価値あるものでお金を払ってでも来るだろうということもありますし、観光公害にだんだん近づいてきてもまずいので、そういうものを抑制しながら経済効果もしっかり得るということを、どの辺がいいのかということは十分皆さんと協議して、どの部分を有料化するのか、会場を有料化するのか、駐車場なのか、その辺も含めて十分協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　この後に補正予算の審議においても、昨年までこういったイベントに使えた経費というのが、今年その名称が変わり、新しい交付金になってから、残念ながら採択の対象にならなかったとかということで、経費は一定程度これからも質を維持していくためには絶対に必要です。軽くそろばんをはじくと、イベントそのもののライトアップを見ることに対し、もし一人５００円を頂いた場合、期間中１０日間であれば２，８００万円の収入を見込めます。

その中で、先ほどからしつこいですけれども花火大会に３００万円、そして今般物価高で例えば警備の費用が高騰しているというところも含めて、そういった部分も補えますし、職員の皆様のウェアなど、たった５００円でここまでの費用を得ることができるのです。これは単に、もう成熟度がかなり高いので、５００円でも私は安いと思っています。

駐車場は、昨日も同僚議員が言いましたけれども、１日縛りとかとなると２時間のイベントで昼からとなると、日の出公園に隣接する駐車場だと例えば５００台ずっとべったり一日というわけにはいかなくなると思います。また、その入庫のタイミングとかということで、それを制限するのは厳しいかなと思いますが、事前のＷｅｂでの販売などをチケット制にして、町民の皆様はもちろんただです。町外からお見えのお客様、あの美しきライトアップの幻想に触れていただくというのには５００円は安いと思います。

ぜひこういったことも含めて、町長の御答弁でもありましたとおり、実行委員会にお諮りいただき、有料化の検討し、今後においても安定したイベント運営に努めていただきたいと思いますが、その見解をお伺いさせてください。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

大変貴重な御意見、ありがたく賜りまして、実行委員会にはその旨を伝えてまいりたいと思っております。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　では、ラベンダーフェスタかみふらのに関しては質問をこれで閉じたいと思います。

次に、町民に届く地域イベント等の広報についてということで、こちらは１点目には、過日開催されました全国高校生朗読甲子園について、たまたま私の周りの者が大会に出席して、観客席がまばらだったということで、出演した高校生の方々はやはりモチベーションが低くなったのではないかなということで、そういったお話を聞き及びまして、今質問にさせていただきました。

まず、御答弁ではスポーツ競技などと違い大勢の観客者で会場を埋めることを前提とするものではないとありますが、私はスポーツ競技も文化、芸能も、やはり多くの目、声援、拍手等が出演者のモチベーション上げ、さらにイベントイコール催し物、この定義は多くの人々に行事に参加いただくということです。この考えは本当に町長の御答弁ですか。確認します。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

野球やサッカーなどの大きなスポーツイベント

に比較して、やはり文化は、近隣の写真のイベントなんかもそうなのですが、それでも出場者が多ければ、その関係者も来て会場は賑わうわけなのです。ですので、その観客の構成がどうなっているかというのは、いろいろスポーツだと一般の関係ない方も来ると思いますけれども、文化だと関係者が多いのかなという意味でなかなかですけれども、それでもやはり会場をいっぱいにしてそこで発表してもらうというのは一つのモチベーションにはなろうかと思いますので、会場いっぱいに参加者・関係者も含めた大勢の前で発表して、新たな朗読という分野を皆さんで、関係者はもちろん知っていると思いますけれども、一般の方は初めて聞きに行こうかなという興味のある方もいると思いますし、それは全く否定しませんので、それらも含めて将来的にトータルで会場を埋め尽くせればというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　そのとおりだと思いますけれども、やはり今回主催は『泥流地帯』映画化を進める会の主催ということで、蓋を開けてみると多分当日は会員の皆様は会長含めて出席はたった三、四名だったと聞き及んでおります。もちろん日にちとか、そういった間際の大会の開催というのもあったのかもしれませんが、やはり主催者も関係者の一人として盛り上げは必要だと思いますし、また、道内外から多くの皆様に出場していただきましたということですが、１２名です。もちろん第１回大会ということで周知の範囲や頻度など検証を進める必要があるということで捉えていらっしゃいますけれども、そもそも出演者が少ないということで、もちろん次年度以降広がりを見せていただき増えていただくのは当然のことなのですけれども、もっとやはり関わっていただいている方々の観覧の周知といったものは、事前にＰＲが必要だったと考えます。その辺のＰＲ不足に関してどう認識されていますか。お伺いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

第１回の大会ということで、一通りの考えられるＰＲは行ってきました。そのような中でやはり出場する方も１回目の大会ということで、どんな大会なのだろうということを、初めての大会ですので、やったことがないのでなかなか分からない部分もあったかと思いますが、我々のＰＲももちろん重要なのですが、あと今回参加してくれた方の口コミも、やはり２回３回と繰り返していくうちに、その大会が素晴らしい大会だということを、出場する方の学校の間で広まっていくように、やはり主催者側のＰＲと出場する側の認知を高めることが非常に重要なのかなというふうに私は思っております。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　ぜひ次年度以降、２回、３回と行っていただくお考えなのであれば、参加された高校生の皆様により充実感や達成感を持っていただくためにも、多くのお客様に観覧いただき、そして多くのお客様からの拍手を頂くことで、それこそが開催趣旨である若い世代より多く触れられ、読み継がれていくことにつながっていくのではないでしょうか。ぜひ今後におきましては周知の範囲、頻度、そして広告宣伝については、様々な手法を検討いただき、今回もかみんである程度の席数を用意したのにもかかわらず結果少なかったということでありますので、席数を超えて補助椅子を出すぐらいの気持ちで全国大会を盛り上げていただきたいと思いますが、もう一度御答弁願います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回１２名ですが参加した高校生は非常に満足して帰られたと思いますが、もっともっと満足して、うわさが広がるように、我々も努力していかなければならないと思いますし、議員のおっしゃるとおり会場を埋め尽くすほどの観衆、関係者も含めて、そのような中で盛り上がっていって、泥流地帯、そして上富良野をＰＲしていければというふうに、そして高校生にそういう発表の場を与えるということを提供し続けていければと私は考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　次年度以降は大いに盛り上がるよう、我々も協力を惜しみません。ぜひ積極的なＰＲを期待したいと思います。

続きまして、２点目です。いよいよ来週末に迫りましたジオパークの全国大会、第１５回目になるそうですが、現在４８の地域がＪＧＮ（日本ジオパークネットワーク）に加盟されておりまして、過日議会懇談会を観光協会の関係者と地域おこし協力隊の方などと懇談する場がありまして、担当者からは、この大会においては次に順番が回ってくるのは４０年以上かかるのですということで、それくらいの全国大会なのだなということを懇談時に私も強く思いました。

きっとうちの町は、この全国大会に向けて、例えば旧国道のラベンダーバスの通りとか電柱のところにジオパーク十勝岳大会みたいな旗があったり、例えば個店で、商店でも食堂でも何でもいいです。Ａ４またはＡ３の横判で、歓迎日本ジオパーク全国大会、十勝岳大会みたいな文字が至るところで見られるとすごく期待していました。

しかしながら、これは一般質問を出した９月３日現在の話ですけれども、確かにスーパーにのぼりが立っているのも知っています。また、厚意的に町内の自転車店の入り口に貼っていただいている店舗、これは本当に非常に協力的な町内の関係者だということで認識していますが、まだまだ絶対数は足りないと思います。これについて町長、全国大会に参加される大事な要職を担っております。まだ気運が醸成されていないのではないですか。お伺いします。

○議長（中澤良隆君）　副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君）　２番荒生議員の御質問にお答えします。

議員もおっしゃっているとおり、少し遅れてといいますか、９月の頭ぐらいに皆様に御案内いたしました。それから徐々に、ただ、物に関してはポスターとのぼり、チラシ、Ｗｅｂ上のホームページと、１０日後に出しました町民に向けた特集記事というような形での周知になっているというのは、もう議員も御存じのことと思います。

想像以上にグッズといいますか、可視化できるものが少ないぞという御指摘だと思います。これからまた、１週間しかございませんけれども、今あるグッズをさらにきちんと配布とか掲示とかしていくような、そういった対応を今後図っていくというのが大事なのかなと思います。あと１０日後のスタートということで、これから町内の方々に広報を読んでいただいて、あまり専門的なほうには皆さん興味湧かないかもしれませんけれども、マルシェみたいなこともやりますし、賑やかしみたいな形でも本当にささやかな部分から関わっていただいて、ジオパークという文字を覚えてもいただくということで、議員のおっしゃるとおり足りない部分があるのは確かですので、残り１週間一生懸命、事務局の力だけではできませんので、構成団体になっています観光協会とか商工会とか、そういったところにも再度お願いするような対応をするしかもう時間的にないかもしれませんけれども、そういった部分を図っていくことは努力は惜しまないでいってもらうように、事務局、それから関係団体にも御依頼していくしかないのかなというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　今、副町長から御答弁いただきましたが、副町長、事業発足当初、一生懸命町内の団体に向けて紙芝居風のフリップを持って出前講座をしていました。そのときの思いを忘れないでください。まだ時間があります。しっかりと悔いのないようなＰＲを行い、また今お話でマルシェ等に触れましたけれども、まだまだマルシェも、そのようなものがあるのかという方も実際町に多くいらっしゃいます。せっかく出店を御協力いただいた店舗の皆様に対しても失礼のなきよう、ぜひ人手の賑わいを見せていただきたいなと思います。

それと、日本ジオパーク全国大会とはという定義があります。ジオパークを多くの方々から知っていただくことが必要であり、興味を持っていただくとともに、各ジオパークの情報交換や意見交換などを行いというのは、いわゆる関係者の方々の交流を指しますが、最初の趣旨はいかにジオパークという事業そのもので多くの方に知っていただくというのが大事なことだと思います。

ＰＲに関しては、残りラストスパートで、私の目にかなうかどうか分かりませんが、悔いのないようなＰＲをぜひしていただきたくお願い申し上げ、次の質問に参ります。

道の駅見学ツアー、私はなぜこの質問に至ったかというと、春先の予算のときに傍聴いただいた町民の方、ぜひ参加したいということがあって、「おい、荒生君、どうだったのだ」ということで、その進捗をお伺いさせていただきました。

御答弁では、１０月１９日日曜日に実施が決まり、また、道の駅設置自治体とこの間協議し、多分その目的地であるとか場所等の選定が終わり、いよいよ募集段階に入るということで、細かいことは聞きません。とにかくこの町に後に道の駅が設置されるということを前提に行う事業でございます。参加いただいた町民の方々からもちろん御意見を賜るのは重要ですが、どのような道の駅が当町にふさわしいかも含めて、しっかりと目的を持ってこのツアーを実施していただきたいと思いますが、もう一度その辺の見解を確認させてください。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

やはり北海道の夏は道の駅がすごく混んでいて、一般町民が移動するのに土日がやはりベストなのですが、そうなるとなかなか向こうの相手の

都合もあって、秋までずれ込んだことはお詫びしたいと思っております。必ずやると言っていましたので、秋の閑散期になってこれをやるのですが、しっかりと道の駅、回った方もおられると思いますし、回っていない方もおられると思いますし、詳しい話なんかを聞く機会はないと思いますので、その運営主体がどうなっているのか、道の駅の場所と町の距離的なものはどうなのか、そこで売っているものや体験できるものはどうなのか、そういうことをいろいろ町民の皆様が考える機会に、普段なかなか行っただけでは職員に説明していただけませんので、そういう機会になって、将来的には道の駅が欲しいと私も公約に掲げておりますので、そういうことに町民の皆さんと進んでいけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　斉藤町長御自身の公約にも掲げられているということで、ぜひ将来の道の駅設置に向けて、この事業がスタートの第一歩だと認識しています。成功裏に終わることを祈願し、最後の４点目の質問に入らせていただきます。

純米吟醸十勝岳は現在、観光協会のＷｅｂショップなどでは一升瓶１，８００ミリリットルが４，０００円で箱つきで販売され、四合瓶７２０ミリリットルは２，０００円ということで、町内の別の酒屋とかでは若干お安くなるのかなと思いますけれども、一般的に日本酒の一升瓶というのは平均価格は通常１，６００円から３，０００円前後といわれている中では、私は日本酒が苦手などで手にする機会はありませんが、一般の町民の方々により浸透いただくためには若干価格が高いのではないかと私は考えます。

そこで御提案なのですが、より町民の多くの皆様にこの泥流地帯、また、十勝岳の日本酒が浸透いただくために、例えば町として５００円割引クーポンを配布するなどといった、将来の普及、啓蒙に向けて、そういったアイデアなどというのは現在考えられないでしょうか。お伺いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

まだ２回目なのですが、町民の方に浸透させるにはなかなか難しいといいますか、お酒を飲まれる方はもちろん知っているのですが、日本酒が苦手な方とかもおられます。嗜好品ですので、なかなか全員にというのは難しいかもしれませんが、上富良野にこういうお酒があるのですという、飲んだことはないけれどもという、名前ぐらいはしっかりと、上富良野の草分で取れた酒米で作っているという、この歴史のある田んぼで作っているお酒だということは知ってもらいたいなというのがありますので、新酒ができたときのイベントを１回目はやったのです。

しかし、２年目はお披露目はやっていないので、これをやはりまるごとビールのように毎年新酒ができたらやるとか、今のクーポンなんかも一つのアイデアだと思いますので、あと、お酒の量が今はどちらかというともう売れて、作る量は大体決まっていて、今は２年目で大分販路も確立してお酒が不足気味になってきていますが、お酒の絶対量とかもありますので、その中でどんなことをしたらいいのか、売れてなくなるのはいいのですけれども、その中で町民の方に草分の歴史とか、そこで作ったお酒を知ってもらうためにどうしたらいいのかというのは、もう一つ工夫が必要なので、今の御意見も参考にしながら、今後も引き続きＰＲには努めてまいりたいと思っております。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　近隣の自治体の話をするわけでありませんが、地酒の販売においては、例えばお酒造りの工程で出る酒かすを用いて関連事業としてスイーツを販売したり、また、今はＰＲの仕方も様々で、この地酒を使ってこういったおつまみができますというような動画があったり、様々な工夫をし、ＰＲに努めている例も実際にあります。

今のこのお酒がどういったその可能性を秘めているかというのは分かりませんが、今、町長の御答弁にもありました、やはり町民に知っていただく機会ということにおいては、この先きっと町長ならやっていただけるだろう収穫祭のときに、その新しいお酒を皆さんに味わっていただいた中で、若干ですけれども値引きして販売したり、そういった形でＰＲ、普及活動はできると思います。収穫祭をやるやらないはまだ存じ上げていませんが、そういった機会をぜひ活用いただきまして、ただおいしいお酒だから飲んでくださいということだけではなく、ＰＲにも一工夫加えていただきたいなと思います。

あとは、御答弁にもございました町の特産品の定着には５年から１０年、やはり一定期間長い期間を要するということであります。その上で十分な原材料の確保に努めとありますが、一昨年より酒米を作り、去年から酒蔵の確保ということで主原料である酒米を多分年次計画とかを持って作っ

ていらっしゃるのでしょうか。その辺に関してお伺いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　２番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

長期の年次計画は持っておりませんが、直近の売れ具合等と、あと何を作るか、大吟醸からいろいろなものがありますので、それらを含めて、お米の生産者、酒蔵、そして我々と三者で、来年の作付をどうするのかという、一年一年毎年相談しながら酒米の量を決めさせてもらっております。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　生産者の皆様も含めて酒造会社の方々と計画を持って年度年度にやられているということです。すごく売れているということと、これから日本酒のシーズンである冬を迎える前に、もう実際に手持ちがないよということで、生産者に酒米を作っているということでお聞きしていますけれども、私はたまたま農業者に聞いたところ、今年は酒米を作っていないということでちょっと心配しているのですが、その分というのは例えば昨年度の酒米の生産量をもって本年作らなくても来年の販売数は確保できるという理解で作っていないのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（中澤良隆君）　副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君）　２番荒生議員の御質問にお答えいたします。

今年度作付ができなかった理由については、いろいろと生産者の方の判断もあると思うのですけれども、そういった中で今回できなかった分は来年度できた分で補うような形しかできないというふうになっております。今ある在庫が大体いいところなくなった時点では若干半年ぐらいは間が空いてしまうということになってしまっていますけれども、次の策については考えていきたいなということは思っています。

今までもちゃんと差額はきちんと補填していますので、ただ、今はお米の日本的な状況が非常に厳しくもなっていますので、先ほどお値段の話もされたのですけれども、今は酒蔵もお米の値段が物すごく上がってしまって、値段も含めて生産の量が、要するにうるちに入れ替わってしまって酒米の確保とかそういった情勢も非常に微妙ですということを今このタイミングで言われています。といいつつも来年はきちんと一定量は決まっていますので、その分を確保できるようにお願いしておりますけれども、お米の情勢が非常に厳しいということもいわれていますので、その分の補填なども含めてしっかりと御相談しながら、次の作付に向けて話を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　生産者から、酒米は多分おととしは４反で、去年ちょっと増えて７反などというような話は私も聞き及んでおります。今の副町長の御答弁で、この後一定期間お酒のない時期があるということを聞きましたが、現状もふるさと納税にお酒が乗っていたり、あと当然町内の酒屋等で販売なされていますけれども、私の感覚ですとお酒の消費期限は１年ぐらいだと思います。昨年取れた原料というのは、酒造会社に運ばれた後、例えば２年間、今年は例えば５００本、来年５００本というような形での今の生産体制なのでしょうか。それとも、７反のできた酒米を全部もうお酒にしてしまっているのですか。そこの中身を確認させてください。

○議長（中澤良隆君）　副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君）　２番荒生議員の御質問にお答えします。

７反だったかどうか、すみません、私はあれなのですけれども、実際は販売よりはお米のほうが多かったのです。生産量が多かったので、酒造会社はいろいろなお酒を売れますから、その分は違う銘柄できちんと買い取って処理していただいているということなのです。今ある在庫がなくなると、十勝岳という銘柄のお酒については品切れが生じてしまうという状況でございますので、来年の新米ができるまで数か月間要するということになります。

お米は９月末ぐらいになるまでは次の新米が出ないということで生産者から伺っていますので、全量買い取って十勝岳泥流地帯銘柄の分を作って、その残りについてはほかのお米とブレンドするなりなんなりして、酒造会社の工夫の中できちんと消費してもらっているような状況でございます。

○議長（中澤良隆君）　２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　最後に、生産者は大きな手間、コストを惜しまず、町のためにという思いで作ってくださっています。副町長も今御答弁であられました、そういったうるち米との差額の補充とか、そういったこともちろん必要ですが、ぜひ感謝の気持ちを持って、次年度以降もこの日本酒が絶えないように良好な関係を築き、ぜひ原料の確保に努めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、２番

荒生博一君の一般質問を終了いたします。

次に、７番茶谷朋弘君の発言を許します。

○７番（茶谷朋弘君）　私は、さきに通告しております１項目４点について、町長に質問させていただきます。

町の定住支援策に関して。

人口減少が進み、上富良野では２０２３年に人口１万人を下回ってからも減少は進み、８月末の時点で９，５３２人となっております。これまで一般質問を含め様々な場で移住・定住に関する質問が同僚議員や先輩議員たちによってされてきました。これは移住・定住により人口を一人でも多く増やすこと、また、減らさないことが町の発展、存続にとってとても重要であるということであるとともに、町の移住・定住支援策に対して課題を感じている町民が多いと捉えられているのではないかと考えます。

現在、町は移住支援策として地域おこし協力隊の活用を中心に、移住支援サイト「カミフライフ」やＳＮＳの運用及び情報発信、移住相談会などのイベントへの参加、空き家・空き地バンク、シーズンステイ住宅、体験型イベントなど、様々な方法で移住・定住の促進を図ってきております。

また、これまで行われてきた自衛隊員数の維持や増員に関わる陳情・要望活動も上富良野における大事な移住・定住施策の一つであると考えることができます。

町は、これまで基本的に町の移住政策に対する考え方は、町民にとって住みやすいまちづくり、魅力あるまちづくりが最大の移住政策であると考え、移住者に限定した支援は検討するのみであまり行ってこなかった経緯があります。私も町の考えを十二分に理解し、誰もが魅力を感じるまちづくりをしていくことが最優先だと考えますが、一方で人口減少の加速を見ても、日々町民と交流する中での肌感覚でも、先ほど述べさせていただいた移住・定住に関する施策に十分な効果が出ているか疑問を感じる部分があります。

私自身も移住者であり、町民や移住を検討している方たちから聞いた生の声や私自身の経験を踏まえ、移住・定住支援の今後の在り方に関して、以下４点について町長にお伺いします。

１、移住促進を進めていく中、近隣の他市町村との比較をしても十分な効果が出ているか疑問が残るが、近隣市町村との比較を踏まえた上での成果に対する町長の考えは。また、今後新たな上富良野町独自の移住・定住支援策は検討しているのか。

２、自衛隊員を含めた仕事で町内に勤務されている方が町外に住居を構えるといった話を近頃よく耳にします。町外の流出を防ぎ、定住を図るための施策はないか。

３、移住・定住を検討した際に重要な要素である住居に関して、町では空き家・空き地バンクでの情報提供、シーズンステイ住宅、リフォームに関する補助金等の施策を行っていますが、どれを取っても移住を検討する方にとっては物足りない感じもあります。町長のお考えをお伺いします。

また、以前移住者用住宅として活用され、私自身も住んでいた旧教員住宅を含め、町が所有している遊休施設を移住・定住の支援策として活用することをこれまで多くの議員が提案してきましたが、その後検討されたか。町の方針、考え方をお伺いします。

４、決算時の成果報告書に記載されている移住・定住促進の成果指標の一つにもなり得る移住実績の実数のカウント方法にいつも疑問を感じております。今後の移住・定住促進をより効果的なものにするためにも、別のカウント方法を検討したほうがいいのではないかと感じますが、そのお考えをお伺いします。

お願いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　７番茶谷議員の移住・定住支援策についての４点の御質問にお答えしたいと思います。

現在、人口減少問題は全国的な大きな課題となっており、各自治体においても人口減少を食い止めるよう様々な施策や取組を行っております。

平成２７年から令和６年の１０年間において、町では１１％人口が減少しておりますが、近隣市町村の状況を見ても、一部の自治体を除き１０％から２０％人口が減少している状況であり、どこの自治体においても人口減少対策には苦戦している状況となっております。

しかしながら、沿線５市町村の状況を見ると、リゾートのある占冠村を除き、富良野市・南富良野町は１４％減、中富良野町は１３％減であり、本町の減少幅は少ない傾向にあります。また、上川管内で見ると、大都市旭川との距離と減少率に相関関係があると感じております。本町においては、都市部との距離が長いという要因がありながら、比較的人口減少を抑えていると感じているところです。

まず１点目の町独自の移住・定住支援策の検討についてでありますが、本町は自衛隊駐屯地により、人口規模から見ると非常に多くの転出入によ

る移動が毎年発生しております。

移住・定住支援策については、土地の無償譲渡や住宅購入費用助成等、金銭的な支援策を打ち出している自治体もあることは承知しております。

人口減少の問題については、転入増加と転出抑制による社会増を目指すことは、施策として重要ではありますが、同様に出生数の増加と死亡者数の抑制による自然増減についてもバランスよく施策を実施することが重要であると考えております。

議員の御質問の中にも、「町のその考えを十分に理解し、誰もが魅力を感じるまちづくりにしていくことが最優先だと考える」との御意見を頂きましたが、町独自で子ども医療費無料化や、上富良野高校と上高生への支援、新規開業支援など、町民はもちろんのこと、今後本町に移住を検討している方に対しましても魅力を感じていただけるまちづくりを目指し支援策を実施してまいりましたが、町外への情報発信が不足していたと感じますことから、より町の支援策が多くの方に知ってもらえるよう、情報発信の在り方について検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、２点目の町外への流出を防ぎ、定住を図るための施策についてでありますが、住居の設定については金銭的支援だけで選ぶものではなく、専門的な医療機関や医療的資源の有無、子育て世帯であれば教育環境も大きく影響するものと考えており、これまでも町立病院の維持、高校生までの医療費の無料化、こどもセンターや教育支援センターの設置、上富良野高校存続への支援など、住みたいと考えるまちづくりを進めてきたと認識しております。

また、教育につきましては、義務教育だけではなく、高校や大学等の進学についても住居設定を検討する上で大きな要素であると考えております。

本町においては、旭川氏から富良野市までは通勤・通学圏であることから、１点目の答弁でも申し上げましたが、住んでいる方、住みたいと考える方に対する情報発信を含め、居住地として選ばれる町になるよう施策を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、３点目の住居に関する施策についてでありますが、本町においては現在民間アパートが１，０５５室あり、また、現在も新築アパートが建てられております。民間アパート１，０５５室のうち現在２２１室が空きアパートとなっていることから、移住希望者に対し住居数が不足しているといった問題は少ないと考えておりますが、貸したい、売りたいという所有者と、住みたいという移住希望者がマッチングできるよう、情報提供の在り方について検討してまいりたいと考えております。

また、他自治体で行っている移住者に特化した金銭的支援については、当町のように社会的増減の多い自治体では実施が難しい状況にありますが、移住・定住政策に加えこれまでの住居への支援策等に新築への対応が可能なのか、どのような支援が必要なのか検討しているところですので、御理解をお願いいたします。

次に、旧教員住宅等の遊休施設の移住・定住の活用についてでありますが、現在、旭町の旧教員住宅をはじめ、町が所有する遊休施設については、建設及び使用しなくなってから相当の年数が経過しており、活用するためには屋根や外壁だけでなくボイラーや浴室など大規模な修繕や改修費用が必要となります。３点目の答弁でも申し上げましたが、民間アパートや空き室数等から、移住希望者には民間アパートを利用していただきたいと考えておりますので、前の答弁と同様になりますが、情報の発信の在り方について検討を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、４点目の移住実績の実数カウント方法についてでありますが、移住実績の実数についてはカウント手法や基準が定められておらず、自治体によりそれぞれ設定しているのが現状であります。本町においては、移住相談窓口を経由した移住者のみをカウントしており、同様の方法でカウントを行っている自治体もございます。

効果的なカウント方法がどのようなものであるのかについて、現在町として案を持ち合わせてはいませんが、本町特有の職業構造によって発生する転出転入による移動数も含め、どのようなカウント方法がよいのか、他自治体も参考に検討したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　ここで暫時休憩といたしたいと思います。

再開は１０時４５分といたします。

午前１０時２５分　休憩
午前１０時４５分　再開

○議長（中澤良隆君）　それでは、暫時休憩を解いて会議を再開いたします。

再質問はございますか。

７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　それでは、再質問に入る

前に、前提として私自身正直にいいますと、町の移住・定住促進というものは非常に中途半端で、あまり効果が出ていないと感じている部分があります。これは、私自身だけの意見ではなく、多くの町民からもよく言われることであり、また、多くの町民から「茶谷なら町に訴えてくれるはず」と期待されている部分でもあるので、今回このテーマを提案させていただきました。

移住・定住に力を入れるなら、もっと力を入れる。はたまた答弁書の中にあるように、町民にとって魅力あるまちづくりをすることが大事と考えるなら、移住促進などうたわず、そちらに力を入れるといった、どちらかへのかじ取りが今の上富良野には必要なのではないかということを考えている上で再質問させていただきます。

まず１点目で確認したいのですが、１点目の質問の中の、移住・定住促進を進めていく中での成果に対する町長の考えというのは、答弁の中にある比較的人口減少を抑えていると感じていると書かれていることからも、成果が出ていると認識しているということでよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

成果が出ているといいますか、他の市町村と比べて特に上富良野だけが落ち込んでいるという状況ではございませんので、一定の効果、歯止めはかかっていると思います。当然ここが最終目標ではありませんので、さらに高めようということなのですが、今までの政策の効果が一定程度出ていて、他の市町村と比較してもそれほど人口減少が極端に進んでいないということは、その効果が出ていると考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　御答弁書にもあるように、平成２７年から令和６年の１０年間ということで上富良野の人口計画が立てられていたと思うのですが、直近のところで見てみると、総務省が発表した人口動態調査でも、社会増が上富良野が近隣の町に比べてやはり圧倒的に多く、これは自衛隊を抱えているという問題ももちろんあると思うのですが、人口減少率で比較してみても、自分が拾った数字では、令和５年から６年にかけて、上川管内の中で上富良野町がマイナス１．６４と中富良野に次いですごく大きい数字です。

２７年から令和６年までの１０年間においては、自衛隊の改編などもありながら減少は緩やかであったと思うのですが、ここ数年急に人口が減っていると感じている部分もありますが、先ほども一定程度の効果が出ているとおっしゃっていましたが、その効果が出ている要因というのはどのようなものだと思いますか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　７茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

データは、１年を比べるとそれなりに突然起きたものとか不可抗力的なものがありますので、やはりデータは長いスパンで１０年刻みで見る方が結構実態に近いのではないかなというふうに考えております。

その上で、どういうものが効果を表して今の数字になったかというのは、特にほかの町と比べて、ほかの町でやっていてうちでやっていないものもありますが、特に社会の職業構成上社会の増減が非常に多い町ですので、移住・定住の方のみに特化した施策というのはなかなか打ちづらいところなのですが、町全体の町民のことを考えて、移住の方、転勤の方も含めて、既存の住んでいる方ももちろん含めてなのですが、その中で子育てですとか医療も含めて福祉、そして高齢者の福祉も含めて、トータルでいろいろな政策を打っているのが現在のこの数字につながっているのかなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　様々な要因が挙げられると思うのですが、私自身も多くの町民の方もよく口にするのが、上富良野は約２，０００人という自衛隊を抱えている大きい自衛隊の町であることが大きな要因であるのではないかということで、その影響もあり、近隣の市町村の中では上富良野町は出生率も高く、高齢化率も低く、自然減というものがこれまで緩やかな傾向があったと思われます。人口の過疎地域になったのも近隣の中では遅いということもあり、自衛隊との共存・共栄ももちろん町の取組の一つでありますが、町が行っていた町長が言ったような様々な施策というより、自衛隊のおかげで人口が成り立ってきている部分があり、自衛隊のおかげでこの上げられている平成２７年から令和６年の１０年間において緩やかな下降をしていたというのは、町の施策というより自衛隊のおかげというふうに思ってしまう町民も多いと思うのですが、その点町長はどう考えますか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。駐屯地があるおかげでといいますか、駐屯地があるので出生率とか高齢化

率は周りの市町村に比べて若干抑えられている、出生率については高いというふうなことはあると思います。それは全体の今の絶対数、９，５００人にそれが反映されております。それは自衛隊の駐屯地があることによる恩恵かと思いますが、上富良野の１０年前と比べたら、減少率とかに関してはどの町も条件は同じなのかなというふうに思っておりますし、それがやはり上富良野も減少率、自身の１０年前と比べた場合は１０％ほど減っておりますので、そこにはやはり自衛隊があるということもありますが、むしろやはり社会の少子高齢化の影響は駐屯地があっても受けているのかなというふうに思っております。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　近年、近隣の町で移住促進が進んでおり、人口増加につながっていると挙げられる東神楽や東川以外にも、今年総務省から発表されているデータによると比布町と美瑛町も自然減はしているものの社会増はしているということで、それぞれの町の施策が効果が出ているのかなと判断できる部分もあると思っています。

それを踏まえてなのですが、１点目の答弁は、町独自の支援策を実施してきたが、情報発信が不足していたため、移住を検討している方々に魅力をうまく伝えられていないということでよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

情報の発信の仕方をもうちょっと工夫して、先ほど答弁にもありましたが、移住者に特定した、ここに住んでくれたらどうのこうのという特典はなかなか施策は打ちづらいという事実があります。ここに住んだら、先ほど申しました教育ですとか医療ですとかそういう部分にはこういうことがあるというふうなＰＲは、転勤されて来たばかりの人も含めて、全国的に移住を考えている、上川、富良野圏域に来ようと考えている方に対しては、分かりやすくといいますか、特定の施策はないにしても一般的な施策はこれだけあるということはＰＲをもっともっとしていくべきではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　私は前提でもお伝えしたのですが、移住者限定に施策をぜひしてほしいというだけの願いではなく、町民に魅力あるまちづくりをするのであれば、そちらに特化してもいいのではないかという思いもあり、もちろん情報発信が町の課題の一つであると私もよく感じており、これまでホームページやＳＮＳの活用について一般質問をしてきましたが、この件に関しては、魅力が発信不足で伝わらないのではなく、移住・定住もしくは町内に勤務・通学されている方があまり魅力を感じていないのではないかと思ってしまう部分があります。

というのも、答弁書に書かれているような子どもの医療費無料、新規開業支援などは、ほかの町でも同じようにやられていることでありますし、ここに書かれていないですが移住関係のシーズンステイ住宅やリフォームに関する補助なども、各市町村同じように施策を行っているところであると思い、そもそも情報発信不足というより、他町村と比べると、移住者に向けての支援もそうですし、町民に向けての支援が弱いのではないかと安易に感じてしまう部分はあるのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

それぞれ自治体間で施策は違いますが、では施策が充実しているところが増えているのか、では上富良野が減っているのかというと、最初のお答えになりますが、やはりそういう状況にはなく、上富良野も減っておりますが、今のところは特に上富良野の施策が足りなくてほかの市町村に比べて減っているという現状にはないというふうに理解しております。これで十分かといわれたら、将来に向かってはそれはいろいろ考えなければなりませんが、取りあえず今まで何かが原因で上富良野が異常に減ったとか、そういう現象は起きていないと考えております。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　ここに書かれている町独自の施策として、上富良野高校における支援策というものはとても魅力的であり、多くの町民からそれを理由に上富良野高校を選んだとか、また、上富良野高校を検討しているといった生徒や保護者の声をよく聞きます。

そのように、他町村では行っていない町独自の支援策、もしくは他町村以上の支援策がやはり改めて必要なのではないかと思うのですが、もう一度そこの見解をお願いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

今までは特に上富良野は減っていなかったのですが、将来に向けては今の茶谷議員がおっしゃる

ように、他の市町村よりも減少率が低くなるようないろいろな独自の施策は考えていかなければならないのかなと思います。しかも、社会の増減が比較的多い町ですので、この方をとどめておく。当然その方だけではなくて、首都圏からの移住・定住も全く否定するものではありませんので、それらも含めていろいろ新たな政策、将来に向かってはまだまだ打つべきことは考えられることはあるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　２点目の他町への流出を防ぐ点に関しても、同じようなことを繰り返す部分もありますが、御答弁であるように移住先、定住先を選ぶ際には、居住地を選ぶ際には金銭的支援だけではなく、医療、子育て、福祉など様々な要因を加味しながら、多くの人は検討されます。その際、旭川・富良野間に通勤・通学されている方々は、住居の設定をするに当たって、上富良野だけでなく、隣接するそれぞれの町を比較しながら考えます。これは北海道の自然に憧れて富良野・美瑛エリアを移住先の候補として考える移住者の方も同じであり、となるとその近隣を上富良野、中富良野、富良野、美瑛とかを比較した際に、どうしても情報発信不足もあると思うのですが、近隣の町のほうを魅力的に感じてしまう人が多くいるのではないかなと感じてしまう部分もあります。

実際に、詳しくは分かりませんが、近年、上富良野町から東川町、東神楽町、美瑛町、中富良野町に転出している人数が１桁から２桁ぐらい毎年いるのも事実ですし、これがどういう理由で移ったかというところまで把握してないのですが、恐らく考えられるのは、他町に住んだ方が魅力があると感じてしまっている人たちが多いのではないかと考えます。

その点も踏まえて、すぐにできるものばかりではないと思うのですが、ほかの町に比べてやはり支援が足りないなと感じる部分はあるのか、町長にお考えを伺います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

上富良野から転出されていく方の行き先はそれぞれあるかと思います。特に旭川を中心とした中央部は、やはりこれは上富良野特有の現象ではなくて人口動態が都市部に集中していく。旭川は人口のダム機能はないと思います。通過していくのかどうか分かりませんけれども、札幌でさえ今はダムがないということで首都圏のほうに行ってしまうといわれていますが、でもやはり便利なところに行くという日本全国の現象というのはあるのだろうと認識しておりますし、旭川とかの都会との距離の問題は、距離を短くするということは物理的に難しいのですが、これに負けないような、多少通勤・通学時間が延びても上富良野のほうがやはりいいな、自然もきれいだし、何かそういう距離がちょっと長くなるのだけれども上富良野に住もうかなという、そういう施策は将来これから人口を維持していくためには当然必要なのだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　ぜひ上富良野特有の魅力のある施策を打ち出してくれることを期待しながら、３点目の質問に入らせていただきたいと思います。

３点目の移住者に特化した支援策は社会的増減の多い自治体であるということが上富良野の特徴で挙げておられましたが、その社会的増減の多い自治体では難しいという根拠はどこにあるのですか。お伺いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

転勤で上富良野に来られた方も引っ越しして来るわけなのですが、その辺の区別といいますか、どういうふうに線引きしたらいいのか、向こうで仕事を辞めて来たら補助するのか、原因はそれぞれ転勤であったり、向こうを辞めてこちらで新しい職業をとかいろいろありますが、同じ上富良野に移住してくる人を正確に判定するのも含めて、不公平感というのを払拭するのもなかなか大変なのかなというふうに思っております。

ですので、いわゆる移住者に特化した、特に金銭的なことに関しては難しいのかなと思います。それ以外のお試し住宅とか、できる範囲では当然我々も、転勤ではない方はお試し等を含めてある程度経験してから移住してくるわけですが、そういう部分については十分町も配慮していかなければならないと思っておりますが、全く別の、難しいこととできることは実際の政策の中ではあると考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　移住・定住なのか転勤なのか、線引きが難しい、カウントがしづらいという部分での判断ということで理解しますが、４点

目の項目にかぶる部分もあるのですが、カウント方法としては様々な方法があると思っていまして、実際に移住実績をカウントしている町の多くは、一つは移住支援金など移住者に限定した支援策をすることで移住者の数をカウントしている、二つ目は、転入届を出す際にどのような理由で転入してきたか、また、どこから来たのかなど、簡単なアンケートのようなものを記入してもらうことで、単に仕事の転勤で来たか、もしくは上富良野に魅力を感じて来たかなど、属性を分けてカウントしているという町がやはり多く見られています。

実際に社会的増減が多いため限定して線引きが難しいとおっしゃっていましたが、上富良野と規模は違いますけれども、上富良野町と同じく自衛隊の町といわれる遠軽町では、移住支援金として１世帯１０万円、高校生以下の子どもに一人につき５万円のほか、移住者を限定とした新規起業支援金というものも用意されています。遠軽町も上富良野と同じで自衛隊が多くいる町なので、この移住支援金というのは公務員は除くというふうに明記されておりました。そのような形で移住に特化した支援策は、社会的増減の多い町でも全然可能なのではないかと思っております。

また、別の例を挙げますと、昨年九州に総務産建常任委員会で視察に行った際の都城市も自衛隊がある町で、上富良野に比べると規模は大分小さいですが、都城市は全国でも話題になっている移住すると１００万円、世帯に子どもがいると５００万円まで出るということを掲げており、人口も２０万人近く大きくいる町で、社会的増減というものは人口規模でいっても上富良野より全然多い町だと思うのです。ということは、社会的増減が多い町でも移住者に特化した支援策をしようと思えば、町長が言うように、カウント方法さえうまくできれば難しくはないと思いますが、もう一度お考えをお願いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

それぞれの町で合意形成ができれば、それぞれの町の判断でやっていることなのだろうと思いますが、例えば今おっしゃった仕事で来られた方、転勤でも支援金を出す。公務員を除く……公務員も自衛隊の駐屯地があれば希望を出して上富良野に来られる方もおりますし、そういう方が駄目で、ほかの事業所で山登りがしたいから上富良野に行きたいという方には出すとか、不可能ではないかもしれませんが、私がぱっと思いついただけでもいろいろ問題点といいますか、解決しなければならないことがあるので、決してほかの自治体でやっているから不可能とは申しませんが、コンセンサスを得るにはやはり役場の中だけでこういう施策でやりますというのは、やはりお金を使う以上は非常に……プラスやはり町民の方の合意を得ないとなかなか難しいのかなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　こういう移住支援金を出している町とかは、３年以上とか５年以上住んでいなかった場合返金を求めたり、また、３年以上５年以上住んだ方にその時点でお支払いするという町もありました。様々な方法があると思うのですが、実際に社会的増減が多い自治体でも実施している町は探せばすごい数があるので、ぜひそこら辺を調査研究していただいて、検討して上富良野でも導入してみてはと思っております。

続きまして、旧教員住宅を含めた遊休施設の活用に関してですが、度々このような質問がこれまでされてきたと思います。そのたび大規模な修繕もしくは改修費用が必要もしくは建て壊しに係る費用がかかるため、優先的順位度も低く行わないと答弁されてきました。

私自身も同じくそこに費用をかける必要はないと思います。もっといえば、私は１０年ほど前ですけれども古い家ですが２年ほど住んでおりました。夏は暑い、冬は寒いですが、北海道らしい暮らしができたと思い、当時家賃も町の設定ですごく安い家賃に設定してもらっていたので全然苦ではなかったのです。

そこまでしなくても修繕、建て壊しをしないまま、そのままの状態で売ったり貸したりしてもいいのではないでしょうかと思います。直すのも壊すのも全て利用する側に負担してもらうという形で、希望者がいないか募集をかけてみてはと思いますが、その点はどう思いますか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

旭町の旧教員住宅に限っての話ということでお答えさせていただければ、あそこをそういうふうに貸してあげるというのもあるのかもしれませんが、それによってやはり役場が公費を直接は使わないかもしれませんが、便宜供与によって、アパートの空室の問題も民間を圧迫しないようにというのは配慮しなければならないと考えておりますし、お試し住宅で民間を借り上げてやった場合も、差額は当然低く抑えています。家賃は丸々お

試しの方の負担ではなかったので、そういうふうに民間アパートを既存のちゃんと使えるところをしっかりと活用しながら施策を進めていきたいと考えております。

旭町の旧教員住宅については遊休の資産ということで、今は１名の方が使用しておりますが、建物も相当古くなってきており、管理上もなかなか冬の管理とか含めて難しくなっておりますし、危険なこともありますので、町としては除却に向けて今は考えているところで、それを今おっしゃったふうに旭町に限ってはそういうふうな利用は現在のところ持ち合わせていないというふうにお答えさせていただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　旭町に限定したものだけでなく、昨年度でしたか、東中の旧教員住宅も町のほうで売買されたこともありますし、建物の大小、老朽化の度合いも含めて、町が抱えている遊休施設は全て、難しい中学校とか難しい建物もあると思いますが、売ることで募集をかけたときに多くの方が手を挙げる可能性があるのではないかと考えております。

というのも、このような老朽化した物件を自分でリフォームして住みたいとか、あえて古い家を探している方も今の時代多くいますし、最近町内で多分皆さん目撃していると思うのですが、老朽化しており、町民からしてみれば、こんな家には誰も住まないとか、更地にしないと売れないから困ると言っているような建物が次々と今売買されて、次々と直して、次々と新しい人たちが住んでいる光景というのが本当に毎月のように近所でも目にします。多くの町民の人からも、あそこは誰か住むのかなというような声を聞くことが多いので、まさに今そういう需要が上富良野町に求められるということです。

先日、一般質問でも同僚議員からありました、誰でも町に受け入れていいのかという現状もありますが、ある程度ルールの線引きをした上で、リフォームして住みたいという方、また、自分で建て壊して土地を取得したいという、自分で費用を払っていただく方を探してみるのはいいのではないかと思っています。

それに併せて、一部分でもし業者を利用する方たちには、地元業者を利用していただく条件をつけるとか、その地元業者を利用していただいたらその一部をリフォーム代を補助するといった支援を行うことで、町の新たな移住・定住支援策として打ち出すことができると思うのですが、それを踏まえた上でも、老朽化した町の遊休施設はそのまま除却という考えは変わらないのか、お伺いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

除却または購買、売却ももちろんその一つですが、東中の旧教員住宅とかの売却できるものは、敷地とその上に建っている上物の家は非常に向こうからも求められていましたし、処分しても問題はないので売却しましたが、旭町とか団地の場合ではもう分筆しておりませんので、それを歯抜けで上物だけ売るとかは、そのままうちが除却しなくても一括全部買って売却して向こうで誰かが利用してくれるというのでは、それが最初なのですが、その後になると、それがいないとなるとやはり除却して、更地でどうなのか、それがもし駄目であれば、最後はやはり、旧武道館があったのですが、うちで分筆して宅地として売るのか、そういういろいろ手段はあると思いますが、今のままで旭町の団地を上物だけ歯抜けのような形にするとなかなか将来支障が出てくるので、まずは手順に沿って除却・売却の手続を進めているというところです。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　多くの移住・定住支援に力を入れている町では、町が移住・定住者用として土地を用意したり、古い家を用意したり、町の所有している部分を安い値段で提供することで、気軽に移住・定住したいという人が増えることを狙ってやっている町も多くあります。実際に移住・定住者だけではなくても、自衛隊の方たちも自衛隊のルールの改変もありまして町に住みやすくなり、アパートに住みたいという希望を持っている方ももちろんいますが、やはり上富良野の焼き肉文化というものがあるので、一軒家に住みたいという自衛隊の方も多く、空いている家はないかということもよく言われます。

そういうときにも、もし町がそういうふうに土地もしくは建物を古い状態でも、先ほど言わせてもらったように、利用する方は今たくさんいます。なので、分筆したりルールを決めたりとすぐに早急に手をつけられることではないと思いますが、１０年近くもうほぼ放置されているような建物も多いので、このまま行くのではなく、この先を見据えて計画を立てて進めていってはどうかと思いますが、もう一度お考えをお願いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

特に利用されていない建物がありますが、どういうふうに処分していくかというのは現在のところ詳細な計画は立てておりませんが、一般的な指針としては先ほど申し上げました遊休資産の処分方法ということで、土地、建物も当然含みますが、それついては手順、ルール、隣接地の方から声をかけていって、最後は購買ということになるのですが、その指針に従って、あまり老朽化になって危険とか先ほど言ったようなことが起きても困りますので、その前には具体的な計画はなくても管理上はそういうちゃんとした処分が必要だと思いますので、しっかりとそれは進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　このような町の抱えている物件に関しては、本当にこのまま進んでいき老朽化して危ないという近隣からの苦情が入り、そこから壊して更地になった状態でそのまま放置されるという流れが一番よろしくないのかな、もったいないなとすごく思うので、これまでも多分多くの方がこのような提案をしてきたと思いますが、ぜひ改めて前向きな検討をしていただければと思います。

続きまして、私自身が移住者でありながら、これまで移住者や移住を検討している方々と多く接してきた経験から言わせていただくと、上富良野町に移住・定住した理由として多くの方が挙げるのが、やはり自然や景観、人のよさ、空港の近さ、コンパクトな町として住みやすいという方もいますが、町の取組や支援策がすごくよかったといって移住・定住してきましたという方の声を聞くことがなかなかありません。もちろん町の取組というものはすぐに伝わるものではないですし、長年住み続けなければ分からない部分もあると思いますが、近年移住者が増加していることで話題となっている東川、東神楽に続けて南幌町、上士幌町、下川、沼田町など、よくホームページや新聞記事に挙げられる町では、移住・定住の決め手となったのは子育て支援、移住支援制度、開業支援制度などと答えている移住者が多く見られます。

ということは、多くの自然や景観を求めて、空港の近さを求めて来ても、そのような様々な子育て支援や移住支援制度が進んでいる町に移住者が流れてしまうのではないかと、先ほどの繰り返しになりますが、やはり思う部分があります。人口減少が進む中、町は存続のために人の取り合いになっていると思います。町長がおっしゃったように、上富良野町だけでなく近隣の町も同じように減少しているから上富良野だけが悪いのではないというのはもちろん分かりますが、この先、近隣の町、少し離れた遠方の町でも、道内から、道外からも併せて、上富良野は自衛隊の隊員の住む場所も併せて、一人でも多く移住・定住させようと、様々な施策をこれから加速して多くの町が行っていくと思われます。

上富良野はこのまま行くとほかの町に遅れを取ってしまうと、人を取られる側の町になってしまう危険性もあると思いますが、改めて町の移住・定住促進に関して、今後のお考えをお願いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

一つだけ追加で説明させていただきたいのですけれども、ほかの町も減っているから上富良野だけ悪いわけではないからいいのだというニュアンスでは決してございません。今までの政策の評価の話ですけれども、ほかの町も減っていて、それと比して上富良野も同じぐらいですから、政策の効果はそれなりに表れているということでお話ししまして、絶対数がほかも減っているからいいのだと満足しているという意味では決してございませんので、それをお伝えした後、過去はそれなりの政策でほかの町と比べても遜色ないようなことは保ってきました。

これからについては、それで当然満足しているわけではございませんので、先進的な、特に旭川近郊は地理的な優位性があるので、それ以外の今おっしゃいました沼田とか条件が同じようなところで増えているのであればどうなのかと。上富良野でも開業支援、子育て支援をやっているのに向こうが増えているのはなぜなのだろうかと。そういうところを十分調査研究して、我々の今持っている制度もそのままでいいというわけではございませんので、もうちょっとやはりほかの手段はないのか、既存の政策も含めてブラッシュアップなんかも必要だと思いますし、決してこの状態が周りと比べて同じぐらいだからいいとは思っておりませんので、一人でも多く人口が増えるように将来に向かって進んでいかなければ、そういうふうな政策を取っていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　近隣の大きい町以外でも小さい町が比較的人口増につなげているという成

果をやはり近年上げられる町が多くて話題になっています。これらの町がやっていることは上富良野がすぐに取り入れられるかというと、いろいろな制度の問題もありますからすぐには難しい部分もたくさんあると思いますが、調査研究に関しては今すぐにでも始められると思うので、ぜひ参考にして、今後の移住支援ももちろんそうですし、魅力あるまちづくりをほかの町から後れを取らないようにしていただきたいなと思います。

冒頭でもお伝えしましたが、上富良野の移住・定住促進に関しては、やはり中途半端な部分があると思っており、詳しくは言いませんが上富良野のＳＮＳアカウントが今停止していたり、シーズンステイ住宅も成果報告書だと昨年３件でしたのが、先日自分がホームページを調べたところ１件のみで、家賃も月１５万円という、なかなかハードなシーズンステイ住宅となっており、大変利用しづらい、また、移住実績も、何度もお伝えしていますが成果報告書に２件４名というのは、地域おこし協力隊の数であるということです。

それだったらむしろそこをやめて別の施策、例えば町内に住んでいる自衛隊へもっと支援をするとか、自衛隊の方たちによく言われるのですが、長年住んでいる自衛隊員や自衛隊ＯＢの方が「上富良野に人口を増やしたいなら、自衛隊をもっと婚活させて、住宅補助を立てて、上富良野に家を建てる自衛隊を増やしていけばいいのではないか」という声もよく上げられて、それがこれまでの上富良野の発展の一つにもなっていたという部分もあります。

自分としては、移住・定住促進を進めるにしても、魅力あるまちづくりを進めるにしても、どちらにしても中途半端なままでいくのであれば、どちらかにかじを切って力を入れていったほうがいいと思いますが、今後の移住・定住促進に関してどのようなスピード感、どのような力の入れ具合で進めていこうと思っているのか。

また、魅力あるまちづくりをしていくことが第一とおっしゃっていましたが、それはどこの町も同じだと思うのです。だからやはり上富良野町独自の、上富良野には自衛隊もありますし、こういう自然豊かな景観、富良野盆地もあり、観光客も多い魅力のある町ということで、条件としては物すごくいい条件がそろっていると思っています。なので、これからのまちづくりのどこに重点を置くかで人口減少をどこまで食い止められるかが考えられると思うのですが、最後にもう一度移住定住促進の今後の在り方について、町長の考えをお伺いします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　７番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

今後につきましては、どちらかにかじを切るということはどちらかをカットすることにつながるような気もしますが、先ほどから答弁しているとおり、町の人口増に対する考え方を、やはり住んでいていいと思われる、一般的な施策も含めて、子育て、教育、福祉、医療も含めて、それをしっかりやることが結果的には既存の住民の方も含めて幸福度が高まるのかなと思います。

そちらが今のところは政策としては多いわけですが、だからといって決して首都圏から風光明媚なところを求めて来るような移住者の方を全く否定するわけではございませんので、かじを切るといいますか、やはり今までどおり全町民が幸せになるような、幸福を感じられるような、そしてその中に移住者が入っても行政の施策を享受できるような、そういうものが大切なのかなと思っておりますし、新たな施策はどういうものがあるのか、例えば婚活とか家を建てる際のという御提案がありました。それらも含めて、家を建ててくれれば当然定住につながりますので、そういうことも含めて将来に向かって、将来というのは来年度予算からなのですが、すぐにできることから考えてやっていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　７番茶谷朋弘君。

○７番（茶谷朋弘君）　私自身も議員になる前に町の移住・定住促進に携わらせていただいたこともあり、町側の苦労も分かっているつもりであります。ただ、多くの町民から「町は移住・定住に関してちゃんとやっているのか」という声がやはりよく聞かれるので、別にどちらかに全振りしてどちらかをカットしろということではなく、そういうふうに捉えられてしまっている現状を踏まえて、住んでよかった、住みたい、ほかの町の人にも上富良野に住んだほうがいいと言いたくなるようなまちづくりを目指すために、移住・定住支援策でも、魅力あるまちづくりでも、片方にしても両方にしても、そういった本当に魅力のあるまちづくりを実現していただきたいと思い、質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、７番茶谷朋弘君の一般質問を終了いたします。

次に、４番米澤義英君の発言を許します。

○４番（米澤義英君）　私は、さきに通告してあ

りました点について、町長及び教育長に質問するものであります。

１点目は、ミサイルの配備計画についてお伺いいたします。

防衛省は２９日、敵の射程外から攻撃する国産の長射程ミサイルのスタンド・オフ・ミサイルの配備計画を発表しました。今年度中に熊本市の健軍駐屯地に１２式地対艦誘導弾の能力向上型を配備するのを皮切りに、全国６道県に配備を開始するとしました。また、２０２６年度には上富良野町駐屯地に滑空弾を運用する部隊を新編・配備するとされています。

これは、２０２２年度に閣議決定された安保３文書に基づき、専守防衛の域を超えた有事を想定した基地攻撃能力配備の具体化であり、容認できるものではありません。

この報道に対して町民から、「他国の緊張を増やすことはやめてほしい」「何か事が起きたときに攻撃の対象になりかねない」などの不安の声があります。町はミサイル配備の中止を求めるべきであると考えます。危険な動きを止めるためには対話と外交努力が何よりも必要だと考えます。次の点について町長の見解を求めます。

一つ目には、町長はミサイル配備計画に一定の理解を示したとの新聞報道がありますが、この点についての見解を求めます。

二つ目に、ミサイルの配備計画に伴い部隊の再編とミサイルを格納する弾薬庫の拡充があると考えられますが、この点についてお伺いいたします。

三つ目に、町民はミサイル配備計画に不安を感じています。駐屯地の周辺には病院や学校、住宅地などがあり、環境・安全が脅かされるというような状況になりかねません。ジュネーブ条約の軍民分離に反すると考えます。町や関係機関は詳細な配備計画について地域住民に説明を行い、配備そのものを中止することを求めるべきと考えますが、この点についての町長の見解を求めます。

次に、こども誰でも通園制度についてお伺いいたします。

こども誰でも通園制度は、全ての子どもたちの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援強化をするためとされています。この利用については、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園事業として創設されました。

今年度は全国一部の保育所等で試行的に実施され、来年度から本格的に実施されようとしています。利用方法や利用料金、補助単価等の概要については示されておりますが、来年度に新たな公定価格が示されるとされております。

町ではこども誰でも通園制度の実施について園と協議中と聞きます。また、この事業について懸念や問題が指摘されております。例えば、一つ目として、利用者は総合システムを使い面接もなく園と契約ができるとされています。二つ目には、生後６か月から３歳未満の乳幼児を受け入れることから、慣れない場所での子どもの不安等があると考えられます。三つ目には、一時保育との類似性や整合性、受け入れる保育所の条件整備などが考慮されなければならないと考えられます。また、４番目には、市町村利用状況を確認し、給付費を支払うことになり、事故が起こった場合の責任や保険などの対応の問題などが明らかにされておりませんが、町の現状と課題についてお伺いいたします。

次に、緊急通報システム事業についてお伺いいたします。

緊急通報システム事業は、在宅生活を支えるための高齢者や障がい者等の方を対象に緊急時に消防に直接連絡、通報ができ、相談などがあった場合は地域包括支援センターに直接連絡できる通報装置を現在設置している状況であります。

現在の機器は光回線では利用できないことや、携帯電話の普及で固定電話を解約する世帯が増える中で、今後の緊急通報システムの在り方について検討が必要になってきていると考えますが、町の現状と今後の対応についてお伺いいたします。

次に、白銀荘における非常用電源の確保についてお伺いいたします。

近頃では火山噴火、地震、大雨など自然災害が増える傾向にあり、日頃から災害に対する備えが求められております。町においては、１９８８年には十勝岳の噴火で一部の地域では住民等に避難が求められました。また、２０１８年には胆振東部地震があり、大規模停電が発生し、日常の生活にも影響が出ました。白銀荘をはじめとする温泉施設でも利用客の安全確保の対応に迫られ、大変な状況があると聞いております。白銀荘などの温泉施設は指定緊急避難場所と指定されている場所でもあり、非常用電源の確保は必要と考えますが、対応についてお伺いいたします。

次に、人口減少対策についてお伺いいたします。

人口減少で地域の活力や社会基盤の衰退などが問題となっています。町においては、人口減少を抑制するために定住移住促進計画に基づき、町内

居住者の定住促進と町外居住者の定住化促進を行っております。また、他の自治体では人口減少を抑制するために若い世代が住居を新築するときには、住宅助成を実施し定住移住につなげている町もあります。人口減少の抑制は総合的な対策が必要で、町も進めていますが、若い世代などが住宅を新築するときには、住宅助成制度などの補助制度を設けて、より踏み込んだ対策が必要と考えますが、この点についての見解を求めます。

次に、上富良野高校の維持存続についてお伺いいたします。

近年、人口減少の中で、高校に進学する生徒の確保が厳しい状況にあります。また、美瑛高校では入学する生徒が３年続けて２０人未満になったことで、２０３０年には閉校するとの報道がありました。町においても心配される問題であります。

町においては上富良野高校の維持存続のために、入学する生徒に対し制服購入をはじめとする各種の助成政策を行い、生徒の確保に努めていますが、次の項目について答弁を求めます。

上富良野高校維持存続の課題と今後の対応についてお伺いいたします。

二つ目には、道教育委員会は、高校の間口削減の基準を、入学する生徒が３年続けて２０人に満たなくなった場合としておりますが、これは自治体にとっても、この利用する生徒にとっても家族にとっても大変酷なものであります。自治体の実情に合わせた見直しが必要かと思います。

以上、町長と教育長に答弁を求めるものであります。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　４番米澤議員の１項目から５項目の御質問にお答えいたします。

まず１項目めのミサイルの配備計画についての３点の御質問にお答えいたします。

まず１点目のミサイル配備計画に理解を示したとの新聞報道についてでありますが、まずは上富良野駐屯地への配備の情報につきましては、２９日の午前中に北海道防衛局の担当者より公表用の資料により、町の基地調整担当者を通じ、説明を受けたところであります。

今回の配備に関しましては、我が国への侵攻が確実に阻止されることを認識させ、我が国の抑止力を向上させることが目的であると聞いております。

また、今年は駐屯地創設７０周年を迎える節目の年でありではありますが、本町においては駐屯地創設以来、地域コミュニティや商店街、各イベント、様々な業種において自衛隊関係者の活躍により町の活性化と、さらには人口減少への歯止めなどにつながってきておりました。諸先輩より共存・共栄によるまちづくりを取り進めてまいりましたことから、一定の理解を示したところであります。

一方では、駐屯地、弾薬庫、演習場など、施設の点在により、装備品の輸送のため特殊車両の往来や、訓練による砲撃音や振動などの課題もあり、これまでも国に対しその対策としてインフラ整備や防音対策など様々な視点から要望を行っているところでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、２点目のミサイル配備計画に伴い部隊の再編とミサイルを格納する弾薬庫の拡充についてでありますが、今回の配備に伴う部隊の改編が予定されており、駐屯地の定員が令和８年度末までに約１００人増員の見込みと説明を受けているところです。また、ミサイルを格納する弾薬庫の拡充に関しましては、今回の配備計画に伴う新たな拡充の説明は受けておりませんので、御理解をお願いいたします。

次に、３点目のミサイル配備計画に伴う町民への対応についてでありますが、１点目の答弁においても申し上げましたが、駐屯地、弾薬庫、演習場など、施設の点在による課題につきましては、これまでも国に対し様々な視点から要望を行ってきているところであります。

また、配備に当たり不安等の課題が生じた際には、問題解決に向け地元の皆様に対する丁寧な説明、適切な情報提供や課題の解消を行うよう、国に対し要請してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めのこども誰でも通園制度についての御質問にお答えいたします。

１点目の利用方法につきましては、利用申請後に、利用する施設と初回利用前に面談を行い、制度の意義や利用方法等をお伝えし、子どもの特徴や保護者の意向を確認します。

２点目の慣れない場所での子どもの不安につきましては、こども誰でも通園制度の目的の一つとして、家族以外の人と関わる機会をつくり、専門的知識を持つ保育士や年齢の近い子どもと関わることから、物や人への興味や関心を広げ、成長・発達につながる経験を得ることが挙げられています。

また、保護者が子どもを離れる時間をつくることで、育児の負担感を軽減することにもつながります。慣れるまで時間のかかる子どもに対する対

応として、利用初期に親子通園も可能とされています。

３点目の一時預かり事業につきましては、一般型の一時預かり事業の目的が保護者の用事などで家庭での保育が一時的に困難になった場合の預かりや育児負担の軽減となっていることに対し、こども誰でも通園制度は保育士や他の子どもとの関わりの中での子どもの育ちを主な目的としています。

一般型の一時預かり事業は現在、認定こども園３施設で実施しております。こども誰でも通園制度の事業実施に当たっては、さらに職員の配置が必要となるため、令和８年度の実施に向けて、今年度新たに保育士等確保対策事業として、就労支援金及び家賃補助を行っており、令和７年８月末の時点で就労支援金は３名、家賃補助は１名に対し交付しております。

４点目の事故が起こった場合につきましては、令和８年４月１日施行予定の改正後の子ども・子育て支援法第５４条の３の規定により準用する第４６条第３項の内閣府令で定める基準の中で、事故が発生し賠償が必要となった場合は、事業者が損害賠償を速やかに行うことを規定する予定となっております。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定後、来年度の実施に向けて認定こども園と協議、調整を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、３項目めの緊急通報システム事業についての御質問にお答えいたします。

緊急通報システム事業については、在宅で一人暮らしをされている高齢者等の火災・急病等の緊急時の連絡体制の確保と福祉の増進を図ることを目的に、平成４年１０月より上川南部消防事務組合が事業を開始し、事務の効率化を図るため、平成１９年度より事業の実施主体を上富良野町に移し、現在まで事業を進めてまいりました。

事業移行当初は、２００世帯程度の利用があり、２１０台の端末装置を保有し、運用してまいりましたが、昨今は議員御質問のとおり、携帯電話の普及により固定電話を解約する世帯が増え、令和６年度末の設置台数は９５台と約半数となっております。

また、毎年の保守点検に加え、数年ごとにセンター装置、端末機器、各種センサー等の更新に多額の費用がかかることもあり、その在り方について検討を進めてきたところですが、本年４月より現在町で保有しております端末装置を活用したまま、札幌にあります安全センター株式会社へ業務委託を行い、これまで地域包括支援センターにつながっていた通報先から順次通報先の切替作業を行っているところでございます。

なお、通報・相談時の対応につきましては、安全センターに２４時間常駐の看護師が対応し、救急車が到着するまでの間、応急措置の指導や声かけを行い利用者が安心して救急車の到着を待っているようになっているほか、月に１回体調や生活状況に変わりがないかお伺いの電話をし安否確認を行っており、従前よりサービスの向上が図られたところであります。

また、以前は利用が不可能であった光回線につきましては、停電時の利用ができないことを利用者様に承諾いただいた上で、設置し、利用いただいております。

なお、固定電話の設置がない家庭につきましては、現在、火災時に自動で携帯電話から通報が入るシステムの開発がないことから、対応が困難となっており、今後新たなシステムの開発や、他の自治体での取組などを研究しながら対策を検討しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、４項目めの白銀荘における非常用電源の確保についての御質問にお答えいたします。

町では、地域防災計画において、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所を指定緊急避難場所として２５か所を指定し、これを兼ねた災害が発生した場合に避難してきた被災者が一定期間生活するための施設を指定一般避難所として４０施設を指定しております。このうち役場、小学校２校（上小、西小）、公民館、社会教育総合センター、保健福祉総合センターの計６施設には、胆振東部地震の教訓から、災害時に大規模停電が発生した場合においても電気のない不便さを感じないよう、各施設の敷地内に防災用自家発電設備を設置しております。

また、泉栄防災センター、草分防災センター、ラベンダーハイツなどには、可搬型発電機を備えているところであり、町の防災倉庫に可搬型発電機を１０機保管しております。今回御質問の白銀荘に関しましては、火山噴火が発生した際に宿泊者や登山者が一時的に避難するための避難所として想定しており、非常用電源が必要な長期的な滞在を想定した避難所ではないことから、整備の予定はありませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、５項目めの人口減少対策についての御質問にお答えいたします。

さきの議員の答弁でも申し上げましたが、本町においては現在民間アパートが１，０５５室あり、

移住希望者に対し住居数が不足しているといった問題は少ないと考えておりますが、貸したい、売りたいという所有者と、住みたいという移住希望者がマッチングできるよう、情報提供の在り方について検討してまいりたいと考えます。

また、賃貸住宅にお住まいの方が町内に住宅を建てていただくことは、定住にとって重要なことであることは認識しているところです。他自治体で行っている移住者に特化した金銭的支援については、本町のように社会的増減の多い自治体では実施が難しい状況にありますが、移住・定住対策のほか、これまでの住居の支援策等に新築への対応が可能なのか、どのような支援が必要なのか検討しているところですので、御理解をお願いいたします。

○議長（中澤良隆君）　教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君）　４番米澤議員の６項目めの上富良野高等学校の維持存続についての御質問にお答えいたします。

上富良野高等学校は、昭和２３年１０月に北海道立富良野高等学校上富良野分校として創立され、昭和２７年１１月に北海道上富良野高等学校に名称を変更し、昭和５１年４月から北海道立に移管されております。

また、平成１７年１０月に現在の校舎が建設され、今年度創立７７周年を迎えております。

創立当初、定時制課程（夜間普通科）からスタートされ、農業科、生活科をへて、全日制課程普通科２間口が設置されましたが、その後、生徒数の減少により、平成１９年４月から現在までは１学年１間口となりました。また、これまで３，７８９人の卒業生を輩出され、各界において御活躍いただいております。

北海道の公立高等学校の配置につきましては、北海道教育委員会において、高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本とし、中学校卒業者数の状況を踏まえ、学校・学科の配置や規模の適正化を図るため、公立高等学校配置計画を策定し、今後の見通しについては、通学区域ごとに協議会が設置され、会議も開催され、意見交換を実施していただいており、上富良野町からは上川南学区として、上富良野高等学校をはじめ、町、教育委員会、各小中学校が出席しております。

今年度の会議は４月と７月に開催され、令和８年度から１０年度の３か年間の配置計画について情報提供されたところであります。

１点目の上富良野高等学校維持存続の課題と今後の対応につきましては、町としましても、年々生徒数の減少と高等学校への進路希望が、管内、管外、私立、通信制も含め、多様化していることに大変危惧しているところであります。

また、私立高等学校への授業料支援により、学習や文化、スポーツ等の活動に特化した進路を選択することにつながり、生徒、保護者にとって、進路の選択が増えることはよいことと理解しております。

しかし、地元にある公立高等学校として、上富良野高等学校への進路を希望していただくためには、現在実施している入学準備費、就学支援金や各種資格取得費用への助成等を継続するとともに、他の大規模校とは異なる高校生活を過ごすことのできる地域の特色化、魅力化を通して、地域密着型十勝岳ジオパーク学習をはじめ、地域探究活動など特色ある教育活動を進めていただいておりますことから、今後も学校と連携し、地域資源を活用した特色ある教育プログラムの開発を支援することで、生徒が学びたい、通いたいと思えるような魅力ある学校づくりを後押ししてまいります。

さらに、地元高校の存続と魅力ある学校づくりへの積極的な支援につきましては、保護者等の意見を伺い、より最適な支援の実施に向け、上富良野高等学校及び上富良野高等学校教育振興会と連携し、検討・協議を進めてまいります。

２点目の北海道教育委員会の間口削減の基準についての見直しにつきましては、北海道教育委員会が公立高等学校再編を検討する条件として、５月１日現在の第１学年の在籍者数が２年連続で２０人未満としていることから、町及び教育委員会としましても、今後町の中学生の生徒数の推移と他の自治体からの入学希望者数も含め、大変厳しい条件と認識しております。

しかし今年度も、上富良野高等学校の入学者及び在校生徒数は、上富良野町出身の生徒が７４％を占め、地元の生徒が通学できる唯一の高等学校であり、地域コミュニティの核としての役割も担っていただいております。部活動や学校行事を通じて、地域の活性化に貢献しているだけでなく、災害時の避難所としての機能も果たしており、仮に閉校となれば、地域の活力が失われるだけでなく、通学が困難な生徒の学習機会が奪われることにもつながりかねません。

現在、志願者数の減少という課題を抱えているものの、生徒一人ひとりに丁寧な指導が行き届くという小規模校ならではの利点もあり、地元への就職も期待できるなど、地域に貢献する人材を育成する上で、重要な役割を担っていただいており

ます。

上富良野高等学校が持つ地域への貢献度や、小規模校ならではのメリット等の多角的な視点を再編化の判断基準に加えていただきますよう、北海道教育委員会に対しまして積極的に働きかけてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君）　ここで、昼食休憩といたしたいと思います。

再開は、１時１５分といたします。

午前１２時０２分　休憩
午後　１時１５分　再開

○議長（中澤良隆君）　それでは、昼食休憩に引き続き、会議を再開いたします。

再質問はございますか。

４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　町長に質問いたします。答弁では、この自衛隊誘致、ミサイル配置については一定の理解を示したということでありました。その背景には、人口減少があるということと併せて活性化につながるということの話がありました。しかし、本当にそうなのかというような疑問を感じるのです。平和の問題でもです。何を今私は言いたいのかといいますと、このミサイル部隊の配置というのは、従来からのこの兵器を新たに配置するという単純なものではありません。今いわれている中国の海洋進出を念頭にした南西シフトという形の中で、いわゆるその抑止につながるそういった高度な武器使用の下で他国を牽制しようということが根本にあるわけです。

町長は、こういった意味では人口減少の歯止めにつながるということを言っていますが、一定程度自衛隊員の方が来ますから、確かにそういうこともあり得るでしょう。しかし、町を預かる町として一番考えなければならないのは、町民の命と暮らし、平和の問題、しっかりこれを守るということが根底になければならないと思うのです。当然この町には自衛隊員の家族の方もいますし、本人も住んでいらっしゃいますので、万が一事が起これば、全ての町民がその攻撃の矛先の対象になるということが当然あり得るわけです。

こういうことを考えたときに、本当にこの抑止、あるいは町民の共存・共栄の町につながるのかというふうに私は単純な疑問を感じるわけですが、この点で、なぜ単純に町長はこういった人口減少、町の共存・共栄という形の方向だけを示してこれを理解したというふうに言われたのか。再度確認したいと思うのです。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

長射程のスタンド・オフ・ミサイルの配備は、国の自衛隊として装備するということは、国の防衛力、もちろん皆さん御存じのとおり国の専権事項であります。ですので、それに伴う抑止力、他国を牽制するということは、国レベルでは当然国の専権事項で、国会において議論された結果だと思っております。

ただ、それが具体的にどこに配備されるかについては、上富良野ということで発表されたわけですが、スタンド・オフ・ミサイルの是非は国の専権事項でありますが、その配備に伴う影響というのは、町としては７０年間共存・共栄でやってきました。そういう関係で一定の理解を示したわけです。

しかし、議員のおっしゃるとおり町民の命、暮らしを無視するわけには当然まいりませんので、これはスタンド・オフ・ミサイルがあるなしに関わらず、こと有事になれば、日本全国そうなのでありましょうが、非常に国民の、上富良野でいえば町民の、生命、財産が脅かされるされるという事態になりますので、それを守るためには国としても町としてもやはり紛争、戦争を起こさないというのはもう大前提になってくるかと思いますし、それについては私も理解していると感じております。

ですので、上富良野にそういう部隊が配備されたとしても、今後、生命、財産はもちろんそうですが、これまでも障害防止事業、民生安定事業も含めていろいろ防衛省に対しては要望してまいりましたが、引き続きこれら町民の福祉のため、生命、財産を守るため、もし町民の方に不安があるのであれば不安の解消ももちろん含みますが、それらについてはしっかりと説明を求めたり要望・要請はしっかりと町としてはしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　お認めになっているのですね。これは結局平和とかそういった町民の命、安全を守るという立場からもしっかり考えなければならないということをおっしゃいました。何よりもこの危険性というのは、もう一度言いますが、このミサイル配備によってロシア、中国、韓国、北朝鮮も含めてなのですが、射程が約１，０００とも１，５００とも、内容によっては２，０００キロメートルとも飛ぶという形のミサイルであり

ます。

そういう状況の中で、やはり町民の方はこのように言っています。町長はこの町を本当に今後もきっちりとした平和な町で町民の方々が安心して暮らせるような町に進めたいというのであったら、こういう高度な武器を持った自衛隊が編成されることによって、さらに危険は増すのではないかということを言っているのです。

また同時に、敵基地攻撃能力という形の中で、いろいろな新聞を読んでいる方も、やはりこういうことはあってはならないと、戦前の戦争を考えたとき、また、今ロシアによるウクライナの侵略を考えたときに、やはり強力な武器を持てば絶えずそれで応酬し合うというような状況になるということをおっしゃっています。

私はこのことを考えたときに、きっちりとやはりこういう問題に対しては配備の中止を求める、そういう決意で町長は町民の暮らしを、そして平和を守るべきだというふうに思いますが、こういう決意で中止を求める気はありませんか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり戦争とか有事に発展すれば、当然それは国民、町民が不幸になりますので、それはあってはならないことだと私も思っております。ただ、そのリスクを低減、軽減するためには、やはり国が申しておりますが抑止力は非常に有効な手段であると、私もそういうふうに感じております。

ですので、特に国がそういうことも十分考えた上での自衛隊にとっての装備品、そして上富良野への配備ということですので、一定の理解を示しましたし、中止については特に求める考えはございません。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　万が一そういう状況の中で上富良野が危うい状況に陥ったとき、また、被害を受けるという状況になったとき、これ以上の状況がないとも限らない。そういったときは町長、こういう問題に対してやはりいろいろなことを想定して、断固こういった問題に対してはやはり配備をやめるべきだという方向が何よりも町長に求められている問題の点であると同時に、町長が反対すべきことだと私は思いますので、改めてもう一度確認いたしますが、今後ともその配備反対ということでぜひ貫くべきだと思いますが、伺います。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

万が一そういうことが起きてはなりませんし、万が一がおっしゃるとおりないとも断言できない状況ですが、そういう状況において万が一を極力低減、軽減するにはやはり繰り返しになりますが抑止力が有効なのだろうというふうに、私も説明を受けている範囲、そしていろいろなマスコミ報道、文献等を読む限り、抑止力というのは非常に有効であろうと考えております。

それで、配備を前提として一定の理解を示したわけですが、それで問題が解決したとは当然思っておりませんので、繰り返しになりますが、町民の不安は払拭しなければならないと思っていますし、将来にわたって駐屯地に駐屯する限り、演習場がある限り、障害防止とか民生安定についてはしっかりと要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　町民がそういう状況の中でひょっとしたら犠牲になるかもしれません。そういう場合でも仕方ないというふうにお思いですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

そういう事態にならないようにするのがもちろん国の責務でありますし、町もそれには協力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　今、自衛隊はいろいろな動きがあります。上富良野に多領域の演習が行われて、九州、本州、いろいろなところから演習に来ているという状況です。この背景は、いわゆる南西シフトという形の中で行われている危険な状況であります。

次にお伺いしたいのは、自衛隊弾薬庫の拡張なのです。しんぶん赤旗も調査しながら既に掲載されておりますし、北海道新聞にも掲載されておりまして、既に多田弾薬庫や白糠とか旭川など、主要な弾薬庫の拡張が行われているという状況になっております。

これはやはりそういったミサイル等を格納するための弾薬庫の拡張だということをいわれておりますが、こういった話も含めて町長はきっちりと防衛省から説明を受けましたか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

弾薬庫の件に関しましては、上富良野の多田弾薬庫以外に既にいろいろな弾薬庫の調査が入っているということは発表もされております。ただ、拡張はされていないと思いますし、そういう情報も防衛局、防衛省からは一切伺っておりません。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　既に北海道新聞でもしんぶん赤旗でもそれぞれ弾薬庫については来年度５棟の新設費用がついたということの報道がされております。既にそういった準備が着々と行われているという危険な状況に入っているということなのです。私は、このことをきっちりと認識していただいて、そうであればやはり町民に対する説明は北海道新聞にも書いてあるので一定程度必要だということを北海道新聞に答えているのです。そうすると、町民に対してもきっちりと関係する方々あるいは町としても、どういう状況でこういう危険なミサイル配備、部隊編成が行われるとか弾薬庫の拡張が予定されているのかと、そういったことを説明する責任があると思うのですが、町長はこれに対してはどういうお考えなのですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

弾薬庫については、先ほど申しました調査は全道的・全国的に行われているのかもしれません、どういうふうな工事をこれから進めていくのかと計画を立てる上だと思いますが、それについては情報はオープンにされておりますが、それ以降の具体的にどこを拡張するか、上富良野でいえば多田弾薬支処をどうするこうする、その話は一切聞いてございませんので、それについてはまだまだこれからだと思いますし、ミサイルの配備も含めましてそういう問題が今後起きてきた場合、そして町民の不安が数多く聞かれる場合、本当に必要な場合は、防衛的な、技術的な、専門的なことは当然町は分かりませんので、町も防衛省、防衛局に対して具体的な不安、障害等があれば、直接町民に説明してほしいというふうな要請は、それは当然今後そういう事態に至ればしていかなければならないことだと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　既に不安に感じている町民の方がいるのです。その数は分かりませんが、そういうことであれば行政の責任として、地方自治法の中にも住民の暮らしを守るためにしっかりとやはり自町、町民との相互関係を求めながら守りなさいということの話も概略もあるわけです。そういうことでは既にこういう状況の中で不安に感じている方もいるわけですから、どうして上富良野にこういったものが配置されるのか、弾薬庫を拡張されるのかということに対する責任があると思うのですが、町長、そこら辺は全然現時点では全く町民は不安に思っていないから説明責任もないし、関係省庁に対しても責任のこの説明を求める気はないということですか。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

弾薬庫の話についてはまだ聞いておりませんので、それについては答弁はしようがありませんが、今般のミサイルについては、今後そういう事態になれば必要に応じてしっかりと国に訴えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　既にそういった町民の方に対する意思が全くないということで確認いたしました。本当に恐ろしいです。町長は本当に住民の自治を守るといっておきながら、一方でそれに反するような、こういった危機的な状況があるにもかかわらず、それに対して何も応えようとしない。このような町政なんてないです。きちんと説明責任を果たすよう、また、関係省庁に求めるべきだと思います。分かりますか、この点。どれだけ町民の方が不安に思っているか。このことを述べたいと思います。もう一度確認いたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

町民のそういう思いを全く無視するつもりはございません。そういう場面になれば、しっかり自分の責任を果たし、国に対する要望、要請はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　地方自治体の長にも詳しい説明がないというわけですから、ないがしろにされているというふうに感じないですか、町長、本来でしたらこういうものを配備するということであれば、きっちりと関係する団体に対して説明を行わなければならない。いろいろな例がありますけれども、鉄道もどこでもいろいろな路線の変更、時間の変更や、あるいは廃止になった場合は自治体とかそういった関係するところに少なくと

も話があるはずなのですが、町長は上富良野町にはそういった話は来ていないということですね。町長は知っていてそれを答弁しないということならば大変な問題です。確認いたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

既に報道で発表されている上富良野に配備された理由というのは、既に地対艦ミサイルがある自治体であるということ、そしてミサイルの扱いに慣れている、そして７０年駐屯地がありますので、そういう住民感情等を含めて総合的に決定されたということで、報道で発表されておりますし、それ以上の情報等は一切防衛省、防衛局からは頂いておりませんので、決して私が何か情報を隠しているとか、そういうことはございません。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　直ちにそういった町民に対して説明責任を果たしていただきたいということを述べさせていただいて、次に移ります。

こども誰でも通園制度ですが、今答弁されている部分もよく分かります。ただ、この利用料の問題とか、総合システムに直接申し込むことができます。確かに面接もあるでしょうが、しかしこれは義務的ではありませんから、これはそのシステムを通じて入所も可能だということの話なのです。そういうことを考えたときに、やはり利用方法についても不安があるというふうに思っております。

また同時に、やはりこの法定利用料と補助単価等がまだ決まっておりません。いろいろ他の自治体の状況を聞きますと、やはり一番園としてはこういった内容がしっかりとされていないと、なかなか前へ進むにしても進めないという話です。保育士の確保の問題もあるという状況の中で、これは答弁の中で、今後園と協議しながらこういった問題についても何らかの解決を図るというような話でありますが、こういう問題が混雑しながらやはり来年度から進めなければならないという、非常に窮屈な状況のこども園という形になります。誰でもが入所できるという点ではいいです。しかし数々のこれらの問題があると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

こども誰でも通園制度は新しい制度ですので、走り出すまでは町民の方、利用を考えられている方を含めて、分からないこと、不安に思っていることはあろうかと思いますが、これらの解消に向けては、基準を定める条例制定以降とその前からも含めて、現場とは保育士の確保を含めて利用料がどうなのか、しっかり話を詰めて、利用者に対して不安が最小化できるように、できれば不安をなくすように努めて、事業開始に向けて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君

○４番（米澤義英君）　次に、緊急通報システムについてお伺いいたします。

現在、設置台数９５台という形で約半数になったということの話でありますが、かなり不便をきたしている方もいらっしゃるのではないかと思いますが、この現状についてお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君）　４番米澤議員の緊急通報システムの現状についてお話しさせていただきます。

答弁でありましたとおり、従来から半数程度の利用ということで、不便というよりも、家庭に電話を置く時代から大体一人１台の電話の時代に変わってきておりまして、そういうところで利用者が減っているという現状もありますし、御質問の中であったとおり、家庭用の電話を解約している中で減少しているという現状の中でそういった状況が生まれているということもありますので、また、この答弁の中でありましたとおり、それによって不便を感じているような世帯もひょっとしたらあるというところもある程度私どもも認識しておりますので、そういったところに対応できるように、今いろいろな民間業者もそういったところもたくさん開発していると聞いておりますので、そういった見聞を広げながら今後対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　次に、人口減少対策の問題についてお伺いいたします。

同僚議員もおっしゃいましたが、今各地でいろいろな施策を行って定住促進や移住促進を行っています。上富良野町について、以前からこの問題について質問しましたが、方向性は見いだせないという状況になっています。何でもそうなのだけれども、町長、これはやる気一つです。やはり人口を増やそうとすれば一定程度基幹産業もしっかり守りながら、地域の産業も守りながら、若い世代がここに住みたいという、やはりそういった施

策に対する助成制度を設けて、人口減少抑制につなげる、そういった政策が必要だと思いますが、これは進めるという方向で検討しているのでしょうか。なかなかそういった答弁が聞こえませんが、そういう方向で検討すべきだと思いますので、答弁を求めます。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

住宅の関係のリフォームにつきましては従来から助成を行っているところですが、３年に１回の見直しということで８年から新たなものになります。その中に新築に関してメニューをどの程度盛り込めるのか考えてほしいということは、この春の町長の指示事項で伝えております。

新築住宅は皆さん御存じのとおり価格が相当高くなってきてなかなか手が届かないという状況になっておりますので、そういう状況で中古住宅を求める場合はリフォーム、それでも新築という場合はある程度やはり価格高騰の意味も、それを抑えるという意味もあるかと思いますが、新築についてもできることは何か、やれる施策を考えてほしいというふうなことは、８年からリフォームがスタートしますので、リフォームの中でやれるのか、それとも新築は別の要項にするのかは別として、新築も考えてほしいということは今検討している最中です。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　住宅の新設に対する支援策ですが、やはりもう考えるうちにいろいろな人が出ていくという状況です。いろいろな方も言っていますけれども、もうちょっとこういった部分に対する町の支援策があればいいというような声がたくさん聞かれます。私はこの間も何回も質問しているわけですけれども、一向にらちが明かない。こういった政策を取りながら地元の産業に携わる人たち、雇用も守っていく、経済を支えるという、やはりこういう循環型のこういった政策というのが一番地方自治体には合っているのだと思いますので、この点最後に答弁を求めます。

○議長（中澤良隆君）　町長、答弁。

○町長（斉藤繁君）　４番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

米澤議員のおっしゃるとおり、地産地消ではありませんけれども、地元の中で経済を回していくという、この住宅に関してもそういうのは非常に重要かと思います。雇用を守ったり、家を建てたことによって上富良野に住んでもらったり、上富良野内でいろいろ回るようなことが起きるきっかけになりますので、それは十分に考慮しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　以上をもちまして、４番米澤義英君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

午後　１時４５分　休憩
午後　１時５１分　再開

○議長（中澤良隆君）　それでは、暫時休憩を解いて会議を進めたいと思います。

◎日程第５　議案第１号

○議長（中澤良隆君）　日程第５　議案第１号専決処分の承認を求めることについて、令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（武山義枝君）　ただいま上程いただきました、議案第１号専決処分の承認を求めることについて、令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

本件につきましては、ラベンダーハイツの施設利用者送迎用リフトつきワゴン車が、老朽化により、今般オイル上がりの不調が発生し、利用者の安全な送迎を維持するためには、早急な対応が必要であることから、更新時期を前倒しし、その所要する経費の補正を行ったところであります。また、財源につきましては、国庫補助金及び予備費を充当することで財源調整を図り、８月２１日付で専決処分を行ったところであります。

このようなことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会へ報告するとともに、承認を賜りたく、本議案を上程するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第１号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項。

令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）。

次のページをお開きください。

専決処分書。

令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）を、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年８月２１日上富良野町長　斉藤繁。

次のページを御覧ください。

令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）。

令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条。歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ４７０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億３，４３３万３，０００円とする。

第２項。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

１ページを御覧ください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。

１、歳入。

８款国庫支出金４７０万円。

歳入合計４７０万円。

２、歳出。

１款総務費５３２万２，０００円。

４款予備費６２万２，０００円の減。

歳出合計４７０万円。

２ページ以降の予算の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承願います。

以上で、議案第１号専決処分の承認を求めることについて、令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第１号専決処分の承認を求めることについて、令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第２号

○議長（中澤良隆君）　日程第６、議案第２号令和７年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君）　ただいま上程いただきました、議案第２号令和７年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

１点目は、町税課税客体、普通交付税及び地方特例交付金の確定に伴う補正であります。

２点目は、消防庁より示されましたＪ－ＡＬＥＲＴによる情報伝達手段の多重化を推進する方針に対応した新型受信機を導入するための事業費の補正であり、年度内に完了することが見込めないことから繰越明許費を追加し、財源として緊急防災・減災事業債を活用することから、地方債の追加を行うものであります。

３点目は、前年度の障害者自立支援給付費等の前年度実績に係る国・道の補助金、負担金の精算に伴う補正を行うものでございます。

４点目は、北海道の経営発展支援事業補助金を活用し実施する、農業世代交代円滑化事業に係る事業費の補正を行うものでございます。

５点目は、同じく北海道の農地利用効率化等支援交付金を活用して実施する、事業費の補正を行うものでございます。

６点目は、しろがね地区基幹水利施設突発事故復旧事業に伴う事業費の補正及び地方債の追加をするものでございます。

７点目は、新規開業・特産品開発事業補助について、既に当初予算額を上回る申請があったことから、所要の補正を行うものでございます。

以上申し上げた内容を主な要素といたしまして、また、他の既決予算についても一部事業内容の変更等に伴う行補正を行い、財源調整を図った上で、今後の緊急的な財政需要に備えるため、余剰する財源について予備費に留保することで、補正予算の調整をしたところでございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決事項項目の部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第２号を御覧ください。

議案第２号令和７年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）。

令和７年度上富良野町の一般会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億１，５８３万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９０億３，５１７万５，０００円とする。

第２項。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第２条。繰越明許費の追加は、第２表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第３条。地方債の追加は、第３表地方債補正による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

１款町税５，２０９万円。

１０款地方特例交付金２８万１，０００円の減。

１１款地方交付税６，０４４万４，０００円。

１５款国庫支出金２，５１９万６，０００円の減。

１６款道支出金９８０万円。

１７款財産収入２０５万４，０００円。

１８款寄附金８２万６，０００円。

２１款諸収入８０９万６，０００円。

２２款町債８００万円。

歳入合計１億１，５８３万３，０００円。

２ページを御覧ください。

２、歳出。

２款総務費９５４万６，０００円。

３款民生費９３９万４，０００円。

４款衛生費２０万９，０００円。

６款農林業費１，１８０万３，０００円。

７款商工費３７６万２，０００円。

９款教育費５０万１，０００円。

１１款給与費ゼロ円。

１２款予備費８，０６１万８，０００円。

歳出合計１億１，５８３万３，０００円。

３ページを御覧ください。

第２表繰越明許費補正についてですが、（１）の追加といたしまして、Ｊ－ＡＬＥＲＴ設備更新事業については事業の完了が翌年度となることから、繰越明許費の設定をするものでございます。

第３表地方債補正についてでございますが、１点目のＪ－ＡＬＥＲＴ設備更新事業については、先ほど御説明したとおり、整備に必要な財源といたしまして、限度額６２０万円を追加するものでございます。

２点目のしろがね地区上南送水管線用水路突発事故復旧事業についても、先ほど御説明したとおり、復旧等の費用に係る財源といたしまして、限度額１８０万円を追加するものでございます。

合わせて８００万円となるところでございます。

以上で、議案第２号令和７年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

８番中瀬実君。

○８番（中瀬実君）　ページ数は３１ページ、しろがね地区幹線水路施設管理費の関係でお伺いをいたします。

しろがね地区基幹水利施設突発事故復旧事業についてであります。こちらについては、たまたま事故が発生したということで１８６万円がしろがね土地改良区にこの事故復旧のためにお金が使われるということですが、令和６年まではこういった事故に対して地方債の負担とかそういったものはなかったということです。ということは、基本的に今回については町の分として上富良野町は２４％の負担をする分が１８６万円ということでありますが、今までこの破裂事故の場所は今回も含めて過去に３回破裂しています。こういった町からの負担割合の予算をこういう上程をされたことは私は記憶にないのですが、だから令和６年まではこういった普及のためのお金は町としては負担

していないということで理解していいのですか。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君）　８番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、しろがね土地改良区のパイプラインにつきましては、国の事業が主で工事をしていただいた経緯が過去にはあります。ただ、金額的にも今回は少なめだということで、国も新たなガイドラインを示した今回の突発事故復旧工事という事業があるので、今回はそちらでやっていくださいということで、国と改良区との間で話がついたということで、額の関係の補正は今回が初めてでございます。

ただ、しろがね土地改良区は御存じのとおり３町で運営している部分があります。３町全ての合意がないとこういうお金を出すことはないということで、今回は美瑛町、中富良野町も合意していただいたということで、上富良野町も同様に負担していくという形で今回は補正を上げさせていただいたところです。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　８番中瀬実君。

○８番（中瀬実君）　ということは例えばこの次にこういった事故が起きた場合については、３町の合意がなければこういった工事費の関係で負担割合は発生しないということで理解していいですか。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君）　８番中瀬議員の御質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、当然今回は上富良野町の幹線水路で破裂したということで、美瑛町、中富良野町も同様に合意していただいたということでございます。改良区、うちで二つ入っていますが、ほかの町の合意がなければ改良区負担及び地元負担ということで、組合員の負担という形で工事をせざるを得ないという状況になるということで間違いございません。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　そのほか、質疑はございますか。

４番米澤義英君。

○４番（米澤義英君）　ただ今のところお伺いしたいのですが、私は素人なので全然分かりませんので申し訳ありません。これは工事費名が工事費及び応急的な工事費合計という形になっておりますが、これは単に応急的なということで一時的なものなのかどうなのか、恒久的にこのパイプラインそのもの、この部分も含めて、この部分を直すという形になるのか伺いたいのと、恐らく今後何年、これが埋設されて相当年数がたっている部分があるのかなというふうに思いますが、そういうものも含めた対応というものも考えなければならない部分があるのでないのかなというふうに思いますが、こういった対応というのはどういうふうになるのかお伺いしたいというふうに思っております。

それと、１３ページの国庫補助金で、新しい地方経済の生活環境創生交付金という形で、いわゆる国の交付金をあてにしていたのだけれどもそれが来なくなったということで２，５００万円という形の設定になっております。この内容を見ますと、いろいろとこの企業振興対策費とか、その他あります。

こういったあてにしていた財源が来ないということになれば当然一般財源という形になりますが、本来これは町が国が一定これを見てくれるだろうという前提の中で基準に合致しているということで申請して、その対象を予算という形で上げたのだというふうに思いますが、何が合致してこなかったのか、基準そのもの、まだ分からないのだったら分からないでいいのですが、地方自治体は財政が今大変厳しい状況にあります。やはり国とか道とか活用できるのであれば、こういった財源を活用しながら、財政をある程度回すということが前提にあったのかなというふうに思いますが、こういったものに対する評価といいますか、いつこういう合致しないということが分かったのか、きちんと今後の財源というのは国で措置してくれるのかどうなのか、再度確認したいと思います。措置してくれないということになれば、必要な部分は当然関係する省庁に要望しなければならないというふうに思うのですが、こういったところはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君）　４番米澤委員のしろがねの関係の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず工事費のまず応急工事というのは、まず破裂したのは４月２０日ということで、これから営農作業が始まるということで、本管が直らないので、ほかのところに回して、水を回すための応急工事ということで、本管がすぐ直れば応急工事というのは必要なかったのですが、まず管の発注等に時間を要するということで、応急工事を行い、入札が終了後、金額が確定して本工事の分ということで、今回補正に至ったということでございます。

もう１点、パイプラインの老朽化ということで、パイプラインを埋めてからもう４０年以上たっております。今後は長寿命化を図るために、この議会が終わって来週、ちょうどしろがね土地改良区の水土里ネット計画という長寿命化を図ったりする計画がございます。今後その長寿命化に基づきましてパイプラインの維持・補修等を行いながら、適切な管理を行うための計画を立てて、今後はこのようなことがないように進めるということで検討しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君）　４番米澤議員からありました新しい地方経済生活環境創生交付金の減額補正につきまして、私から説明させていただきたいというふうに思います。

この交付金につきましては、従来いわゆる地方創生交付金といわれておりました、町におけますまち・ひと・しごとづくりに関する事業に対する交付金ということで、これまで申請し交付を受けていたところでございます。この交付金につきましては今年度、新たないわゆる第２世代交付金ということで、少し支給要件に変更が生じたというところでございます。その内容につきましては、ちょうど７年度予算編成中になりますので、年でいきますと去年の１２月ぐらいからこういうふうに変わるのではないかというような案が国から示されていたところでございます。

それにあわせまして町につきましては７年度のいわゆる当初予算というものをそれぞれ組み立てていく中で進めてきたところでございます。今回のこの第２世代交付金、一番今までと違うのが、まず新しい事業なのかということが一つです。もう一つが、今までうちはソフト事業を中心に交付していたのですけれども、今度の新しい部分はソフトとハードが連携した新しい事業を応援しますというのが少し大きく変わっているというところでございます。

そういうこともありまして、７年度予算は既に当初予算を決めてもう今は執行中になっておりますが、今年度の事業の中にはそのハードを組み合わせた大きな新規事業があれば、それを申請をするということも想定できたのですが、今年度当初予算を組み立てる中ではなかなかその新しい交付金の要綱にぴったり合う事業がなかったということなので、一応申請時期も限られていましたから、これまでの充当していた事業を中心に、それに少し作文を加えながら申請していたというのがこの状態になってございます。

結果、申請しましたが、結論としましてはほとんどのものがこれまで行っていたソフト系事業の継続事業がその内容でしたことから、要件としては新規性が認められませんということで、今年度の申請した交付金については交付決定を受けられなかったという結果で、今回減額補正をさせていただいているという形になってございますので、ただ、これにつきまして何か地方に対する義務的な経費をこの交付金で賄うということではなくて、各自治体がそれぞれソフトとハードを組み合わせた新しい事業に対して国は応援しますという制度でございますので、今年度事業としてはなかなか難しいかなというふうに思っておりますが、来年の８年度以降の予算編成はこれから進みますし、実際の補助上限額も数億単位で実際には頂ける、ほかの町でも大きな事業に回っているというところもありますので、そこら辺も、来年大きな事業があるかないかはこれから検討しますが、そういう中でこういう財源もあるということで事業の検討を進めていかなければならないのかなというふうに思っているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　そのほか、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　多数であります。

よって、議案第２号令和７年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第３号

○議長（中澤良隆君）　日程第７　議案第３号令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（安川伸治君）　ただいま上程い

ただきました、議案第３号令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

１点目は、令和６年度社会保障・税番号制度システム整備事業補助金の精算額確定に伴い、償還額が生じたことから、所要の補正をするものであります。

２点目は、令和６年度保険給付費普通交付金の精算額確定に伴い、償還額が生じるため、所要の補正をするものであります。

３点目は、国民健康保険から社会保険への資格遡及手続による、国民保険税の還付に伴い、所要の補正をするものであります。

以上の内容を主な要素とし、不足する財源については予備費を充当して補正予算を調整したところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目の部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第３号を御覧ください。

議案第３号令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）。

令和７年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

１ページ目をお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。

１、歳出。

８款諸支出金１００万６，０００円。

９款予備費１００万６，０００円の減。

歳出合計は、ゼロ円であります。

以上で、議案第３号令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第３号令和７年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第４号

○議長（中澤良隆君）　日程第８　議案第４号令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（中澤良隆君）　町民生活課長。

○町民生活課長（安川伸治君）　ただいま上程いただきました、議案第４号令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

１点目は、今年度実施の高齢者保険と介護予防の一体的実施事業交付金の精査に伴い、所要の補正を行うものでございます。

２点目は、令和６年度会計決算の消費税確定申告に伴い、所要の補正を行うものであります。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第４号を御覧ください。

議案第４号令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）。

令和７年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億２６２万９，０００円とする。

第２項。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

１ページ目をお開きください。
第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。
第１表歳入歳出予算補正。
１、歳入。
３款繰入金２５万３，０００円。
歳入合計は２５万３，０００円であります。
２、歳出。
１款総務費２５万３，０００円。
歳出合計は２５万３，０００円であります。
以上で、議案第４号令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の説明といたします。
御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。
○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。
これから、議案第４号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。
（賛成者起立）
○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。
よって、議案第４号令和７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

◎日程第９　議案第５号
○議長（中澤良隆君）　日程第９　議案第５号令和７年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
保健福祉課長。
○保健福祉課長（三好正浩君）　ただいま上程いただきました、議案第５号令和７年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。
１点目は、令和６年度介護給付費支払基金交付金の実績報告に伴い、社会保険診療報酬支払基金から概算で交付されている地域支援事業費負担金の追加交付であります。
２点目は、令和６年度介護給付費負担金の実績報告に伴い、北海道と社会保険診療報酬支払基金から概算で交付されている介護給付費負担金を返還するものであります。
なお、諸支出金計上分の２，３８２万７，０００円から、歳入の追加交付分３６万１，０００円を差し引いた２，３４６万６，０００円を予備費から計上し、対応するものであります。
以下、議案を朗読し説明といたします。
なお、議案説明につきまして、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。
議案第５号を御覧ください。
議案第５号令和７年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）。
令和７年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。
第１条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３６万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億７，２０７万円とする。
第２項。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。
１ページをお開きください。
第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。
第１表歳入歳出予算補正。
１、歳入。
５款支払基金交付金３６万１，０００円。
歳入合計３６万１，０００円。
２、歳出。
２款保険給付費ゼロ円。
６款諸支出金２，３８２万７，０００円。
７款予備費２，３４６万６，０００円の減。
歳出合計３６万１，０００円。
以上、議案第５号令和７年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）の御説明といたします。
御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。
○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。
これから、議案第５号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。
（賛成者起立）
○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。
よって、議案第５号令和７年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第６号
○議長（中澤良隆君）　日程第１０　議案第６号令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
ラベンダーハイツ所長。
○ラベンダーハイツ所長（武山義枝君）　ただいま上程いただきました、議案第６号令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。
寄附採納２件５万５，０００円がありましたので、一般会計より繰入れを行うとともに、介護用備品購入を図るよう所要の補正を行うものであります。
以下、議案を朗読し説明といたします。
なお、議案説明につきまして、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。
議案第６号令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）。
令和７年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。
第１条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億３，４３８万８，０００円とする。
２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。
１ページをお開きください。
第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。
第１表歳入歳出予算補正。
１、歳入。
５款繰入金５万５，０００円。
歳入合計５万５，０００円。
２、歳出。
２款サービス事業費５万５，０００円。
歳出合計５万５，０００円。
以上、議案第６号令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）の御説明といたします。
御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。
○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。
これから議案第６号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。
（賛成者起立）
○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。
よって、議案第６号令和７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第７号
○議長（中澤良隆君）　日程第１１　議案第７号令和７年度上富良野町水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
建設水道課長。
○建設水道課長（菊地敏君）　ただいま上程いただきました、議案第７号令和７年度上富良野町水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。
現行の水質管理目標設定項目であったＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの２項目が水質基準項目へと引き上げられることから、水質検査手数料の補正をお願いするものであります。
増額した補正額につきましては、予備費を調整し、総予算の増減は伴わない内容となっています。
それでは以下、議案を朗読し説明といたしま

す。
議案第７号を御覧ください。
議案第７号令和７年度上富良野町水道事業会計補正予算（第１号）。
総則。
第１条。令和７年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
収益的収入及び支出。
第２条。予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。
以下、款項別の名称及び補正額のみ申し上げます。
支出。
第１款水道事業費用ゼロ円。
第１項営業費用１５万４，０００円。
第４項予備費１５万４，０００円の減。
なお、次ページ以降につきましては説明を省略させていただきます。
以上で、議案第７号令和７年度上富良野町水道事業会計補正予算（第１号）の説明といたします。
御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。
○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。
これから、議案第７号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。
（賛成者起立）
○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。
よって、議案第７号令和７年度上富良野町水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第８号
○議長（中澤良隆君）　日程第１２　議案第８号令和７年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
建設水道課長。
○建設水道課長（菊地敏君）　ただいま上程いただきました、議案第８号令和７年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。
こちらにおきましても、議案第７号と同様、現行の水質管理目標設定項目であったＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの２項目が水質基準項目へと引き上げられることから、水質検査手数料の補正をお願いするものであります。
増額した補正額につきましては、予備費を調整し、総予算の増減は伴わない内容となっています。
それでは、以下議案を朗読し、説明といたします。
議案第８号を御覧ください。
議案第８号令和７年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第１号）。
総則。
第１条。令和７年度上富良野町の簡易水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
収益的収入及び支出。
第２条。予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。
以下、款項別の名称及び補正額のみ申し上げます。
支出。
第１款簡易水道事業費用ゼロ円。
第１項営業費用３０万８，０００円。
第４項予備費３０万８，０００円の減。
なお、次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。
以上で、議案第８号令和７年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第１号）の説明といたします。
御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。
○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これより、議案第８号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第８号令和７年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第９号

○議長（中澤良隆君）　日程第１３　議案第９号令和７年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（長岡圭一君）　ただいま上程いただきました、議案第９号令和７年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要につきましては、寄附採納２件７万円がありましたので、一般会計よりの出資金を受けまして、建設改良費、医療器械購入に充てるための同額の増額補正をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第９号を御覧ください。

議案第９号。

令和７年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）。

総則。

第１条。令和７年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第２条。予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第１款資本的収入７万円。

第１項出資金７万円。

支出。

第１款資本的支出７万円。

第２項建設改良費７万円。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第９号令和７年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第９号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第９号令和７年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第１０号

○議長（中澤良隆君）　日程第１４　議案第１０号令和６年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地敏君）　ただいま上程いただきました、議案第１０号令和６年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御説明申し上げます。

本件は地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、利益剰余金の処分について議会の議決を頂くものであります。

未処分利益剰余金の処分については、後ほど上程いたします議案第１３号に添付しております令和６年度水道事業会計決算報告書の４ページ上段の剰余金計算書及び同じく４ページ下段の剰余金処分計算書を御参照ください。

それでは以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第１０号を御覧ください。

議案第１０号令和６年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

令和６年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金を次により処分するため、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求める。

記。

令和６年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金、４，６８６万８，２２４円のうち２，０００万円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

以上で、議案第１０号令和６年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１０号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第１０号令和６年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第１１号

○議長（中澤良隆君）　日程第１５　議案第１１号令和６年度上富良野町公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地敏君）　ただいま上程いただきました、議案第１１号令和６年度上富良野町公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、利益剰余金の処分について議会の議決を頂くものであります。

未処分利益剰余金の処分については、後ほど上程いたします議案第１３号に添付しております令和６年度公共下水道事業会計決算報告書の４ページ上段の剰余金計算書及び同じく４ページ下段の剰余金処分計算書を御参照ください。

それでは以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第１１号を御覧ください。

議案第１１号令和６年度上富良野町公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

令和６年度上富良野町公共下水道事業会計未処分利益剰余金を次により処分するため、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求める。

記。

令和６年度上富良野町公共下水道事業会計未処分利益剰余金、４０３万６，８５３円を減債積立金に積み立てる。

以上で、議案第１１号令和６年度上富良野町公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明といたします。

御審議いただきまして議決を頂けますよう、お願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第１１号令和６年度上富良野町公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

再開は３時１０分といたしたいと思います。

午後　２時５４分　休憩

午後　３時１０分　再開

○議長（中澤良隆君）　それでは、暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

◎日程第１６　議案第１２号

◎日程第１７　議案第１３号

○議長（中澤良隆君）　日程第１６　議案第１２

号令和６年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第１７　議案第１３号令和６年度上富良野町企業会計決算の認定についてを、一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計決算の認定について説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（上嶋義勝君）　ただいま上程いただきました、議案第１２号令和６年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についての提案理由について御説明申し上げます。

地方自治法第２３３条第３項の規定によります各会計別の決算書並びに同法第２３３条第５項の規定によります決算における主要な施策の成果報告書、さらにこれらを監査委員の審査に付し、その結果を記載してございます審査意見書などを併せて御覧いただきたいと思います。

初めに、議案条文を朗読させていただき、その後決算書により説明させていただきます。

議案第１２号令和６年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和６年度上富良野町一般会計、上富良野町国民健康保険特別会計、上富良野町後期高齢者医療特別会計、上富良野町介護保険特別会計及び上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

それでは、お配りしてございます厚い冊子の決算書を御覧いただきたいと思います。

決算書の２ページ及び３ページをお開き願います。

令和６年度の各会計別収支総括表を記載してございます。

この表において、一般会計及び四つの特別会計の決算の状況を御説明申し上げます。

まず、総括表の下段、合計の欄を御覧ください。

一般会計及び四つの特別会計を合わせまして、予算額合計で１２０億２００万３，０００円。

調定額で１１９億２，９１３万６，９９６円。

収入済額で１１７億７，１６３万４，５２７円。

不納欠損額で４３万７，８４９円。

収入未済額で１億５，７０６万４，６２０円。

支出済額で１１３億８，００５万７，８４１円。

差引残額は３億９，１５７万６，６８６円となったところであります。

なお、総括表の右側を御覧いただきたいと思いますが、ここには収入の調定と予算対比、支出の予算対比を記載してございます。

まず、調定額に対する収入済額の割合は、調定対比で９８．６８％、予算額に対する収入済額の割合は、予算対比で９８．０８％、予算額に対する支出済額の割合は、支出予算対比で９４．８２％になったところであります。

次に、不納欠損額の欄、（Ｄ）の欄を御覧ください。

一般会計では、町税の滞納繰越分であります４２万５，８４９円を不納欠損処分したものであります。

介護保険特別会計におきましては、保険料滞納繰越分で１万２，０００円を欠損処分したものであります。

後期高齢者医療特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計に不納欠損額はありませんでした。

次に、収入未済額の欄、（Ｅ）の欄を御覧ください。

一般会計におきましては、１億５，５５７万４，１９６円。その内訳といたしまして、この表で詳細までは記載してございませんが、町税として個人町民税、固定資産税、軽自動車税で１，６７６万６，４１２円、町税以外につきましては使用料、手数料及び町営住宅の使用料で４３６万８，３０３円、国庫支出金において１億１，６４３万９，４８１円、町債におきましては１，８００万円であります。

なお、国庫支出金及び町債を合わせました１億３，４４３万９，４８１円につきましては、令和６年度会計から令和７年度会計への繰越明許費の収入（特定財源の）未済額になるところであります。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、被保険者の保険税分１３２万３，０２４円の収入未済額であります。

次に、介護保険特別会計におきましては、被保険者の介護保険料分１６万７，４００円の収入未済額であります。

後期高齢者医療特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計に収入未済額はありませんでした。

なお、別冊で決算書より少し薄めになりますが、表紙に「令和６年度各会計主要施策の成果報告書・各会計歳入歳出決算書に係る附属調書」と記載しています冊子の７６ページから８０ページに、収納内訳書、収入未納調書、欠損処分調書を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、総括表の３ページに記載しております差

引残額の欄、（Ｇ）の欄について御説明いたします。

一般会計には、翌年度会計へ繰り繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額がありますので、この二つの額を差し引いたものが実質収支額になります。

一般会計で御説明いたします。

７ページをお開きいただきたいと思います。

７ページには、一般会計の実質収支に関する調書、ここでは単位を千円単位で表しております。

歳入総額が８７億９，９１５万３千円、歳出総額が８５億５，９９５万８千円、歳入から歳出を引きまして差引残額２億３，９１９万５千円が令和７年度へ繰り越す額となりますが、繰越明許費額が２，２９７万９千円、事故繰越し繰越額が５２万８千円ありますので、令和６年度単年度としての実質収支額は２億１，５６８万８千円となります。

以下、四つの特別会計につきましても、一般会計と同様に実質収支に関する調書及び事項別明細書をそれぞれ決算書に記載してございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、財産関係について御説明いたしますので、決算書の２９７ページの財産に関する調書を御覧ください。

１枚めくりまして２９９ページは、公有財産、土地と建物の調書になります。この表の区分ですが、表頭に都市と建物を、表側に行政財産、普通財産を表しております。

まず、土地の増減ですが、普通財産におきまして、東中小学校教員住宅用地の売却、その他施設の用地交換等により、２６７．６８平米の減となっております。

次に、建物の増減になりますが、行政財産におきましては、新たな町立病院の完成に伴い、車庫を合わせまして５，８８４．８９平米の増、普通財産におきましては、旧教員住宅用地の売却により６８．０４平米の減となりました。

以上が、公有財産の土地及び建物の異動内容でございます。

次に、３００ページの有価証券及び出資による権利は、前年度と同額であり、増減はありませんでした。

次に、３０１ページの物品ですが、こちらは車両の保有状況を示しております。

令和６年度におきましては、普通乗用車２台、大型トラック１台及び特殊車両１台を新規で購入した一方、普通乗用車２台、大型トラック１台の減により、全体の車両保有台数は８９台になったところであります。

次に、３０２ページと３０３ページを御覧願います。

基金につきましては、一般会計・特別会計合わせて１４の基金と北海道備荒資金組合基金を保有しております。合計欄の４１億４４４万９，２２９円が、令和７年５月３１日現在の基金保有額になり、令和６年度中においては７，３４５万３，７６７円の増加でありました。

北海道備荒資金組合基金につきましては、年度中の増加額が１５０万４，４３５円となり、年度末現在額は２億２，３４２万５，１１０円でありました。

以上が、財産に関する状況でございます。

以上で、概要を申し上げまして、令和６年度各会計歳入歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　次に、企業会計決算の認定について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（長岡圭一君）　続きまして、議案第１３号令和６年度上富良野町企業会計決算の認定の件について、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第１３号を御覧ください。

議案第１３号令和６年度上富良野町企業会計決算の認定について、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、令和６年度上富良野町病院事業会計、上富良野町水道事業会計、上富良野町簡易水道事業会計及び上富良野町公共下水道事業会計の決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

では初めに、病院事業会計の決算の概要につきまして、御説明申し上げます。

令和６年度病院事業会計決算報告書の７ページをお開き願います。

令和６年度上富良野町病院事業報告書。

以下、１、概要、（１）総括事項の概要を御説明申し上げます。

令和６年度の上富良野町立病院の運営は、公的医療機関としての使命である町民の福祉向上と健康管理に寄与すべく、診療体制の充実に努めるとともに、住民に身近な医療機関として、救急医療、急性期・回復期医療、感染症対策、予防医療を担ってまいりました。

また、併設の介護医療院につきましては、定員３２床にて運営しております。

今後においても、住民の医療と介護ニーズの把

握に努めながら、他の医療機関との連携を強化し、安全で安心な医療の提供と質の高い高齢者福祉の充実を図り、御利用される方々からより深く信頼されるよう努めてまいります。

また、病院改築整備事業につきましては、工事が順調に進み、令和７年２月に竣工を迎え、令和７年５月の開院に向け、準備を進めております。

続きまして、アの患者数と利用者数の状況であります。

入院・入所者数につきましては、一般病床６，３９７人、介護保険施設９，９１５人となりまして、合計１万６，３１２人となりました。

外来患者数につきましては、２万９４１人で、入院・入所者数と外来患者数の合計は３万７，２５３人、前年対比３４８人の減となってございます。

次に、イの収益的収支についてでありますが、病院事業の収益総額につきましては９億１，４０８万４，８４６円、また、費用総額につきましては９億９，６３０万１，３７９円となりまして、この結果、収益的収支は８，２２１万６，５３３円の当年度純損失となってございます。

なお、収益的収支につきましては、１９ページ以降の収益的費用明細書との整合性を図るため、消費税を含まない数値となってございます。

続きまして、８ページを御覧ください。

ウの資本的収支についてであります。

収入支出総額はそれぞれ４６億４，７３５万２，３２０円で、収入内訳は町からの出資金と医療機器等整備及び地中熱導入工事のための国庫補助金、病院改築整備のための企業債となっております。

また、支出の内訳につきましては、医師住宅等の企業債の償還金、建設改良費として、Ｘ線ＣＴ診断装置、オートクレーブなどの医療器械購入、厨房機器の購入、また、病院改築整備に係ります建設工事、地中熱設備導入工事を実施してまいりました。

また、看護師の人材確保のため、２名分の奨学金貸付を行っております。

続きまして、（２）の経営指標に関する事項についてですが、経営の健全性を示す経常収支比率につきましては、医業収益の減少や人件費の増加、医業外費用の減少などによりまして、前年度比８．７ポイント増の９１．７％となりましたが、健全経営の水準とされます１００％に達してございません。また、修正医業収支比率にありましても、前年度比５．０ポイント減となりまして４９．５％と依然と低い水準であり、収支構造の見直しが求められております。

一方、有形固定資産減価償却費率につきましては、前年度比２２．８ポイント減の４８．１％となりまして、現在進めております病院改築整備事業等によります設備投資を行っていることから、当院が保有する資産償却率は改善されているものと思われます。

続きまして、決算額を申し上げます。

戻っていただきまして１ページ、２ページをお開き願います。

令和６年度上富良野町病院事業決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみ申し上げます。

（１）収益的収入及び支出。

収入。第１款病院事業収益９億１，８２７万３，８２３円。

支出。第１款病院事業費用１０億９９８万２，６７６円。

（２）資本的収入及び支出。

収入。第１款資本的収入４６億４，７３５万２，３２０円。

支出。第１款資本的支出４６億４，７３５万２，３２０円。

３ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものといたしまして、説明を省略させていただきます。

以上、令和６年度上富良野町病院事業会計決算の概要の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　次に、建設水道課長。

○建設水道課長（菊地敏君）　続きまして、令和６年度水道事業会計決算の概要について御説明申し上げます。

令和６年度水道事業会計決算報告書を御覧ください。

７ページをお開き願います。

令和６年度上富良野町水道事業報告書。

１、概況、（１）総括事項の概要を御説明申し上げます。

本事業は、町民が健康な生活を持続していくために必要とされる、安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来５２年が経過いたしました。

当年度の決算状況については、収益的収支において、収入１億５，５８２万４，２４１円、支出１億４，１８４万６，０１３円であり、純利益１，３９７万８，２２８円で決算することができました。

なお、収益的収支については、１３ページ以降の費用明細書との整合性を図るため、消費税を含まない数値となっておりますので御承知くださ

い。

次に、資本的収支では、収入１億４，３３２万３，０００円、支出１億９，６１２万３９１円で、不足する額５，２７９万７，３９１円については、過年度分損益勘定留保資金３，９２５万４，６０７円、当年度分損益勘定留保資金１，３５４万２，７８４円で補填し、事業の推進を図ってまいりました。

本年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と節水意識の高まりや、飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は減少傾向にあります。受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ納入など納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等維持管理に万全を期し、安全で安心・良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。

戻っていただきまして１ページ、２ページをお開き願います。

令和６年度上富良野町水道事業決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

（１）収益的収入及び支出。

収入。第１款水道事業収益１億７，３６１万７，８２０円。

支出。第１款水道事業費用１億４，５５０万３，５９０円。

（２）資本的収入及び支出。

収入。第１款資本的収入１億４，３３２万３，０００円。

支出。第１款資本的支出１億９，６１２万３９１円。

さきに概況報告でもお示ししましたが、表下に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額５，２７９万７，３９１円については、過年度分損益勘定留保資金３，９２５万４，６０７円、当年度分損益勘定留保資金１，３５４万２，７８４円で補填しております。

３ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものとしまして、説明を省略させていただきます。

なお、監査委員の審査に付し、その結果を記載してあります審査意見書などを併せて御高覧いただきたいと思います。

以上で、令和６年度水道事業会計決算の概要についての説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、御認定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、令和６年度公共下水道会計決算の概要について御説明申し上げます。

令和６年度公共下水道事業会計決算報告書を御覧ください。

７ページをお開き願います。

令和６年度上富良野町公共下水道報告書。

１、概況、（１）総括事項の概要を御説明申し上げます。

本事業は、河川・水路等の公共用水域の水質保全及び住民の生活環境の改善並びに浸水の防除等、安全で快適な住民の暮らしを支える重要な役割を担い、供用開始以来３３年が経過いたしました。

また、企業会計への移行による財政マネジメントの向上及び経営の効率化を図るため、当年度より地方公営企業法の一部を適用いたしました。

当年度の決算状況につきましては、収益的収支において収入３億４，６３０万８，９２４円，

支出３億４，２２７万２，０７１円であり、純利益４０３万６，８５３円で決算することができました。

次に、資本的収支では、収入１億４，７９０万２，７００円、支出２億３，７７３万９，４６４円で、不足する額８，９８３万６，７６４円については、引継ぎ金１，１３２万５，９５２円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２５１万９，２０８円、当年度分損益勘定留保資金７，５９９万１，６０４円で補填し、事業の推進を図ってまいりました。

公共下水道事業は、下水道使用者から納めていただく下水道使用料より、汚水の処理費用を賄うこととされていますが、現状は４割程度しか賄えておらず、一般会計補助金等に依存しています。補助金は公共下水道を利用できない下水道区域外の方々からも負担いただくため、受益者と負担者の公平性を保つために下水道使用料の適正化を図りながら、健全な公営企業としての経営に努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。

戻っていただきまして１ページ、２ページをお開き願います。

令和６年度上富良野町公共下水道事業決算報告書。

以下、款ごとの決算額を申し上げます。

（１）収益的収入及び支出。

収入。第１款下水道事業収益３億５，８４６万５，６４８円。

支出。第１款下水道事業費用３億５，１９０万９，５８７円。

（２）資本的収入及び支出。

収入。第１款資本的収入１億４，７９０万２，７

００円。

支出。第１款資本的支出２億３，７７３万９，４６４円。

さきに概況報告でもお示ししましたが、表下に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額８，９８３万６，７６４円については、引継ぎ金１，１３２万５，９５２円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２５１万９，２０８円、当年度分損益勘定留保資金７，５９９万１，６０４円で補填しております。

３ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものとしまして、説明を省略させていただきます。

なお、監査委員の審査に付し、その結果を記載してあります審査意見書などを併せて御高覧いただきたいと思います。

以上で、令和６年度公共下水道事業会計決算の概要についての説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、御認定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、令和６年度簡易水道事業会計決算の概要について御説明申し上げます。

令和６年度簡易水道事業会計決算報告書を御覧ください。

７ページをお開き願います。

令和６年度上富良野町簡易水道事業報告書。

１、概況、（１）総括事項の概要を御説明申し上げます。

本事業は、町民が健康な生活を維持していくために必要とされる、安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来４６年が経過いたしました。

また、企業会計への移行による財政マネジメントの向上及び経営の効率化を図るため、当年度より地方公営企業法の一部を適用いたしました。

当年度の決算状況については、収益的収支において収入７，４３３万９，６２７円、支出７，５３２万２３円であり、純損失９８万３９６円となりました。

次に、資本的収支では収入８，１０８万４，２２７円、支出１億６６９万６，１３４円で、不足する額２，５６１万１，９０７円については、消費税資本的収支調整額４９９万９，３１０円、引継ぎ金２９７万４，４２４円、当年度分損益勘定留保資金１，７６３万８，１７３円で補填し、事業の推進を図ってまいりました。

本事業は、地方公営企業法に基づく公営企業に位置づけられており、その経費は利用者からの給水収益で賄うことが基本とされています。しかし、本事業は、農村部においても住民が平等に衛生的な生活環境が維持できるよう、安全で安定的な飲料水を供給することを目的としている事業であることから、市街地区との地域間格差の是正と住民福祉の公平性を確保するために必要な政策的経費として、一般会計補助金等の補填を一定程度継続し、事業全般にわたる経費の削減と投資の抑制を図りながら、健全な公営企業としての経営に努めるとともに、漏水対策や漏水管の更新など維持管理に万全を期し、安全で良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。

戻っていただきまして１ページ、２ページをお開き願います。

令和６年度上富良野町簡易水道事業決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

（１）収益的収入及び支出。

収入。第１款簡易水道事業収益８，０９４万１，５２０円。

支出。第１款簡易水道事業費用７，６９０万２，４４２円。

（２）資本的収入及び支出。

収入。第１款資本的収入８，１０８万４，２２７円。

支出。第１款資本的支出１億６６９万６，１３４円。

さきに概況報告でもお示ししましたが、表下に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２，５６１万１，９０７円については、消費税資本的収支調整額４９９万９，３１０円及び引継ぎ金２９７万４，４２４円及び当年度分損益勘定留保資金１，７６３万８，１７３円で補填しております。

３ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものとしまして、説明を省略させていただきます。

なお、監査委員の審査に付し、その結果を記載してあります審査意見書などを併せて御高覧いただきたいと思います。

以上で、令和６年度簡易水道事業会計決算の概要についての説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています、議案第１２号令和６年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、議案第１３号令和６年度上富良野町企業

会計決算の認定については、なお十分な審議を要するので、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く１１名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第９８条第１項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御異議なしと認めます。

よって本件は、１１名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第９８条第１項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第１８　議案第１４号

○議長（中澤良隆君）　日程第１８　議案第１４号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君）　ただいま上程いただきました、議案第１４号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

本改正条例につきましては、物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令の一部改正する政令が令和７年６月４日に公布され、選挙運動用通常はがき等作成の公営に要する経費の係る限度額が引き上げられたことに伴い、町においても関係する選挙運動用ビラ及びポスター作成の公営に要する経費の限度額を引き上げるため、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第１４号を御覧ください。

議案第１４号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条中７円７３銭を、８円３８銭に改める。

第１１条中５４１円３１銭を、５８６円８８銭に改める。

附則。

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

以上で、議案第１４号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第１４号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　議案第１５号

○議長（中澤良隆君）　日程第１９　議案第１５号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君）　ただいま上程いただきました、議案第１５号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本改正条例につきましては、令和７年１０月１日から施行されます地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律により、当該法律の第１９条の規定が適用される地方公務員について、部分休業制度における取得パターンの多様化や、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員意向確認など、利用しやすい職場環境の整備を図るため、関係条例の整備を行うよう、所要の改正を行うものでございます。

以下、条例の朗読を省略させていただき、その

主な改正点を説明させていただきます。

改正条例第１条は、地方公務員の育児休業等に関する法律（以降「育児休業法」といわせていただきます）第１９条の改正に伴いまして、引用する条にずれが生じるため、これを改め、「妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置」についての規定を追加するものでございます。

続いて、改正条例第２条は、育児休業法第１９条の改正に伴い、引用している条項ずれ等への対応を行い、部分休業における「取得範囲」及び「妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置」についての規定を追加するものでございます。

施行期日につきましては、令和７年１０月１日から施行するものとなってございまして、改正条例の施行に当たり、附則に経過措置を設けるものでございます。

以上、議案第１５号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第１５号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――

◎日程第２０　議案第１６号

○議長（中澤良隆君）　日程第２０　議案第１６号上富良野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（三好正浩君）　ただいま上程いただきました、議案第１６号上富良野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の、提案の要旨について御説明させていただきます。

この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、生後６か月から満３歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度が創設され、令和８年度より全自治体で実施することとされているため、児童福祉法第３４条の１６第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例を制定するものです。

それでは、議案第１６号を御覧ください。

以下、条例の朗読を省略させていただき、条に沿いましてその概要を御説明いたします。

第１条につきましては、この条例の趣旨を規定しております。

第２条につきましては、最低基準の目的について規定しております。

第３条につきましては、最低基準の向上について規定しております。

第４条につきましては、最低基準と乳児等通園支援事業者について規定しております。

第５条につきましては、乳児等通園支援事業者の一般原則について規定しております。

次のページを御覧ください。

第６条につきましては、乳児等通園支援事業者と非常災害について規定しております。

第７条につきましては、安全計画の策定等について規定しております。

第８条につきましては、自動車を運行する場合の所在の確認について規定しております。

第９条につきましては、乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件について規定しております。

次のページを御覧ください。

第１０条につきましては、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等について規定しております。

第１１条につきましては、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定しております。

第１２条につきましては、利用乳幼児を平等に取り扱う原則について規定しております。

第１３条につきましては、虐待等の防止につい

て規定しております。
第１４条につきましては、衛生管理等について規定しております。
第１５条につきましては、食事について規定しております。
第１６条につきましては、乳児等通園支援事業所内部の規定について規定しております。
次のページを御覧ください。
第１７条につきましては、乳児等通園支援事業所に備える帳簿について規定しております。
第１８条につきましては、秘密保持等について規定しております。
第１９条につきましては、苦情への対応について規定しております。
第２０条につきましては、乳児等通園支援事業の区分について規定しております。
第２１条につきましては、設備の基準について規定しております。
次の次のページを御覧ください。
第２２条につきましては、職員について規定しております。
次のページを御覧ください。
第２３条につきましては、乳児等通園支援の内容について規定しております。
第２４条につきましては、保護者との連絡について規定しております。
第２５条につきましては、設備及び職員の基準について規定しております。
第２６条につきましては、準用について規定しております。
第２７条につきましては、電磁的記録について規定しております。
附則につきましては、施行期日について規定しております。
以上、議案第１６号上富良野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の説明といたします。
御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。
○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。
これから、議案第１６号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。
（賛成者起立）
○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。
よって、議案第１６号上富良野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　議案第１７号
○議長（中澤良隆君）　日程第２１、議案第１７号上富良野町水道事業給水条例及び上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
建設水道課長。
○建設水道課長（菊地敏君）　ただいま上程いただきました、議案第１７号上富良野町水道事業給水条例及び上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。
令和６年１月に発生した能登半島地震においては、個人宅内の給排水に関わる配管の破損が多数発生したことに加え、指定工事事業者等自身の被災や工事需要の集中等により指定工事事業者等の確保が困難な状況になったことに伴い、結果的に宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。
こうした事態を踏まえ、災害その他非常時において、給水装置工事または排水設備工事に係る指定工事事業者等の確保が困難と判断される場合においては、町長が認めるときは他市町村長の指定を受けた者等が給水装置及び排水設備に関する工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものであります。
それでは以下、議案を朗読し説明といたします。
議案第１７号を御覧ください。
議案第１７号上富良野町水道事業給水条例及び上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例。
上富良野町水道事業給水条例の一部改正。
第１条。上富良野町水道事業給水条例。
平成１０年上富良野町条例第１０号の一部を、次のように改正する。
第７条第１項に次のただし書を加える。
ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長（地方公営企業法昭和２７年法律

第２９２号第７条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ）または他の市町村長が法第１６条の２第１項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。

上富良野町公共下水道に関する条例の一部改正。

第２条。上富良野町公共下水道に関する条例。

平成２年上富良野町条例第６号の一部を次のように改正する。

第８条第１項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長（地方公営企業法昭和２７年法律第２９２号第７条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第１７号上富良野町水道事業給水条例及び上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１７号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第１７号上富良野町水道事業給水条例及び上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２　議案第１８号

◎日程第２３　議案第１９号

◎日程第２４　議案第２０号

○議長（中澤良隆君）　日程第２２　議案第１８号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第２３　議案第１９号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第２４　議案第２０号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

関連がありますので一括して提出者から提案理由の御説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君）　ただいま一括上程いただきました、議案第１８号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第１９号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第２０号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきまして、一括して提案の要旨を御説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合、北海道市町村職員退職手当組合及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合に加盟している江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴い、地方自治法の規定により構成市町村議会での議会が必要になることから、本議案を提出するものでございます。

以下、議案を朗読して説明とさせていただきます。

議案第１８号を御覧ください。

議案第１８号北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

北海道市町村事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第１檜山振興局（１１）の項中「（１１）」を「（１０）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第２の９の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則。

この規約は、地方自治法第２８６条第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

次に、議案第１９号を御覧ください。

議案第１９号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように変更する。

別表（２）一部事務組合及び広域連合の表、檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則。

この規約は、地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、議案第２０号を御覧ください。

議案第２０号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更する。

別表第１中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則。

この規約は、地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入りますが、議案第１８号、議案第１９号、議案第２０号を一括で質疑をお受けしたいと思います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１８号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第１８号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１９号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第１９号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２０号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第２０号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２５　議案第２３号

○議長（中澤良隆君）　日程第２５　議案第２３号財産取得について（救急車電動ストレッチャー）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君）　ただいま上程いただきました、議案第２３号財産取得について、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金の補助を受け、救急車電動ストレッチャーを取得するものでございます。

取得の目的といたしましては、富良野広域連合上富良野消防署にて運用しています救急車の手動ストレッチャー一式を取り外し、電動ストレッチャー一式を取りつけ、患者搬送時におけるストレッチャー昇降操作、救急車への収容、救急車から降車作業時の患者に対する振動やショック、そしてストレッチャー転倒事故を軽減するとともに、定年延長などによる救急隊員の高齢化への対応及び雪面での搬送効率向上を図り、町民の安全と安心に資するため、購入するものでございます。

購入の内容といたしましては、救急車電動ストレッチャー一式を購入するもので、なお、規格等については現行の救急車に積載可能な規格となったものを購入するものでございます。

上程いただきました本件財産取得につきましては、去る９月１０日に指名競争入札を行った結果、株式会社二二商会が９２０万円で落札し、消費税を加えまして本議案の１，０１２万円の契約金額となったところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第２３号御覧ください。

財産の取得について。

救急車電動ストレッチャーを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、取得の目的。救急車電動ストレッチャー。

２、取得の方法。指名競争入札による。

３、取得金額。１，０１２万円。

４、取得の相手方。札幌市手稲区曙１条２丁目２番３７号、株式会社二二商会、代表取締役　斎藤太雅哉。

５、納期。令和８年２月２８日。

以上で、議案第２３号財産の取得についての説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第２３号財産取得について（救急車電動ストレッチャー）は、原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――

◎日程第２６　議案第２４号

○議長（中澤良隆君）　日程第２６　議案第２４号上富良野町とカムローズ市との友好都市提携の終了についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（安川伸治君）　ただいま上程いただきました、議案第２４号上富良野町とカムローズ市との友好都市提携の終了につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

カナダ国アルバータ州カムローズ市との友好都市提携につきましては、昭和６０年３月２０日に議会の議決を受け、同年９月５日に盟約を交わし、これまで４０年にわたり、同市との間で産業及び文化、教育等の発展に寄与することを目的に友好交流の事業活動を実施してきたところであります。

しかし、当町における交流活動の中心的役割を果たしてきた国内交流協会が平成２５年に解散となり、その後の平成２８年には、カムローズ市においても、市民交流活動の主体であった日本友の会が解散したため、双方をつなぐ役割を担っていた活動団体が消滅し、市民・町民間の交流活動は現在まで休止状態が続いております。

今後の活動継続には、双方をつなぐ機能として人材や団体などの活動体制を復活させる必要がありますが、双方ともに後継者や新たな人材を確保することは非常に難しく、活動体制が回復する見込みも立たないため、行政間における友好都市提携を維持することは極めて困難な状況になっております。

このような実態を踏まえ、今後の友好都市提携の在り方につきまして、カムローズ市長に継続の意向確認を要請し、併せて当町の提携終了の意思表示を行うとともに回答の要請を続けてきましたが、協議開始から３か月以上経過した現在まで回答を得られていない状態が続いていることから、カムローズ市に回答の意思がないと判断し、当町より伝えている提携終了の趣旨に同意したものとみなし、カムローズ市との友好都市提携に関する盟約の終了を令和７年８月２７日に決定したところであります。

この友好都市提携の盟約に関しては、地方自治法第９６条に規定する議決事件に該当しないため、町長の権限において決定が可能でありますが、長年にわたり町民レベルでの親交を重ねてきた経緯と盟約の締結に当たり、議会の議決を受け、議長が盟約書に署名していることに鑑みまして、終了時においても議決が必要であると考えますことから、議案として上程するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明と代えさせていただきます。

議案第２４号を御覧ください。

議案第２４号上富良野町とカムローズ市との友好都市提携の終了について。

昭和６０年３月２０日に議決のあった上富良野町とカナダ国アルバータ州カムローズ市との友好都市提携を終了する。

以上で、第２４号上富良野町とカムローズ市との友好都市提携の終了についての説明とさせてい

ただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第２４号上富良野町とカムローズ市との友好都市提携の終了については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２７　議案第２５号

◎日程第２８　議案第２６号

○議長（中澤良隆君）　日程第２７　議案第２５号中の沢水道施設整備工事（その１）請負契約の締結について、日程第２８　議案第２６号中の沢水道施設整備工事（その２）請負契約の締結についてを議題といたします。

関連がありますので、一括して提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地敏君）　ただいま上程いただきました、議案第２５号中の沢水道施設整備工事（その１）請負契約の締結について、議案第２６号中の沢水道施設整備工事（その２）請負契約の締結についてにつきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本工事は、中の沢水道施設が設置から４７年が経過し、管路の老朽化に伴う漏水も発生していることから更新工事を行うもので、施工延長が長いことから２工区に分けて発注するものです。

工事の概要といたしまして、その１については塩ビ管１００ミリメートルが９５７メートル、その２は塩ビ管１００ミリメートルが１，１７９メートル、ポリエチレン管３０ミリメートルが５６メートル、ポリエチレン管４０ミリメートルが１２０メートルとなっています。

入札に当たりましては、去る９月１０日に事後審査型一般競争入札を行い、町内業者４社で入札を行った結果、その１につきましては、株式会社西塚清掃社が４，６９０万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の５，１５９万円となっております。

参考までに、２番札は有限会社志賀住宅設備の４，７２０万円でした。

その２につきましては、株式会社有我工業所が７，０４０万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の７，７４４万円となっております。

参考までに、２番札は株式会社西塚清掃社の７，０９０万円でした。

以下、議案を朗読し提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第２５号を御覧ください。

議案第２５号中の沢下水道施設整備工事（その１）請負契約の締結について。

中の沢水道施設整備工事（その１）の請負契約を、次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。中の沢水道施設整備工事（その１）。

２、契約の方法。一般競争入札による。

３、契約金額。５，１５９万円。

４、契約の相手方。空知郡上富良野町北町１丁目４番１０号、株式会社西塚清掃社、代表取締役西塚邦夫。

５、工期。契約の日から令和８年２月１０日。

続きまして、議案第２６号を御覧ください。

議案第２６号中の沢水道施設整備工事（その２）請負契約の締結について。

中の沢水道施設整備工事（その２）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。中の沢水道施設整備工事（その２）。

２、契約の方法。一般競争入札による。

３、契約の金額。７，７４４万円。

４、契約の相手方。空知郡上富良野町中町３丁目２番１号、株式会社有我工業所、代表取締役有我有希。

５、工期。契約の日から令和８年３月１０日。

以上、議案第２５号中の沢水道施設整備工事（その１）請負契約の締結について、議案第２６

号中の沢水道施設整備工事（その２）請負契約の締結についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

議案第２５号及び議案第２６号を一括して質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第２５号中の沢水道施設整備工事（その１）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、議案第２６号中の沢水道施設整備工事（その２）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

○議長（中澤良隆君）　ここで諸般の報告をいたさせます。

各常任委員会及び議会運営委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君）　各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選結果を御報告いたします。

総務産建常任委員会の委員長に金子益三議員、副委員長に井村悦丈議員。

厚生文教常任委員会の委員長に佐藤大輔議員、副委員長に湯川千悦子議員。

議会運営委員会の委員長に荒生博一議員、副委員長に北條隆男議員と決定されました。

以上であります。

○議長（中澤良隆君）　ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は、４時４５分といたしたいと思います。

午後　４時３３分　休憩

午後　４時４５分　再開

○議長（中澤良隆君）　暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

◎日程第２９　議案第２１号

○議長（中澤良隆君）　日程第２９　議案第２１号教育長の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長斉藤繁君。

○町長（斉藤繁君）　ただいま上程いただきました、議案第２１号教育長の任命につきまして、提案の理由を御説明させていただきます。

現在、教育長を務めていただいております鈴木真弓氏が、この９月末をもって任期満了を迎えるところでありますが、人格・識見共に優れた方であり、これまでの御経験をさらに本町の教育行政に生かしていただきたく、引き続き鈴木氏を教育長に任命したく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、鈴木氏の御経歴等につきましては別添配付させていただいておりますので、御高覧を賜り参考としていただきたいと存じます。

以下、議案を朗読して御提案させていただきます。

議案第２１号教育長の任命について。

上富良野町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記。

氏名。鈴木真弓。

以上でございます。

御審議賜りまして、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

本件は、先例により討論を省略し、直ちに採決

をいたしたいと思います。
それに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　御異議なしと認めます。
これから、議案第２１号を採決いたします。
本件は、原案のとおり選任に同意する方は、御起立願います。
（賛成者起立）
○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。
よって、議案第２１号教育長の任命については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３０　議案第２２号

○議長（中澤良隆君）　日程第３０　議案第２２号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
町長斉藤繁君。
○町長（斉藤繁君）　ただいま上程いただきました、議案第２２号教育委員会委員の任命につきまして、提案の理由を説明させていただきます。
議案第２２号につきましては、現在、教育委員２期目を務めていただいております四釜充啓氏が、この９月末をもって任期満了を迎えるところでありますが、人格・識見共に優れた方であり、これまでの御経験をさらに本町の教育行政に生かしていただきたく、引き続き四釜氏を教育委員に任命したく、議会の同意をお願いするものであります。
なお、四釜氏の経歴等につきましては別添配付させていただいておりますので、御高覧を賜り参考としていただければと存じます。
以下、議案を朗読して御提案させていただきます。
議案第２２号教育委員会委員の任命について。
上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。
記。
氏名。四釜充啓。
以上でございます。
御審議賜りまして、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。
本件は、先例により討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。
それに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　御異議なしと認めます。
これから、議案第２２号を採決いたします。
本件は、原案のとおり選任に同意する方は、御起立願います。
（賛成者起立）
○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。
よって、議案第２２号教育委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３１　諮問第１号

○議長（中澤良隆君）　日程第３１　諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
町長斉藤繁君。
○町長（斉藤繁君）　ただいま上程いただきました、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。
本町では、４名の方々に人権擁護委員を務めていただいているところであります。
その人権擁護委員の中で鎌田孝徳氏が、令和７年９月３０日をもって任期満了を迎えるところであります。
鎌田孝徳氏におかれましては、１期３年御活躍いただいたところであり、今期の任期満了をもちまして退任されますので、後任の人権擁護委員といたしまして推薦したく、御提案申し上げるところであります。
以下、議案を朗読し説明といたします。
諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について。
人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。
記。
氏名。川崎優。
以上でございます。
なお、それぞれの経歴等は、別紙２に別にお配りしたものに記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。
川崎優氏におかれましては、人格、識見共に優れた方でございますので、御審議いただき、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由

の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。
本件は、先例により討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。
これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　御異議なしと認めます。
これから、諮問第１号を採決いたします。
本件は、原案のとおり同意する方は、御起立願います。
（賛成者起立）
○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。
よって、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第３２　発議案第１号

○議長（中澤良隆君）　日程第３２　発議案第１号議会広報特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。
提出者から趣旨説明を求めます。
４番米澤義英君。
○４番（米澤義英君）　ただいま上程いただきました、発議案第１号議会広報特別委員会設置に関する決議につきまして、発議案を朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。
発議案第１号議会広報特別委員会設置に関する決議について、上記議案を次のとおり会議規則第１４条第２項の規定により提出します。
令和７年９月１８日提出。
上富良野町議会議長　中澤良隆様。
提出者。上富良野町議会議員　米澤義英。
賛成者。上富良野町議会議員　小林啓太、上富良野町議会議員　荒生博一。
議会広報特別委員会設置に関する決議について、次のとおり議会広報に関する特別委員会を設置するものとする。
記。
１、名称。議会広報特別委員会。
２、設置の根拠。地方自治法第１０９条及び委員会条例第５条。
３、目的。議会活動の状況を広く住民に知らせるため、議会広報誌の発行及び調査研究を目的とする。
４、委員の定数。６人。
５、設置期間。本特別委員会は、議員の任期まで継続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。
以上で、発議案第１号議会広報特別委員会設置に関する決議についての説明といたします。
御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。
○議長（中澤良隆君）　これをもって、趣旨説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。
これから、発議案第１号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。
（賛成者起立）
○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。
よって、発議案第１号議会広報特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、議長より指名いたします。
湯川千悦子君、米澤義英君、林敬永君、茶谷朋弘君、井村悦丈君、小林啓太君を指名いたします。
これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中澤良隆君）　御異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、議会広報特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第３３　発議案第２号

○議長（中澤良隆君）　日程第３３　発議案第２号議員派遣についてを議題といたします。
提出者から趣旨説明を求めます。
４番米澤義英君。
○４番（米澤義英君）　ただいま上程いただきました、発議案第２号議員派遣につきまして、発議案を朗読して趣旨説明に代えさせていただきます。
発議案第２号議員派遣について。

上記議案を、次のとおり会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和７年９月１８日提出。

上富良野町議会議長　中澤良隆様。

提出者。上富良野町議会議員　米澤義英。

賛成者。上富良野町議会議員　小林啓太、上富良野町議会議員　荒生博一。

議員派遣について、次のとおり地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２９条の規定により、議員を派遣する。

記。

１、町内行政調査。

目的。町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動に資するため。

派遣場所。上富良野町内。

期間。議決の日以降において１日以内とする。

派遣議員。全議員１３名。

２、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

目的。議会議員の資質向上に資するため。

派遣場所。旭川市。

期間。令和７年１１月６日（１日間）。

派遣議員。全議員１３名。

３、富良野沿線市町村議会議員研修会。

目的。議会議員の資質向上に資するため。

派遣場所。富良野市。

期間。令和７年１２月１５日（１日間）。

派遣議員。全議員１３名。

４、先進市町村行政調査及び広報技術研修。

目的。議会広報特別委員会の資質向上に資するため。

派遣場所。道内市町村。

期間。議決の日以降において、２日以内とする。

派遣議員。議会広報特別委員会６名。

なお、その他の事情により変更が生じる場合においては、議長に一任いたします。

以上で、発議案第２号議員派遣についての説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、発議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、発議案第２号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事が１７時１５分以降に及ぶことが考えられますので、あらかじめ延長いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、あらかじめ延長することに決しました。

◎日程第３４　発議案第３号

○議長（中澤良隆君）　日程第３４　発議案第３号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

１２番小林啓太君。

○１２番（小林啓太君）　ただいま上程いただきました、発議案第３号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和７年８月７日に北海道道路整備促進協会他から当該意見書の採択と提出の要望書を受理し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委員会において、所管である総務産建常任委員委員会に付託され、９月９日の委員会で慎重審議し採択すべきものとして、議会運営委員会・全員協議会での審議をへて、意見書を提出することに決定いたしました。

それでは以下、発議案を朗読し説明といたします。

発議案第３号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見について。

上記議案を、別記のとおり会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

上富良野町議会議長　中澤良隆様。

提出者。上富良野町議会議員　小林啓太。

賛成者。上富良野町議会議員　荒生博一。

１ページを御覧ください。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意

見書。

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と、豊富な再生可能エネルギーをはじめ我が国最大の供給力を有する農林水産物、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった、数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や、気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和６年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

１、山積する道路整備の課題に対応しながら、計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

２、第１次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した、必要な予算、財源を確保すること。

３、人流・物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定２車線区間の４車線化や、耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

４、令和７年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

次のページを御覧ください。

５、冬季における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の促進など、地域の暮らしを支える道路整備や、除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

６、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和７年９月１８日。

北海道上富良野町議会議長　中澤良隆。

提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上で、発議案第３号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見についての説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、発議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、発議案第３号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３５　発議案第４号

○議長（中澤良隆君）　日程第３５　発議案第４号将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供

を求める意見についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

２番荒生博一君。

○２番（荒生博一君）　ただいま上程いただきました、発議案第４号将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和７年８月２８日に日本共産党上富良野支部から当該意見書の採択と提出の要望書を受理し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委員会において、所管である厚生文教常任委員会に付託され、９月８日の委員会で慎重審議し、採択すべきものとして、議会運営委員会・全員協議会での審議をへて、意見書を提出することに決定いたしました。

それでは以下、発議案を朗読し説明といたします。

発議案第４号将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見について。

上記議案を、別記のとおり会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和７年９月１８日提出。

上富良野町議会議長　中澤良隆様。

提出者。上富良野町議会議員　荒生博一。

賛成者。上富良野町議会議員　小林啓太。

１ページを御覧ください。

将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書。

少子高齢化が進む北海道において、地方では特に人口減少が激しい上、昨今の急激な人件費の増加、光熱費・食材料費の高騰なども相まって、現在の医療機関・介護施設等（以下「医療機関等」という）を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にある。

２０２５年３月１０日、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、日本慢性期医療協会、全国自治体病院協議会の６団体は、２０２４年度診療報酬改定後の病院経営状況調査において、地域医療はもう崩壊寸前と指摘した。２０２４年度診療報酬改定後に、医業利益の赤字病院の割合は６９％にまで及んでおり、こうした経営不振や医師の高齢化等もあり、倒産・廃業が過去最多を更新している状況にある。

また、介護事業においても、事業者の倒産が昨年過去最多に上っており、特に訪問介護事業所は介護報酬の引下げなどの影響によって大変厳しい経営状況にある。このままでは医療機関等における人材確保はさらに厳しくなり、地域における医療・介護が維持できなくなる。他の一般の分野では価格転嫁という手法も取られるが、公定価格により運営する医療機関等はその上昇分を価格に転嫁することができないため、賃上げと物価高騰等を踏まえた適正な診療報酬や介護報酬（以下「診療報酬等」という）の設定が必要である。

よって、国においては、医療機関等の経営悪化への歯止めをかけるよう、診療報酬等の在り方も含め、引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。また、エネルギー、原材料及び資材価格の高騰によって、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関等に大きな影響が出たことから、経営に必要な経費について、令和６年度に診療報酬改定等で対応されたところであるが、なお不足が生じる場合は、臨時的な診療報酬等の改定や、国による補助制度の創設により、全国一律の対策を講ずるよう強く要望する。

以下、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和７年９月１８日。

北海道上富良野町議会議長　中澤良隆。

提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上で、発議案第４号将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見についての説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、発議案第４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君）　起立多数であります。

よって、発議案第４号将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は、５時２５分といたしたいと思います。

―――――――――――――――――――――

午後　５時１７分　休憩
午後　５時２５分　再開

―――――――――――――――――――――

○議長（中澤良隆君）　それでは、休憩に引き続き会議を再開いたします。

―――――――――――――――――――――

◎諸般の報告

○議長（中澤良隆君）　諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

○事務局長（谷口裕二君）　議会広報特別委員会の正副委員長の互選結果を御報告申し上げます。

議会広報特別委員会の委員長に茶谷朋弘議員、副委員長に林敬永議員と決定されました。

以上であります。

○議長（中澤良隆君）　以上で、諸般の報告を終わります。

―――――――――――――――――――――

◎日程第３６　閉会中の継続調査申し出について

○議長（中澤良隆君）　日程第３６　閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第７５条の規定により、各委員会において別紙配付の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

◎教育長挨拶

○議長（中澤良隆君）　以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしましたが、先ほど教育長が再任されたということで、この場に教育長がいらっしゃいますので、挨拶を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長（鈴木真弓君）　ただいま、議長の同意を頂きまして、議員各位の皆様には教育長の選任に当たりまして同意を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

私も、３年半教育長として実務させていただきましたが、実際この３年半は前任者からの引き継ぎを何とか完遂することだけを目標に一生懸命やってまいりました。様々な事故がありましたが、何とか今めどがついている状況で、少し安堵しているところではありましたが、教育行政は課題が次から次へと生まれ、この議会においても大変多くの議員の皆様から御質問、御意見等を賜っているところでございます。

今後におきましても、ぜひ皆様からの御指導、御鞭撻を頂けますよう、教育行政に真摯に向き合ってまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

―――――――――――――――――――――

◎閉会宣告

○議長（中澤良隆君）　これにて、令和７年第３回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後　５時２８分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和７年９月１９日

上富良野町議会議長　　中　　澤　　良　　隆

署名議員　　金　　子　　益　　三

署名議員　　林　　敬　　永